令和 2 年度

自　己　点　検　評　価　書

令和 2(2020)年 9 月

富士大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

基準1　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
基準2　学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
基準3　教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
基準4　教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
基準5　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
基準6　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・ 90
基準A　地域社会への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

Ⅴ．特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

Ⅵ．法令等遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

Ⅶ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 富士大学の建学の精神・基本理念

富士大学の建学の精神は、以下のとおりである。

「本学の教育理念は、人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授し、深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養うことによって、平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成するにある。この理念に基づき、特に地球的・国際的視野の涵養、創造的・実践的知性の開発、自発的・奉仕的精神の体得を目標として、心身ともに健全な学生の育成を期する。」

この建学の精神には、本学の教育理念が言い表されている。すなわち、本学の教育理念は、(1)「人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授」すること、(2)「深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養う」こと、それによって(3)「平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成する」ことであり、同時にそれが本学の基本理念でもある。

また、建学の精神の中の 3 つの目標、(1)「地球的・国際的視野の涵養」、(2)「創造的・実践的知性の開発」、(3)「自発的・奉仕的精神の体得」は、本学経済学部の教育目的（人材養成目的）の土台になっている。

2. 富士大学の使命・目的

富士大学は、学校法人富士大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 3 条及び建学の精神を踏まえ、その目的を富士大学学則（以下「学則」という。）第 1 条に「富士大学（中略）は、広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。富士大学大学院は、その目的を富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条に「富士大学大学院（中略）は、富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、本学は平成 24(2012)年度に、建学の精神及び目的を踏まえ、使命（ミッション）を明確にした。富士大学の使命は次の 3 つである。

(1) 地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域の人々に提供する。
(2) 建学の精神・教育目的に基づき、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成する。
(3) 生涯学習の機会を地域の人々に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、地域行政等への助言・協力、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興などを通じて地域社会に貢献する。

3. 富士大学の個性・特色

富士大学は、「地域社会に貢献する大学」である。本学は「知」（知識の「知」）・「地」（地理的な「地」（自然・歴史・文化））・「治」（自治の「治」（自治体・住民の自治））の 3 つの「ち」の拠点として、地域と共にある大学を目指している。

(1) 地域社会の発展を担う人材の育成

使命・目的に基づく本学の役割の一つは、地域社会の発展に「貢献」する経済・経営人材を「教育研究」を通して「育成」し、それによって、本学自身も地域社会に「貢献」す

ることである。

本学は、開学以来 55 年の歴史を有し、小規模ながら約 10,000 人卒業生を世に送り出してきた。それらの卒業生は、岩手県内、東北地方をはじめ全国の各地域（海外も含む。）で経済・経営人材として活躍している。これは、本学がその使命・目的に基づく役割を果たしてきたことの証左である。

本学は、今後も地域社会と連携し、「教育研究」、「育成」、「貢献」を高度化していく。

なお、地域社会の発展を担う経済・経営人材の育成に関連し、富士大学は、「就職に強い大学」である。本学はキャリア支援プログラム「イーハトーブ・キャリアプラン」により、学生の社会的・職業的自立を支援し、大きな成果を上げている。（「基準項目 2－3」を参照。）

令和元(2019)年度は「就職希望者に対する就職率」が 99.2%（令和 2 年 4 月 1 日現在の全国平均 98.0%、文部科学省・厚生労働省発表）、「卒業者に対する就職率」が 95.3%（同全国平均 76.5%）、雑誌等でのランキングの対象となる「実就職率」（＝就職者数／（卒業者数－進学者数））が 96.0%、「2019 年度学部系統別実就職率ランキング」では、国公私立大学経済系で全国 7 位にランクされている（2018 年度は第 9 位）。

(2) 地域社会との連携等

本学は、花巻市、岩泉町、西和賀町、一戸町等の自治体や、花巻商工会議所等の経済団体、花南地区コミュニティ会議等の地域団体と包括連携協定（花巻市とは締結日が古いため、相互友好協力協定）を締結し、地域課題の解決を目指し協議を進めている。また、多数の教員が県や市の各種審議会等に会長、委員長、委員として参画し、活力ある地域行政の推進に貢献している。（「基準項目 A－2」を参照。）

(3) 生涯学習機会の地域への提供等

本学は、「花巻市民セミナー」、「北上市民セミナー」、「富士大学シニア・オープンカレッジ」、「ダニエル先生の英語講座」、「富士大学図書館公開講座」の開講、「地域創生論」、「金融と人生設計」、「地域金融論」、「女子学生のためのキャリア形成論」等の授業の公開により、生涯学習の機会を地域の人々に提供している。（令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染防止のため公開中止）（「基準項目 A－2」を参照。）

もちろん、本学の地域貢献はそれだけではない。全国高校生童話大賞、高等学校への出前講義、大学施設の貸出し、花巻市産業支援アドバイザー、小中学生向けの各種スポーツ教室、学生ボランティア等、多岐にわたる。（「基準項目 A－2」を参照。）

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和 4 年	5 月	財団法人京王商業学校設置、京王商業学校を開設
23 年	8 月	学制改革により法人名を財団法人京王学園、学校名を京王高等学校に改称
26 年	2 月	私立学校法施行により学校法人京王学園に改称
38 年	8 月	岩手県花巻市（現在地）に大学用地買収
40 年	1 月	奥州大学 設置認可（経済学部 経済学科　入学定員 100 人）
40 年	4 月	校舎 1 号館 完成
40 年	4 月	学校法人京王学園 奥州大学 開学
41 年	3 月	校舎 2 号館、教授会館、寄宿舎（第一陸奥寮）完成
42 年	7 月	文部大臣委嘱 司書及び司書補の講習 開始
44 年	11 月	法人名を学校法人奥州大学に改称
51 年	4 月	法人名を学校法人富士大学、大学名を富士大学に改称
52 年	3 月	富士大学記念体育館（校舎 3 号館）完成
61 年	12 月	入学定員増 認可（経済学部 経済学科　100 人→150 人）
62 年	9 月	校舎 5 号館（図書館棟）完成
63 年	3 月	寄宿舎 2 号館（第二陸奥寮）完成
平成 元年	12 月	期間を付した入学定員増 認可（75 人、平成 2 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日）
3 年	12 月	期間を付した入学定員増 認可（75 人、平成 4 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日）
5 年	10 月	校舎 6 号館 完成
7 年	10 月	武道館、野球場 完成
9 年	12 月	経済学部 経営法学科 設置認可（入学定員 200 人、3 年次編入学定員 20 人）
10 年	3 月	校舎メディア棟 完成
10 年	4 月	経済学部 経営法学科 開設
10 年	7 月	屋内総合体育館（スポーツセンター）完成
10 年	12 月	期間を付した入学定員増の期間延長 認可（75 人、平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日）
11 年	7 月	期間を付した入学定員増の廃止に伴う恒常的入学定員増 認可（経済学部 経済学科　150 人→225 人）
11 年	7 月	平成 12 年度から平成 16 年度までの期間を付した入学定員増 認可（臨定延長、経済学部 経済学科 平成 12 年度 60 人、13 年度 45 人、14 年度 30 人、15 年度 15 人、16 年度 0 人）
11 年	12 月	全天候型陸上競技場 完成
14 年	5 月	寄宿舎 3 号館（第三陸奥寮）完成
14 年	12 月	大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程）設置認可（入学定員 25 人）

14 年　12 月　経済学部 経営情報学科 設置認可（入学定員 100 人、3 年次編入学定員 10 人）
15 年　4 月　大学院 経済・経営システム研究科 開設
15 年　4 月　経済学部 経営情報学科 開設
15 年　4 月　経済学部 経営法学科 入学定員変更（入学定員 200 人→100 人、3 年次編入学定員 20 人→10 人）
17 年　4 月　経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更（経済学科 225→150 人、経営法学科 100→75 人、経営情報学科 100 人→75 人）
18 年　7 月　人工芝サッカー場 完成
21 年　4 月　経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更（経済学科 150→110 人、経営法学科 75→110 人、経営情報学科 75 人→50 人）
28 年　4 月　経済学部 経営情報学科 募集停止
経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更（経済学科 110→70 人、経営法学科 110→120 人）
31 年　3 月　経済学部 経営情報学科 廃止

2. 本学の現況

・大学名

富士大学

・所在地

岩手県花巻市下根子 450 番地 3

・学部構成

大　学	学部名	学科名
	経済学部	経済学科
		経営法学科

大学院（修士課程）	研究科名	専攻名
	経済・経営システム研究科	経済・経営学専攻

・学生数、教員数、職員数

経済学部の学生数

学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
経済学科	64	53	55	51	223
経営法学科	166	125	128	142	561
合計	230	178	183	193	784

大学院　経済・経営システム研究科（修士課程）の学生数

専攻	1 年次	2 年次	計
経済・経営学専攻	6	9	15

経済学部の教員数

	教授	准教授	講師	助教	計
経済学科	12	1	2	0	15
経営法学科	15	7	1	0	23
計	27	8	3	0	38

大学院　経済・経営システム研究科（修士課程）の教員数

	研究指導教員	研究指導補助教員
経済・経営学専攻	6	9

職員数

専任職員	40
臨時職員	6
計	46

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

学校法人富士大学は、寄附行為第 3 条において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、グローバル化社会・情報化社会に対応できる高度な専門知識と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。」と定めている。

富士大学は、寄附行為及び建学の精神に基づき、学則第 1 条に、その目的を「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、富士大学大学院は、大学院学則第 1 条に、その目的を「富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている

さらに、本学は平成 24(2012)年度に、その使命（ミッション）を「(1)地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域の人々に提供する。(2)建学の精神・教育目的に基づき、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成する。(3)生涯学習の機会を地域の人々に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、地域行政等への助言・協力、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興などを通じて地域社会に貢献する。」と明確にした。教育目的（人材養成目的）は、建学の精神に基づき、経済学部、経済学科、経営法学科について学則第 3 条の 2 に定めている。以下に、本学経済学部、経済学科・経営法学科の教育目的を示す。

経済学部

経済学部は、建学の精神に基づき、次に掲げる人材を育成することを教育目的とする。

(1) 専門性と同時に教養を身につけ、国際感覚と語学力、情報処理能力を備えた人材（地球的・国際的視野の涵養）

(2) 実践的な専門知識、豊かな創造性、柔軟な問題解決能力を備えた人材（創造的・実践的知性の開発）

(3) 地域社会に貢献できる人材（自発的・奉仕的精神の体得）

経済学科・経営法学科

経済学科、経営法学科は、次に掲げる人材の育成を教育目的とする。

(1) 経済学科　経済のしくみと政策、歴史に関する専門知識を体系的に修得するとともに、その他今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律、情報などの幅広い知識と柔軟な問題解決能力をもった人材

(2) 経営法学科　経営学・会計学および企業関連法規についての専門知識を修得するとともに、経済、情報処理など幅広い分野の知識を身につけることにより、企業・団体の円滑な経営管理に資することができる人材

そのほか、本学は教養教育科（「基準項目・評価の視点 3-2-④ 教養教育の実施」で詳述する。）の教育目的とキャリア教育に関する目的を、以下のとおり明確にし、中期目標・中期計画に反映させ、教育を行っている。

教養教育科

学問の共通的な基盤となる知識・技能等の修得を図るとともに、進展する国際化社会において信頼される、豊かな人間性と、広い視野から物事を考えようとする態度を育てることを教育目的とする。

キャリア教育

社会を逞しく生き抜くための＜がんばり力＞（社会を正しく生き抜く力、学んだ知識を活用する力、社会の一員として「共生」する力）を備えた人材を育成することを教育目的とする。

大学院の教育目的（人材養成目的）は、大学院学則第 3 条に定めている。以下に、大学院の教育目的を示す。

大学院

大学院は、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要な能力を養い、次に掲げる人材を養成することを目的とする。

(1) 高度に専門的な知識を有する実務者

(2) 公的資格を有する専門職業人

(3) 研究者として専門研究に従事しうる人材

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-1-1】学校法人富士大学寄附行為

【資料 1-1-2】富士大学学則

【資料 1-1-3】富士大学大学院学則

【資料 1-1-4】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）
【資料 1-1-5】2020 年度履修登録の手引

1-1-② 簡潔な文章化

「基準項目・評価の視点　1－1－①　意味・内容の具体性と明確性」に示したとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

大学の個性・特色とは何か。中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17(2005)年 1 月）には、以下のように説明されている。

> 大学の機能別分化
> 高等教育機関のうち、大学は、全体として
> ① 世界的研究・教育拠点
> ② 高度専門職業人養成
> ③ 幅広い職業人養成
> ④ 総合的教養教育
> ⑤ 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究
> ⑥ 地域の生涯学習機会の拠点
> ⑦ 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）
> 等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い（＝大学の選択に基づく個性・特色の表れ）に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(p. 14)

この機能の分類に従うならば、本学は「③ 幅広い職業人養成」及び「⑦ 社会貢献機能」に重きを置いており、そこから本学の個性・特色が表れるということになる。

本学の個性・特色は、「Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「3. 富士大学の個性・特色」で述べたとおりである。「我が国の高等教育の将来像」に示された 7 つの機能を参照しながら、本学はその個性・特色が「地域社会の発展を担う経済・経営人材の育成」（そのためのキャリア教育を含む。）と「地域社会への貢献」であることを確認し、平成 24(2012)年度に、建学の精神、目的及び教育目的をもとに使命（ミッション）を明確にした。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日、中央教育審議会）には、次のように述べられている。

> 「将来像答申」で提示した機能別分化の考え方は、大学の多様性を踏まえたものであり、

これからも維持していくべきものと考える。一方で、各大学においては、「将来像答申」以降の社会全体の急速な変化や 18 歳人口の減少を踏まえるとともに、将来の更なる変化を見据え、大学が選択する機能と、その比重の置き方について改めて見直すことにより、自らの強みや特色を意識した上で、将来の発展の方向性を考えていくことが重要である。(p. 26)

本学の個性・特色は「③ 幅広い職業人養成」及び「⑦ 社会貢献機能」に重点を置き、3 つの「ち」の拠点として、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成すること、そして地域社会に貢献することであり、使命（ミッション）の中に明示している。同時に、教育目的にも反映させている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-1-6】「5. 地域貢献」（令和 2 年度事業計画）
【資料 1-1-7】Fuji University Campus Guide 2021
【資料 1-1-8】大学院修了生の税理士等資格取得者一覧

1-1-④　変化への対応

自己点検評価書（平成 26(2014)年 6 月、前回の認証評価）で述べたとおり、平成 24(2012)年度、使命（ミッション）の明確化に加え、経営法学科の教育目的を修正した。また、平成 25(2013)年度には経済学科の教育目的の字句修正を行った。

その後は、経営情報学科の廃止に伴い、令和元(2019)年度に経営法学科の教育目的の一部修正を行った。

それ以外は使命・目的及び教育目的の見直しを行わず、その達成に向け努力している。特に前回の認証評価の「評価報告書」の中で、使命に基づく「地域社会への貢献」については「組織的・計画的・継続的にさまざまな取組みを実施し、成果を挙げており、地域の知の拠点としての大学の貢献度は極めて大きく、高く評価できる。」と評価されたため、本学はその使命を再認識し、知・地・治の拠点として地域と共にある大学を目指し努力を続けている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-1-9】学則改正について（平成 31 年 3 月理事会資料）

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」にあるように、将来の更なる変化を見据え、本学の個性・特色を再確認し、「自らの強みや特色」を生かして大学を発展させていく。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

（1）1－2 の自己判定

「基準項目 1－2 を満たしている。」

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

（経済学部）

学校法人富士大学の目的は、寄附行為に定められており、寄附行為の変更には、理事会の特別決議を要する。また、富士大学の目的及び教育目的（人材養成目的、教育研究上の目的）は、学則に定めている。学則の変更については、関係する委員会や部局が関与し、運営委員会で検討、教授会で審議がなされ、その意見を聴いて学長が理事会に提案し、理事会で決定する。したがって、役員及び教職員の理解と支持は得られている。

（大学院）

大学院の使命・目的及び教育目的の策定と改定に関しては、関係する部局が関与し、研究科委員会で検討し、その意見を聴いた上で学長が理事会に提案し、理事会で決定する。したがって、役員、教職員の理解と支持は得られている。

1-2-②　学内外への周知

（経済学部）

建学の精神をホームページ、『FUJI UNIV. 富士大学広報』（学生、教職員、父母等、卒業生向け）、『Fuji University Campus Guide』（高校生、高校教員向け）、『履修登録の手引』（学生、教職員向け）等の刊行物に明記している。

大学の目的・教育目的については、ホームページ上で公表しているほか、『履修登録の手引』、『履修ガイドブック』（「学則」の項）に明記して学生、教職員に配付している。また、本学の使命（ミッション）は、ホームページ上で公表しているほか、『履修登録の手引』に明記して学生、教職員に配付している。

（大学院）

大学院の使命・目的及び教育目的は、学内においては、新入生ガイダンスの際に説明するとともに、『大学院履修要項』に明記しており、大学院生、教職員に周知している。さらに、学外については、本学ホームページ上で公表している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-2-1】富士大学ホームページ（教育理念）

【資料 1-2-2】FUJI UNIV. 富士大学広報第 48 号

【資料 1-2-3】Fuji University Campus Guide 2021

【資料 1-2-4】2020 年度年度履修登録の手引

【資料 1-2-5】2020 年度履修ガイドブック
【資料 1-2-6】2020 年度大学院履修要項
【資料 1-2-7】研究科委員会議事録

1-2-③　中長期的な計画への反映

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するため、教育・研究・地域社会への貢献を柱に「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」（平成 27(2015)年度～平成 32(2020)年度）を設定している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-2-8】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

1-2-④　三つのポリシーへの反映

（経済学部）

使命・目的、教育目的を達成するため学生が卒業時に身に付けている能力等（学修成果の目標）を、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として示している。また、ディプロマ・ポリシーに示す能力等を育成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

さらに、求める学生像、入学前に身に付けておく必要がある知識・技能、能力、態度（学力の 3 要素)、入学前教育を、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）で明示している。

以下に経済学部、経済学科・経営法学科の三つのポリシーを示す。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学部　経済学科

修業年限を満たし、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。なお、卒業時に身につけている能力等を以下に示します。

（知識）

1. 文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)
2. 経済のしくみ、政策、歴史に関する専門知識を体系的に理解している。また、今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律等に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)

（技能）

3. 他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。
4. 日常的なことを話題にした英語または他の外国語の文章等を読み／聞き、その言語で自分の考えを書く／話すことができる。また、英語または他の外国語で書かれた経済、異文化、地域、環境等に関する文章を読むことができる。

5. コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。
6. 学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

（態度）

7. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等を身につけ、多様な組織の中で多くの人々と協働できる。自らを律し、社会を正しく生き抜くことができる。また、社会の一員であるという自覚を持ち、地域／社会に貢献できる。

経済学部　経営法学科

修業年限を満たし、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。なお、卒業時に身につけている能力等を以下に示します。

（知識）

1. 文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）
2. 企業・団体の円滑な経営管理に必要な経営学（スポーツ経営学を含む）、会計学、企業関連法規に関する専門知識を体系的に理解している。また、経済、法律等に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）

（技能）

3. 他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。
4. 日常的なことを話題にした英語または他の外国語の文章等を読み／聞き、その言語で自分の考えを書く／話すことができる。また、英語または他の外国語で書かれた経済、異文化、地域、環境等に関する文章を読むことができる。
5. コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。
6. 学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

（態度）

7. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等を身につけ、多様な組織の中で多くの人々と協働できる。自らを律し、社会を正しく生き抜くことができる。また、社会の一員であるという自覚を持ち、地域／社会に貢献できる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【2020 年度以降の入学生】

経済学部　経済学科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等を育成するため、以下に示す方針に基づき教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

（教育課程の編成・実施）

1. 教育課程を「教養教育科目」「専門科目」の 2 つの科目群に分けて体系的に編成します。
2. 「教養教育科目」の「技能系科目」-「日本語の世界」を 1 年次必修とし、全員が日本語検定 3 級以上の合格を目指します。
3. 「教養教育科目」の「技能系科目」-「外国語」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。
4. 「教養教育科目」の「技能系科目」-「情報処理」の 2 科目を 1 年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。
5. 「教養教育科目」の「知識系科目」として「文化の受容と伝達」「現代社会の基本構造」「現代の科学」「環境」の 4 つの区分に授業科目を開設し、人類の文化、社会、自然、環境、地域に関する知識の理解を図ります。
6. 「教養教育科目」の「スポーツ実技Ⅰ・Ⅱ」を 1 年次必修とし、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。
7. 「教養教育科目」の「教養演習」（1 年次必修の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。
8. 「理論経済」「経済史」「経済政策」「財政・金融」「統計学」「社会政策」「経営学」「経営法学」「法学」「情報学」「地域研究」「キャリア系」「特論」「演習」の科目群によって構成される「専門科目」を必修科目、選択必修科目、選択科目に分けて各年次に配当し、体系的に教育課程を編成します。
9. 2 年次から「国際経済コース」「総合政策コース」「地域貢献コース」に分けて履修モデルを提示し、基礎から応用へと段階的・体系的に学修を進められるようにします。
10. 「専門科目」の「演習」（ゼミ）の「専門基礎演習」（2 年次）、「専門演習Ⅰ」（3 年次）、「専門演習Ⅱ」（4 年次）を必修とし、「専門演習Ⅱ」では卒業論文の作成を必須とします。
11. 「専門科目」の「キャリア系」科目により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。
12. 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT 等の効果的な活用を図ります。
13. ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。
14. 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。
15. ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。
16. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

（学修成果の評価）

17. 学修行動調査等の学生調査を定期的に実施し、学修成果を点検・評価します。
18. 卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

経済学部　経営法学科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等を育成するため、以下に示す方針に基づき教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

（教育課程の編成・実施）

1. 教育課程を「教養教育科目」「専門科目」の 2 つの科目群に分けて体系的に編成します。
2. 「教養教育科目」の「技能系科目」-「日本語の世界」を 1 年次必修とし、全員が日本語検定 3 級以上の合格を目指します。
3. 「教養教育科目」の「技能系科目」-「外国語」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。
4. 「教養教育科目」の「技能系科目」-「情報処理」の 2 科目を 1 年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。
5. 「教養教育科目」の「知識系科目」として「文化の受容と伝達」「現代社会の基本構造」「現代の科学」「環境」の 4 つの区分に授業科目を開設し、人類の文化、社会、自然、環境、地域に関する知識の理解を図ります。
6. 「教養教育科目」の「スポーツ実技Ⅰ・Ⅱ」を 1 年次必修とし、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。
7. 「教養教育科目」の「教養演習」（1 年次必修の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。
8. 「経営学系」「会計学系」「経営法学系」「法学系」「経済学系」「情報学系」「スポーツ経営系」「キャリア系」等の科目群によって構成される「専門科目」を「基礎科目」（必修）、「基幹科目」、「展開科目」、「専門演習」（必修）に分けて各年次に配当し、体系的に教育課程を編成します。
9. 2 年次から「経営・商学コース」「法学コース」「スポーツ経営コース」に分けて履修モデルを提示し、基礎から応用へと段階的・体系的に学修を進められるようにします。
10. 「専門科目」の「専門演習」（ゼミ）の「専門基礎演習」（2 年次）、「専門演習Ⅰ」（3 年次）、「専門演習Ⅱ」（4 年次）を必修とし、「専門演習Ⅱ」では卒業論文の作成を必須とします。
11. 「専門科目」の「キャリア系」科目により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。
12. 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT 等の効果的な活用を図ります。
13. ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。
14. 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。
15. ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。
16. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、

ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

（学修成果の評価）

17. 学修行動調査等の学生調査を定期的に実施し、学修成果を点検・評価します。

18. 卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

【2019 年度以前の入学生】

経済学部　経済学科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等を育成するため、学科共通基礎科目、教養科目、専門科目の 3 つの科目群に分けて体系的に教育課程を編成し、以下の教育内容と方法により教育を行い、学修成果を評価します。

（教育内容）

1. 「教養科目」群を「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」の 4 領域に分けて開講し、人類の文化、社会、自然に関する知識の理解を図るとともに、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。

2. 「教養演習」（1 年次の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。

3. 1 年生全員が「日本語の世界」を履修し、日本語検定 3 級以上の合格を目指します。

4. 「外国語科目」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。

5. 「情報処理科目」群の 2 科目を 1 年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。

6. 「キャリア系科目」により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。

7. 2 年次から「国際経済コース」、「地域政策コース」、「総合政策コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。

8. 地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成するという本学の使命に基づき、「地域定住人材育成プログラム」を開設し、地域・環境に関する理解を深めます。

9. 「専門演習Ⅱ」（4 年次の少人数ゼミ）で、卒業論文の作成を必須とします。

（教育方法）

10. 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT 等の効果的な活用を図ります。

11. ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。

12. 「地域定住人材育成プログラム」の一部の科目で、地域に密着した問題解決型の授業を行います。

13. 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。

14. ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。
15. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

（学修成果の評価）

16. 学修行動調査等の学生調査を定期的に実施し、学修成果の達成状況を点検・評価します。
17. 卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準（ルーブリック）に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

経済学部　経営法学科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等を育成するため、学科共通基礎科目、教養科目、専門科目の 3 つの科目群に分けて体系的に教育課程を編成し、以下の教育内容と方法により教育を行い、学修成果を評価します。

（教育内容）

1. 「教養科目」群を「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」、「体育」の 4 領域に分けて開講し、人類の文化、社会、自然に関する知識の理解を図るとともに、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。
2. 「教養演習」（1 年次の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。
3. 1 年生全員が「日本語の世界」を履修し、日本語検定 3 級以上の合格を目指します。
4. 「外国語科目」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。
5. 「情報処理科目」群の 2 科目を 1 年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。
6. 「キャリア系科目」により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。
7. 2 年次から「経営・商学コース」、「法学コース」、「スポーツ経営コース」に分けて教育課程を編成し、学科の教育目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に「専門科目」の学修を進められるようにします。
8. 地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成するという本学の使命に基づき、「地域定住人材育成プログラム」を開設し、地域・環境に関する理解を深めます。
9. 「専門演習Ⅱ」（4 年次の少人数ゼミ）で、卒業論文の作成を必須とします。

（教育方法）

10. 主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT 等の効果的な活用を図ります。
11. ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。
12. 「地域定住人材育成プログラム」の一部の科目で、地域に密着した問題解決型の授業

を行います。
13. 学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。
14. ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。
15. 自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

（学修成果の評価）
16. 学修行動調査等の学生調査を定期的に実施し、学修成果の達成状況を点検・評価します。
17. 卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準（ルーブリック）に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

経済学部

富士大学は、建学の精神・教育理念に理解を示し、勉学、スポーツ、ボランティア、国際交流等、多岐にわたる活動を通して、日々向上しようとする意欲を持った学生を求めています。したがって、入学者選抜においては、多様な方法を採用し、様々な個性や資質を持った学生を広く受け入れることを、入学者受入れの方針としています。

経済学科

経済学科では、経済の仕組みを理解し、経済社会が抱える様々な問題を分析し解決する方法を学びます。

したがって、経済社会の諸問題に関心を持ち、経済に関する知識、分析能力および問題解決能力を身につけたい・高めたいという意欲を持った学生を受け入れることを、入学者受入れの方針としています。

なお、入学前に身につけておく必要がある知識・技能、能力、態度を以下に示します。
1. 高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要なコミュニケーション力・論理的な思考力・文章力の基礎を身につけている。
2. 学校での学習、課外活動、ボランティア活動等を通して、他の人たちと協働しながら、自ら積極的に学ぶ態度を身につけている。
3. 入学前教育として求められる、経済学の基礎に関する課題に取り組むことができる。

経営法学科

経営法学科では、企業などの組織を円滑に経営・管理（マネジメント）していくための方法と、それに関わる法律を学びます。また、スポーツ経営コースでは、スポーツの分野に関する経営・管理（マネジメント）を中心に関連法律などを学びます。

したがって、企業などの組織体（スポーツ団体・チームを含む）の経営・管理（マネジメント）に関心を持ち、経営・管理（マネジメント）能力を身につけたい・高めたいという意欲を持った学生を受け入れることを、入学者受入れの方針としています。

なお、入学前に身につけておく必要がある知識・技能、能力、態度を以下に示します。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要なコミュニケーション力・論理的な思考力・文章力の基礎を身につけている。
2. 学校での学習、課外活動、ボランティア活動等を通して、他の人たちと協働しながら、自ら積極的に学ぶ態度を身につけている。
3. 入学前教育として求められる、経済学の基礎に関する課題に取り組むことができる。

（大学院）

大学院では､教育目的を達成するために大学院生が修了時に身に付けている能力等を｢課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー)」の中で示している。また、ディプロマ・ポリシーに示す能力等を育成し、教育目的を達成するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)」を明示している。さらに、大学院の教育目的の達成を目指して、求める大学院生像及び必要な知識・能力等を「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー)」の中で明示している。

以下に、大学院の「課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー)」、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)」及び「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー)」を示す。

課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

富士大学大学院は、以下の要件を満たした者に課程修了の認定を行い、修士の学位を授与します。

1. 修了年限を満たし、修了に必要な所定の単位を修得していること
2. 授業の受講および修士論文の作成を通じて、専門知識を深め、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと
3. 修士論文（または認められた特定課題についての研究成果）の審査および試験に合格したこと

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

富士大学大学院は、広く深い学識を持った「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を養成することを目的としています。そのために、経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目および専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置して、専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身につけることを教育課程編成・実施の方針としています。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

富士大学大学院は、広く深い学識を持った「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を養成することを目的としています。

したがって、そのために必要な次のような能力を有しその能力を更に高めたいという意

欲を持った学生を受け入れることを入学者受け入れの方針としています。
1. 経済学、経営学または会計学に関し大学卒業程度の知識を有していること
（社会人および異なる専攻の大学卒業者に対しては、経済学、経営学、会計学に関し大学卒業程度の知識を修得する道を用意しています。）
2. 大学院での研究に必要な能力（論理的思考力、基本的な情報収集・分析能力、基本的な問題発見・解決能力など）を有していること

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-2-9】富士大学ホームページ（教育理念）
【資料 1-2-10】2020 年度履修登録の手引
【資料 1-2-11】Fuji University Campus Guide 2021
【資料 1-2-12】2020 年度大学院履修要項
【資料 1-2-13】富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として経済学部、大学院 経済・経営システム研究科を設置している。経済学部、経済・経営システム研究科の規模（教員組織、施設・設備等、入学定員、収容定員、在籍学生数）は、エビデンス集（データ編）【共通基礎様式 1】【共通基礎様式 2】に示すとおりである。

経済学部は、昭和 40(1965)年に開設した経済学科と平成 10(1998)年に開設した経営法学科の 2 学科により構成されている。教養教育の実施については、学科を横断して組織した教養教育科が担っている。

大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程）は、平成 15(2003)年に開設され、修士（経済学）又は修士（経営学）の学位を授与することができる。開設科目は、「経済学」「経営学」「会計学」「情報学」及び「法学」の 5 分野にわたる。

そのほか、本学は附属機関として「富士大学図書館」と「富士大学附属地域経済文化研究所」を設置している。また、使命・目的及び教育目的を達成するための、その他の教育研究組織として「富士大学地域連携推進センター」「富士大学スポーツ振興アカデミー」「富士大学異文化交流センター」等を置いている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 1-2-14】富士大学組織図

（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

使命・目的、教育目的を達成するため、中期目標・中期計画を実行に移す。現在の中期目標･中期計画は今年度が最終年度となっているので､達成状況について総括したうえで、新たな中期目標・中期計画を策定する。

（大学院）

本大学院の使命・目的及び教育目的が学内外に周知されるよう継続的に努力する。中期目標・中期計画及び、それらを年度単位に具体化した事業計画・運営目標を着実に実行すると共に検証を通じて、本大学院の使命・目的及び教育目的を持続的に実現し、広く社会的要請に応えていく。これらの取組は、研究科委員会のみならず運営委員会、教授会、及び本学全教職員の SD（スタッフ・ディベロップメント）を通じて全学的に行う。

［基準１の自己評価］

建学の精神、大学の目的に基づき教育目的を策定し、学則に定めている。また、建学の精神、大学の目的、個性・特色を具体的でわかりやすく使命（ミッション）の中に落とし込んでいる。また、使命・目的、教育目的を達成するため、適切な教育研究組織を構築し、中期目標・中期計画を設定し、更に三つのポリシーを策定している。

基準 2. 学生

2－1　学生の受入れ

1-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

（経済学部）

本学は、教育目的を踏まえ、経済学部、経済学科、経営法学科のアドミッション・ポリシーを策定し、周知している。

経済学部は、「建学の精神・教育理念」に対する理解が必要であることをアドミッション・ポリシーに明示している。経済学科及び経営法学科は、各学科の教育目的を踏まえ、求める学生像をそれぞれ「経済社会の諸問題に関心を持ち、経済に関する知識、分析能力および問題解決能力を身につけたい・高めたいという意欲を持つ学生」、「企業などの組織体（スポーツ団体・チームを含む）の経営・管理（マネジメント）に関心を持ち、経営・管理（マネジメント）能力を身につけたい・高めたいという意欲を持った学生」としている。

また、「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を参照しながら、一部改正された学校教育法施行規則（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき、本学はアドミッション・ポリシーを修正し、平成 30(2018)年度以降の入学志願者に、入学前に身に付けておく必要がある知識・技能、能力、態度（「学力の 3 要素」）を示している。

なお、アドミッション・ポリシーはホームページ及び『Fuji University Campus Guide』等で周知している。

（大学院）

大学院 経済・経営システム研究科は、平成 15(2003)年に開設され、修士（経済学）または修士（経営学）の学位を授与することができる。具体的な人材養成として、ⓐ高度に専門的な知識を有する実務者、ⓑ公的資格を有する専門職業人、ⓒ研究者として専門研究に従事しうる人材を掲げている。これらの人材養成目的を達成するため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを設定している。アドミッション・ポリシーの内外への周知は、ホームページ上で公表している。また、『2020 年度富士大学大学院履修要項』、パンフレット『グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ』及び『富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021』等の刊行物に明記し、教職員及び大学院生に配付し周知を図っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-1-1】「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の制定（修正）について（平成 28(2016)年 3 月度理事会資料・議事録(写)）

【資料 2-1-2】Fuji University Campus Guide 2021

【資料 2-1-3】富士大学入学者選抜実施要項・入学願書 2021

【資料 2-1-4】2021 年度以降の富士大学入学者選抜について（令和元(2019)年 7 月定例教授会議事録(写)）

【資料 2-1-5】富士大学ホームページ（教育理念）

【資料 2-1-6】2020 年度富士大学大学院履修要項

【資料 2-1-7】グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ

【資料 2-1-8】富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

（経済学部）

経済学部は、アドミッション・ポリシーに則り、建学の精神・教育理念に理解を示し、勉学、スポーツ、ボランティア、国際交流等、多岐にわたる活動を通して、日々向上しようとする意欲を持った学生を求めている。このことに鑑み、様々な個性や資質を持った学生を広く受け入れるため、多様な入学者選抜方法を採用している。その方法として、ⓐ一般選抜（Ⅰ～Ⅱ期）、ⓑ大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ～Ⅱ期）、ⓒ総合型選抜（Ⅰ～Ⅲ期）、ⓓ学校推薦型選抜（指定校Ⅰ～Ⅱ期、スポーツⅠ～Ⅱ期、公募Ⅰ～Ⅱ期）、ⓔ特別選抜（地域・高大連携協定校、職業会計人・商業科教員養成特待生、学力優秀特待生Ⅰ～Ⅱ期、資格取得者特待生Ⅰ～Ⅱ期）、ⓕ社会人選抜Ⅰ～Ⅲ期、ⓖ外国人留学生一般選抜、ⓗ編入学・転入学選抜Ⅰ～Ⅲ期、ⓘ外国人留学生編入学・転入学選抜を実施している。

また、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災に伴い、被災者でありながらも、学ぶ意欲のある学生を対象としたⓙ東日本大震災被災者支援特別試験を平成 24(2012)年から平成 27(2015)年度まで、6 年間実施した。これら、入学者の受入れ方法は、入学者選抜実施要項や富士大学ホームページで周知を図っている。

なお、令和 3(2021)年度以降の入学者選抜方法については、入試委員会において協議を進め、令和元(2019)年 6 月に原案を策定し、7 月の定例教授会で審議がなされた。その概要は、以下のとおりである。

(ⅰ) 基本方針

すべての入試区分において、大学の学修に必要な「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価する。

(ⅱ) 入試区分を上記ⓐ～ⓘのとおり変更する。上記の選抜区分は、令和 2(2020)年度に改定・告知し、令和 3(2021)年度入学選抜から実施する。

このように、本学においては、多様な選抜方法による入学試験を複数回にわたり実施しているため、学長直轄組織として、専任教員を構成員とする入試委員会を組織し、入試委員会を中心に全学体制で対応している。入試委員会は、入試部と連携し、入試日程・試験科目の策定､入試要項の作成､入学者選抜の実施運営に係る広範囲な業務を遂行している。

さらに、入学者選抜については、入試委員会で公正・公平に合否判定を行い、適切な体制で実施している。

（大学院）

本学大学院のアドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れるため、ホームページを通じてアドミッション・ポリシーの周知を図るとともに、以下のような対応を行い、入学者を受け入れている。

まず、本学大学院で最も入学希望の多い「公的資格を有する専門職業人」を目指す者を想定したものとして、東北 6 県・新潟県・栃木県の税理士事務所を中心に大学院のパンフレットを配布することでアドミッション・ポリシーの周知に努めている。次に、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を目指す入学希望者や特別社会人入試による出願を希望する者に対しては、出願前に研究科長または大学院事務室長が面談を通じてアドミッション・ポリシーの説明を行っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-1-9】Fuji University Campus Guide 2021
【資料 2-1-10】富士大学入学者選抜実施要項・入学願書 2021
【資料 2-1-11】2021 年度以降の富士大学入学者選抜について（令和元(2019)年 7 月定例教授会議事録(写)）
【資料 2-1-12】グローバル化社会に地域社会に開かれた大学院へ
【資料 2-1-13】富士大学ホームページ（教育理念）
【資料 2-1-14】富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（経済学部）

入学定員を充足するため、本学では、後述する「第Ⅱ期学生募集増員対策プロジェクトに関する答申書―大学の存続を懸け選ばれる大学を目指して―」に基づき、教学改革、キャリア支援の強化、カリキュラム改革を推進することにより教育の質を高め、それを周知するために、ⓐ高校訪問の実施（毎年度、東北 6 県の 282 校を訪問、学長の高校訪問実施、スポーツ志向の生徒に対する高校訪問や大会視察を実施）、ⓑオープンキャンパスの実施（参加者は年間約 250 人）、ⓒテレビ番組（「富士大ウイングス」「F の経済学（経済学ガールの冒険）の放映、ⓓテレビスポット CM220 回放映、ⓔホームページの充実による富士大学の周知、ⓕダイレクトメールの活用（東北 6 県の高校 3 年生向け 5,000 部、女子高校生向け 3,000 部）等の取組を行った。それらの取組に加え、地域貢献活動等の様々な活動が県内・近県のマスコミに取上げられたり、卒業生の活躍が全国規模で報道されることなどによって、本学への関心が高まった。

その結果、令和 2(2020)年度入試においては、志願者数が 302 人となり、入学者数は 230 人と、目標を大幅に上回った。

また、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】に示すように、経済学部全体では 103%である。ただし、経営法学

科が 117%と定員を超過しているのに対し、経済学科は 80%と定員を下回っており、学科間でばらつきがある。

今後､経済学科の定員充足を図るため､より魅力あるカリキュラムを工夫するとともに、学生に対する学修指導、進路指導の一層の充実に取組んでいく。

（大学院）

大学院　経済・経営システム研究科の過去 3 年間の入学定員、収容定員、入学者数、在籍学生数はエビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】と【表 2－2】「研究科、専攻別在籍学生数」のとおりであり、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 2】に示すように 30%である。毎年持続的に 10 人以上の入学者はあるが、入学定員の 25 人を確保するよう、カリキュラム改革を実施し、地元の市役所や商工会議所においてカリキュラム改革の説明を行いながら、受験勧奨を実施している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-1-15】第Ⅱ期学生募集増員対策プロジェクトに関する答申書―大学の存続を懸け選ばれる大学を目指して―

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

本学の課題は、入学定員の充足にある。その具体的方策を検討するため、平成 25(2013)年 8 月､運営委員会内に｢学生募集増員対策プロジェクト委員会｣を設置して協議を重ね、平成 26(2014)年 1 月に答申書を学長に提出した。各部局では、平成 26(2014)年度以降、この答申内容に基づいた諸施策を実施し、学生募集活動に取組んだ。また、本学においては、新学長から「地域貢献大学を目指す」という方針が打出され、スポーツ振興を中心とした本学のイメージに変化が見られるようになった。このような全学を挙げた取組によって、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度は募集定員を満たす入学者が得られたところである。

しかし、高校卒業者数の減少が一層進むとともに、大学を取巻く状況にも大きな変化が見られるようになったことに加え、志願者数に減少の兆しが見られるようになった平成 30(2018)年 10 月に、平成 26(2014)年度答申（以後、第Ⅰ期答申という）に基づいた学生募集対策の諸事業を総点検するとともに各事業を継続する必要性の有無及び新規に取組むべき事業等について検討し、教職員全員の意思統一を図った上で事業等を進める必要性があるとの判断から、学長が「経営方針企画立案・連絡調整委員会」に対し、新たな学生募集対策方針について諮問を行った。経営方針企画立案・連絡調整委員会は、学長からの諮問を受け、志願者の増加を図るための方策について検討を重ね、令和元(2019)年 4 月 22 日に「第Ⅱ期学生募集増員対策プロジェクトに関する答申書―大学の存続を懸け選ばれる大学を目指して―」を答申した。

その内容は、以下の 4 章からなっている。

Ⅰ　第Ⅰ期学生募集増員対策プロジェクト委員会答申の内容と実施状況

Ⅱ　第Ⅰ期学生募集増員対策プロジェクト委員会答申以降における入学者の状況
Ⅲ　第Ⅰ期答申以降の取り組みに対する自己評価
Ⅳ　志願者増に向けた取り組みについて

経営方針企画立案・連絡調整委員会は、この第Ⅱ期答申を受けて各部局が取組む事業の工程表を策定し、定員充足に向けて全学的な取組を進めたところ、令和 2(2020)年度入試においては、志願者数 302 人、入学者数 230 人と、目標を大幅に上回る結果となった。

今後においても、第Ⅱ期答申の内容に基づきながら、大学を取巻く状況の変化を敏感に捉えて対応策を考え、果敢に実行することにより、入学定員の充足を図る。

（大学院）

以下のとおり､学内の学部学生及び学外の社会人に対して本学受験のニーズを喚起する。
(ⅰ) 特別社会人枠の入試方法に関する広報活動を強化する。
(ⅱ) 学内の学部学生に対する大学院入学勧奨をこれまで以上に強化する。
(ⅲ) 令和 2(2020)年度税理士試験受験者への入学勧奨を図る。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2－2 の自己判定

「基準項目 2－2 を満たしている。」

(2) 2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（経済学部）

(ⅰ) 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

経済学部では、以下のとおり、教員と職員が協力して学修及び授業支援を行っている。なお、その際の方針・計画・実施体制については、学年暦に基づいて作成し、教務委員会で検討している。

A. 履修ガイダンス

毎年 4 月に、経済学科長・経営法学科長・教養教育科長、教務部・学生部・キャリアセンター・図書館を中心に、教員と職員が協力して学年別に履修ガイダンスを実施し、履修指導・生活指導等を行っている。

B. 初年次教育

(a) 新入生学外オリエンテーション

教養教育科と学生部及び学友会（学生）が協力し、毎年 4 月下旬に 1 泊 2 日の日程で新入生学外オリエンテーションを実施し、新入生に対して大学生活に関するアドバイスと学修の動機付けを行っている。ただし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施を見送った。

(b) 図書館リテラシー

教養教育科と図書館が協力し、自主学習、レポート作成、将来の卒業論文作成等に備え、「教養演習」の時間帯に図書館の利用法（図書の検索、資料の収集等）を指導している。ただし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施を見送った。

C. 履修コースの選択

2 年生は 1 年次終了時点で、次年度以降の履修コースを選択することになっている。このため、教務部では 1 月に 1 年生を対象にコース説明会を実施し、各学科の各コースの説明を行い、学生の学修や就職に適したコースを選択するための支援をしている。

D. ゼミ担当教員と職員の協働

ゼミ担当教員は、教務部よりゼミ生の「履修時間割確認表」(学生の時間割表)、「成績通知表」の配付を受け、学修指導を行っている。また、教務部と教員が協力し、「長期欠席者調査」を前期及び後期に各 1 回実施している。授業への出席状況が芳しくない学生については、ゼミ担当者と学生部が協力して指導を行っている。運動部に所属している学生の場合、監督等も指導に協力する。

E. 学生相談室

学生相談室は、学修に関することを含め、学生のあらゆる相談に応じている。学生相談室については、「学生生活の安定のための支援」で詳述する。

F. 障がいのある学生への配慮

教務部、学生部及び学生相談室で情報を共有し、履修登録の際の個別指導、定期試験受験への配慮、授業担当教員に対して授業における配慮願いをする等の対応を行っている。

G. 教職支援センター

センターの教員が教務部と連携して教職課程履修学生を支援している。

(ⅱ) オフィスアワー

全専任教員が「オフィスアワー」を設定（6 号館 2 階の掲示板に掲示）している。ただし、学生との対話を大事にするために、指定時間以外でも学生の訪問を歓迎している。

(ⅲ) TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の活用

「ティーチング・アシスタント等に関する取扱規程」に基づき、授業で SA を活用している。常時、自由にコンピュータやインターネットを使用できる環境を学生に提供している「PC ワークルーム」では、SA が操作方法等について支援を行っている。採用された SA、授業担当教員、教務部の三者により事前研修を実施し、当該授業の補助内容の確認、SA としての服務上の重要事項の確認を行っている。また、当該授業終了後には事後研修を実施し、総括している。

(ⅳ) 障がいのある学生への学修支援

入学前に障がいのある学生との面談を父母を交えて実施し、相談室長、看護師、教養教育科長が同席して、学生からの要望を直接聴取する機会としている。この要望に基づいて支援チーム（相談室・教務部・学生部の職員からなる）で協議し学生の具体的な支援の内容と方法を決めている。必要に応じて、「学生に対する配慮内容」を学生が受講する科目の担当教員に配付し、学生の学修に支障がないよう努めている。

入学後はゼミ担当教員を中心にして細やかにサポートを行い、随時、学生の様子を父母に伝え、ゼミ担当者・相談支援チーム・外部カウンセラー間で緊密に情報を共有している。

支援チームの担当者は、障がいセンター職員や医師からの指導・助言を得て、学生の障がいに適切に対応するための研修を積んでいる。

(ｖ) 中途退学、休学及び留年等への対応策

全学年を対象に「長期欠席調査」を前期と後期１回ずつ実施し、長期欠席科目が１科目でもある場合は、ゼミ担当教員が該当する学生と面談し、学修指導、生活指導を行っている。その面談の結果は「面談指導票」に記載され、学生部が集約し、教授会等を通して全教職員が情報を共有できるようにしている。また、運動部所属学生については、指導者も情報を共有し、学修と部活動との両立を図るための指導に活用している。

問題を抱える学生に対しては、ゼミ担当教員と学生部が協力し、父母を交えた面談を行うなどして退学、留年防止に努めている。

深夜のアルバイトによる昼夜逆転という生活リズムの乱れから修学意欲を失うケースが見られることから、アルバイトの実態調査やアルバイト先への訪問指導を行っている。

奨学金を貸与されている学生が多いこともあり、奨学金更新手続の際に父母等との連絡を密に行い、怠学の防止に努めている。

父母等を交えた四者面談（本人・父母等・ゼミ担当者・学生部職員）や運動部指導者による学修・生活指導によって、退学の意向を翻し、その後立派に卒業した学生が複数人いることから、「父母等を交えた四者面談」は退学防止、留年防止の要である。

（大学院）

大学院担当教員と大学院事務室長、教務部、学生部、入試部、図書館が協力し、履修全般、図書館利用、大学院共同研究室の使用等について、4 月と 5 月にⓐ在学生のガイダンス、ⓑ新入生のガイダンス、ⓒ新入生の履修ガイダンス、ⓓ図書館利用ガイダンス、ⓔ情報機器利用ガイダンス、ⓕ修士論文執筆ガイダンス等の各種ガイダンスを実施している。2 月には「修士の学位による研究認定申請」ガイダンスを実施している。全ての大学院担当教員が「オフィスアワー」を設定し、5 号館 5 階の大学院共同研究室に掲示することで大学院生へ周知を図っている。履修ガイダンス時には各科目に関連した書籍を紹介する「リーディングリスト」を提示している。リーディングリストで指定された書籍を読むことで授業の理解がより深まることをガイダンスにおいて説明している。

修士論文の執筆を支援する一環として、平成 30(2018)年度より、研究方法の基礎をしっかり身に付けたうえで研究活動に入っていけるよう「研究方法基礎演習」を新設し、必修化した。「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」において、平成 29(2017)年度より、修士論文の執筆を指導する担当者とは別に、研究指導副担当者を設置し、複数の教員が修士論文の執筆を支援する体制を取っている。また、中国からの留学生が研究指導教員と十分にコミュニケーションを取りながら研究活動ができるよう、中国語を母国語とする教員を研究科留学生支援教員として配置した。大学院共同研究室に専任の大学院担当教員が頻繁に訪れることで、院生に対してきめ細かい対応を行っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-2-1】学修支援および授業支援に関する方針・計画・実施体制（令和 2(2020)年 3 月教務委員会資料）
【資料 2-2-2】2020 年度ガイダンス日程（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）
【資料 2-2-3】2019 年度水曜日 2 時限／3 時限教養演習図書館・小論文指導予定表
【資料 2-2-4】コース説明会資料
【資料 2-2-5】履修時間割確認表（2020 年度）
【資料 2-2-6】成績通知表
【資料 2-2-7】2019 年度後期第 2 回長期欠席者調査（入力のしかた）
【資料 2-2-8】長欠者面談指導票
【資料 2-2-9】2020 年度オフィスアワー
【資料 2-2-10】ティーチング・アシスタント等に関する取扱規程
【資料 2-2-11】2019 年度 TA・SA 一覧表
【資料 2-2-12】SA 研修会案内、SA 研修会議事録
【資料 2-2-13】大学院ガイダンス資料一式
【資料 2-2-14】2020 年度大学院オフィスアワー
【資料 2-2-15】2020 年度リーディングリスト
【資料 2-2-16】令和 2 年度富士大学大学院履修要項
【資料 2-2-17】2020 年度研究指導副担当者一覧

(3) 2－2 の改善・向上方策（将来計画）

(経済学部)

(ⅰ) 学生に対する学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を改善する。
(ⅱ) 学修支援に関する学生の満足度調査等を今後も実施し、学生の意見等をくみ上げ、実施可能な対策を逐次実施していく。
(ⅲ) TA・SA を適材適所にて活用していく。TA・SA の事前・事後の研修を実施し、更なる資質の向上を図る。
(ⅳ) 障がいのある学生が安心して学修できる環境の整備を検討する。支援チームの担当者は、障がいセンター職員や医師からの指導・助言を得て、学生の障がいに適切に対応するための研修を積んでいる。しかしながら、全ての教職員が障がいのある学生に合わせた配慮・工夫・支援が十分にできているわけではない。また、学生本人からの意思表明ができない場合も考えられる。今後、教職員が適切な機会を捉えた対話を働きかけることができる環境づくりが求められている。令和元(2019)年度に作成された試行版「学生支援のためのパンフレット」を活用し、支援チームを核にしながら「障がいのある学生への学修支援の方法と面談」に関する研修を年間に複数回実施し、教職員のカウンセリングマインドを高めることとする。この研修を通じて、特にゼミ担当者と学生との強い絆（師弟愛を基盤とした対話）が構築されることが期待される。
(ⅴ) 中途退学、休学及び留年等への更なる対応策を講じる。平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度と退学者が減少傾向にあったが、令和元(2019)年度に退学者数が増加に転じている。求人倍率の高さを背景に、経済的理由や学業不振理由を主たる原因としなが

らも、就職を選択して退学するケースが多数であった。

こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、中途退学、休学、及び留年者の実態及び原因分析、改善方策が共有されるために以下の取組が必要である。

A. 学生個々の成績と出席状況を全職員が共有できるシステムの構築すること。

B. 修得単位不足気味の学生や学生生活において悩みを抱える学生の父母等を対象にしたゼミ担当教員による個別面談を夏季休業中や後期授業開始直後に実施すること。

こうした取組を実のあるものとするためにも、学生の所属ゼミへの帰属意識を高め、ゼミ担当教員と学生との師弟愛を基盤とした対話が日常的に行われることが不可欠であり、教職員のカウンセリングマインドを高める SD 研修を毎年実施する。

（大学院）

学修及び授業支援を更に充実させるために「大学院生アンケート」を継続的に行う。在学している大学院生の変化していく研究活動に関する要望について、研究科委員会でアンケート結果を分析し、対応策を検討する。対応策は総合企画部と連携しながら、実行に移していく。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

「基準項目 2－3 を満たしている。」

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（ⅰ）キャリア教育の推進

本学は「イーハトーブ・キャリアプラン」を独自に策定し、雨ニモマケズ、風ニモマケズ、社会を逞しく生き抜くための「がんばり力」を備えた学生を育て、地域社会に貢献する人材を育成することを目指してきている。その中で、キャリア教育にあたっては「就業力」を備えた「実践力」のある人材を育成し、就職に強い大学を目指して、キャリア教育科目「キャリア形成論Ⅰ」・「キャリア形成論Ⅱ」・「キャリア形成論Ⅲ」・「キャリア形成論Ⅳ」を開講し、キャリアセンターの支援と連携させて学生の就職支援を展開している。これらの科目は全学年の全員履修科目とし、学年進行により、「キャリア形成論Ⅰ：自己を理解し多面的視点から、生きること、働くことについて学修してキャリアデザインを描く」、「キャリア形成論Ⅱ：マナー講座と地域経済界・産業界の生の声を聞き、職業選択に関わる基本的事項を学ぶインターンシップを体験する」、「キャリア形成論Ⅲ：企業社会を展望し、業界研究を通して実現を見据えた職業選択力を醸成する」、「キャリア形成論Ⅳ：就職内定に向け、労働法規、最新の就職情報提供等、実践に即した就職支援」と、段階を追った教育を展開して、体系的にキャリア意識の育成を図っている。

特に、大学独自に策定したイーハトーブ・キャリアプランにおいては、ⓐ社会を正しく生き抜く力として「誠実性、責任感、忍耐力、勤労意欲、コンプライアンス意識」、ⓑ学んだ知識を活用する力として「創造性、論理性、専門的知識、一般常識」、ⓒ社会の一員とし

て共生する力「協調性、柔軟性、リーダーシップ、発信力、傾聴力」等の育成を基本理念に人材の育成に力を注いでいる。

また、学び・修得を確実にし、学ぶ意義や目的を明確にするための基礎づくりや、就職を意識した学修への動機付けも含め、就業力を高めるために実施する 1 週間インターンシップなどが大きな特徴となっている。インターンシップの具体的な内容は担当教員とキャリアセンターが共同で実施計画を策定し、学内のキャリア委員会で承認を得、教授会に図り学内の共通認識のもとに実施している。

さらに、3 年次からは実際の就職活動に向け、キャリアセンター職員とハローワーク・ジョブサポーターによる就職・進学に対する面接指導や、応募書類作成等への指導・助言を行っており、学生の実就職率や就職先においても着実な成果が表れてきている。

（ⅱ）各種資格取得、特別講座開設による就職支援

キャリアセンターでは学生が就職活動を優位に進め、社会での実践力を高めるために、簿記、情報系の各種資格取得を奨励し、資格取得講座を開設してその支援を行っている。また、公務員を志望する者については 3 年次後期、4 年次前期に公務員講座や模擬試験を学内における課外特別講座として実施し、受験者のスキルアップを図っている。さらに大学の教育課程の中で教員志望者への特別支援をスタートさせ、令和 2(2020)年度からは「学び続ける教員育成プログラム（ELL)」を開設し、教員に必要なスキルや採用試験の内容把握を含めた指導を教職課程委員会と連携・協力しながら実施している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-3-1】令和 2 年度キャリアセンター就職支援計画
【資料 2-3-2】キャリア形成に係る「学び」の実践
【資料 2-3-3】2019 年度インターンシップ（就業体験）実施要項
【資料 2-3-4】学生のインターンシップ体験報告書「インターンシップ日誌」
【資料 2-3-5】2019 INTERNSHIP　GUIDANCE　EVIDENCE
【資料 2-3-6】令和 2 年度キャリアセンター事務分掌
【資料 2-3-7】富士大学キャリア委員会規則
【資料 2-3-8】2019 年度キャリア委員会・キャリアセンター運営実績
【資料 2-3-9】2019 年度学校基本調査 卒業後の状況調査票（2－1)、(2－2)

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

イーハトーブ・キャリアプランに基づくキャリア教育の評価の一つとして、社会を逞しく生き抜くための三つのがんばり力、すなわち、ⓐ社会を正しく生き抜く力、ⓑ学んだ知識を活用する力、ⓒ社会の一員として共生する力の育成の到達度について、就職先企業を対象に外部評価を実施した結果、ⓐが約 54%、ⓑが約 12%、ⓒが約 34%となっている。特に、10%台の評価であったⓑの学んだ知識を活用する力については、専門的知識を修得するという大学本来の使命の観点からも大きな課題であり、授業改善やカリキュラム改編等に係る各部署と連携を図り、基礎学力・専門的学力の向上に努める。

一方、「人生 100 年時代」を迎えるこれからのキャリア教育を考えると、第 4 次産業革

命といわれる人工知能（AI）等のデジタル技術の拡大による急激な変化を念頭に教育の転換を図らなければならない。「2022 年までに全世界で 7,500 万人の職が消え、1 億万人の新たな雇用が生まれる」（2018 年世界経済フォーラム報告）社会が到来する時代では、必要とされる職業やそれに伴う新たなスキルが大幅に変化し、「日本国内の労働人口の 49%は AI やロボットに代替可能と推計された。」（野村総研 2015 年調査）このような社会の変容に対応するキャリア教育も当然転換を図らなければならないのは自明のことである。これからの社会で求められる職業力、就業力は、「ⓐAI ではできない創造的思考、ⓑ高度なコミュニケーション、ⓒ定型ではない対応を人が受け持ち、有効に発揮される力が求められる。」（同研究所）。

これまでの「学んだ知識」を活用することに加え、AI を活用した新たなコミュニケーションを駆使し、社会のニーズにより機敏に対応できる人間力やがんばり力が変化の激しい時代を逞しく生き抜く原動力となると思われる。そのために、キャリア教育について常に検証を行い、実践的内容へと改善し続けていく。

専門知識を高め、世界との競合から差別化できる教育、生涯にわたって自分を高めるために積極的に学びを継続する意欲の醸成、雇用されるだけでなく、独立した働き方も視野に入れながら、同時に豊かに人生を生き抜く「ライフキャリア」としてキャリア教育を充実させる不断の教育に取組んでいく。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

「基準項目 2－4 を満たしている。」

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（ⅰ）学生サービス、厚生補導

学生個人あるいは学生間にトラブル等が発生した場合は、学生部職員と学生委員会の教員が、事実関係の確認・把握を行って適切な解決策の防止に努めている。

学生寮の運営については、寮務委員会で寮生の要望を吸上げ、安全で快適な寮生活を送ることができるよう支援している。

学内の安全を維持するため、キャンパス内への自動車の乗入れは正門からののみとし、自動車通学の学生については学生部より駐車許可証の手続・発行を行っている。

本学では父母等の経済的な負担も考慮し、学生・こども総合保険は任意での加入としているが、学生教育研究災害障害保険と学生教育研究賠償責任保険には全員加入とし、課外活動中の怪我や入院に対する補償がされることになっている。

学生のモラル向上のために生活安全指導講習会を実施している。令和元(2019)年度は警察署員、税務署員、市役所の消費者金融担当者を講師として招き、指導をいただいている。

（ⅱ）学生に対する経済的な支援

学生に対する経済的な支援として、日本学生支援機構が行う奨学金制度の募集説明会を

行っている。4 月に新入生に対する予約採用説明会、5 月以降、在学生に対する定期採用説明会・誓約書記載説明会・奨学生継続説明会、卒業生に対する返還説明会とリレー口座開設説明会を行っている。全学年の約 6 割が日本学生支援機構から奨学金を貸与されている。令和 2(2019)年度は、学生支援緊急給付事業による給付を 73 人が受けている。また、4 月から創設された給付奨学金制度による新給付型奨学金の受給者は 78 人である。本学が新たに定めた「新型コロナウイルス感染症関連学生応援奨学金の特例運用規程」により、国の制度で捕捉されなかった学生 16 人に 8 万円から 9 万円の給付がなされた。

(ⅲ) 学生の課外活動への支援

体育会、文化会、同好会が課外活動組織としてあり、これらの部活動の自主的な活動を学生部と学友会が中心となって支援している。また、本学は体育会運動部指導者協議会を設置している。協議会は運動部員が学業とスポーツの両立を図り、社会の様々な分野におけるリーダーとなるよう、一般社団法人学生スポーツ協会（UNIVAS）が示す指針を踏まえて指導方針や指導方法を決定している。

学生 300 人を動員する地元「花巻まつり」への参加と、地域住民参加による紫陵祭（富士大学大学祭）の企画と実施が学友会の毎年の活動である。令和 2(2020)年度はコロナウイルス感染防止のため、どちらも中止となった。

(ⅳ) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

健康面・精神面の困難や悩みを抱えた学生に対して、保健室、学生相談室、オフィスアワー（各教員の研究室）においてサポートを行っている。学生相談室のスタッフは教員 5 人、職員 1 人、看護師 1 人、非常勤カウンセラー1 人の計 8 人である。週平均 4 日間、スタッフが交代で相談に応じている。相談件数は平成 29(2017)年度 64 件、平成 30(2018)年度 98 件、令和元(2019)年度 103 件と増加傾向にある。相談内容は対人関係や部活動関係の悩みが全体の 3 割程度を占めている。

平成 29(2017)年度から、1 年生全員を対象にして、「ハイパーQU アンケート」を実施し、大学生活に対する不安や悩みを抱えている学生を早期に発見し、一人一人に適切な対応・支援を図り、大学生活の満足度・充実度を上げる取組を行っている。また、最近では、心の問題を抱える学生への対応について研鑽を重ね、学生指導に役立てている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-4-1】令和元年度実績報告　年度別学生相談室活動内容比較

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

(ⅰ) 大学生活に対する不安や悩みを抱えている学生を早期に発見し、一人一人に適切な対応・支援を図り、大学生活の満足度・充実度を上げるため、1 年生に対してハイパーQU アンケートの実施と活用を図る。3、4 年生に対しては、学生部からのリーフレットを配付し、学生が一人で悩みを抱え込まないような支援につなげていく。

(ⅱ) 運動部を退部したあとに学修意欲を失う学生が少なくないことから、退部時の面談と退部後の指導を徹底する。具体的には、学生と指導者・ゼミ担当教員との三者面談の結

果を記録し、退部後の指導に活用していく。退部者リストを作成し、全員の経過観察を行い、自律的な生活が確認されるまでサポートを継続する。

(ⅲ) 学友会リーダーを育成するための研修会プログラムを検証し、学友会リーダーのリーダーシップを向上させる。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2－5 の自己判定

「基準項目 2－5 を満たしている。」

(2) 2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、岩手県内陸中央部、花巻市と北上市との市境に近い、東に北上山地、西に奥羽山脈が連なり、その間を流れる北上川と自然に恵まれた緑豊かな田園地帯の中に位置している。

本学の教育環境は、「図 2-5-1 富士大学キャンパス配置」に示すとおり、校地・校舎の面積は、大学設置基準上の必要面積を大幅に上回る面積を有している。

図 2-5-1　富士大学キャンパス配置

校地・校舎は、概ね良好に整備され、キャンパスは、校地・校舎ともに、適正に管理されている。

建物及び建物付属設備等については、定期点検を行い、必要な修繕や改善措置により、安全性を確保しており、また、施設の安全・維持管理を図るため、警備体制や防火体制を敷くとともに、安全衛生委員会メンバーによる施設・設備の巡回点検に基づき、補修等を行い、安全性の確保を図っている。

快適な教育研究環境を確保するために、建物の景観維持、学内の緑化、バリアフリーの確保、食堂・学生ホール・レディースルーム（女子学生専用休憩室）などの談話ができるスペースを設置し、環境対策の維持等を図っている。このことにより、全体として快適なアメニティとしての教育研究環境が整備され、有効に活用されていると判断している。

特徴的な施設・設備等は、以下のとおりである。

（ⅰ）校舎

校舎は、「表 2-5-1 建物の概要」に示すとおり、5 号館、6 号館の教育研究棟、情報及び語学教育のためのメディア棟等が整備されている。

表 2-5-1　建物の概要

種　別	名　称	面積(㎡)	階	仕　　様
校　舎	1 号館	3,201.27	4	講義室、演習室、学生研究室、食堂、学友会室、校友会室、学生ホール等
	2 号館	1,740.04	3	講義室
	5 号館	5,853.65	7	図書館、講義室、演習室、研究室等
	6 号館	9,854.97	8	事務室、会議室、講義室、演習室、研究室等
	メディア棟	2,110.98	4	マルチメディア教室、LL 教室、学生ホール等
体育館	記念体育館	1,751.06	2	体育館
	武道館	1,342.14	2	1 階：柔道場、2 階：剣道場
	スポーツセンター	14,466.39	2	陸上競技トラック、フィールド、多目的練習場
寄宿舎	五月寮	860.52	2	女子寮
	第 1 陸奥寮	414.05	1	男子寮
	第 2 陸奥寮	1,297.45	4	男子寮
	第 3 陸奥寮	1,742.82	5	男子寮、寮食堂併設
	その他	444.25	1	寮食堂、部室、ボイラー室等
	合計	45,079.59		

（ⅱ）施設・設備

A. 体育施設

体育施設は、充実している。屋内施設は、「表 2-5-1 建物の概要」の中に示すとおり記念体育館、武道館、スポーツセンターなどが整備されている。その中でもスポーツセンターは、大学の屋内施設としては国内最大級の規模を誇り、ウレタン張り 300m トラック（4

コース、直線 110m×8 コース)、フィールド内に各種コート（バスケッボール、ハンドボール、テニス、バドミントン等）のほか、人工芝多目的練習場、卓球場、トレーニングマシーン・コーナー、(機器 28 台)、コンディショニングルームシャワー室、浴場等が整備されている。この施設は、授業や課外活動のほか、県内外の高校や団体、各種イベント（大会、練習、スポーツ教室、運動会等）に広く活用されている。年間で約 350 日開館し、延べ 4 万 7 千人（令和元(2019)年度実績、そのうち学内者約 4 万人、学外者約 7 千人）が利用している。また、武道館の施設は、1 階に柔道場、2 階に剣道場を備え、部活動のほか、「体育実技」の剣道、柔道にも使用している。

屋外施設としては、「表 2-5-2 運動場の概要」に示すとおり、多目的グラウンド（全天候型 400m陸上競技トラック、インフィールド（人工芝サッカー場)、野球場（外野人工芝）及びソフトボール場などがある。

表 2-5-2　運動場の概要

名　　称	面積(㎡)	仕　　様
多目的グラウンド	15,158.50	全天候型 400m 陸上競技トラック（6 コース)、 人工芝サッカー場（インフィールド）
野球場	12,570.46	両翼 92m・中堅 120m（外野人工芝、クッション張り フェンス、ダックアウト・スコアボード付）
ソフトボール場	3,444.36	

B. 厚生施設

厚生施設は、食堂（学生食堂 194 席、寮食堂 96 席）のほか、休息・談話・自習のできる学生ホール、レディースルーム（女子学生専用休憩室）がある。また、図書館に接続する PC ワークルーム（パソコン 37 台併設）やコミュニケーションルームを開放しており、学生が必要に応じて利用できる体制をとっている。

C. 寄宿舎

現在、大学の学生寮は、3 棟（第一陸奥寮、第二陸奥寮、第三陸奥寮、総定員数 240 人）有している。、この施設には、学生 150 人が入寮しており、その他、大学キャンパス周辺に民間施設 3 棟（富士グリーンハイツ、紫魂塾、ロッジハウス藤）を借り上げ、大学所有の施設と合わせて約 280 人の学生が生活している。親元を離れた学生達が、安心して生活するためとアパートの家賃が比較的高く、学生や父母の負担を幾らかでも軽減する目的で進めている。

(iii) 施設・設備の管理

施設設備の保安管理は、日常及び定期の法定点検等の調査結果に基づいて、その都度、必要な補修・改善等の措置を講じているので安全性は確保されている。一部の校舎で経年劣化が進行し適宜メンテナンスが施されているとはいえ、構造形式から、耐震補強も難しい建物については、代替施設の確保を含め、解体することで検討している。

施設の安全と保安・維持管理を図るために、学内に警備体制を敷いている。年間を通して夜間は、守衛を配置し警備を行っている。また、安全を考慮して警備会社とも契約し、機器による対応も行っている。なお、万一に備えて「緊急連絡網」を配付し何時でも対応できるように体制を整えている。

防火・防災については、消防法に基づき、火災予防、火災・大規模地震、人命の安全、被害の軽減などに対応するため、「富士大学防火・防災管理規定」及び「富士大学自衛消防活動運営規則」を定めており、学内に「自衛消防活動組織」を整え、消防署の指導のもと、消防設備の点検・整備に加え、特に実地訓練（防火・消火・避難等）を行っている。また、緊急事態に対応するため、定数量の生活必需品などの防災備蓄用品および備品を確保している。なお、本学の施設は、災害時（地震、大雨、その他自然現象及び大規模な事故等）の避難場所に指定されているため、花巻市との地域防災にも協力することになっている。

安全衛生の面では、「富士大学安全衛生管理規程」及び「富士大学安全衛生委員会規則」を定めて、学内に「安全衛生委員会」を組織し、毎月 1 回会議を開催している。会議には、委員が学内の施設・設備の巡回点検を実施し、その結果を検討し、理事長に報告して必要な補修・整備等の改善に繋げている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-5-1】令和 2 年度緊急連絡網
【資料 2-5-2】富士大学防火・防災管理規程
【資料 2-5-3】富士大学自衛消防活動運営規則
【資料 2-5-4】令和元年度富士大学地震・火災総合訓練報告
【資料 2-5-5】災害時における避難場所に関する協定書
【資料 2-5-6】富士大学安全衛生管理規程
【資料 2-5-7】富士大学安全衛生委員会規則
【資料 2-5-8】令和元(2019)年度安全衛生委員会巡回記録
【資料 2-5-9】令和元(2019)年度安全衛生委員会議事録

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

（ｉ）実習施設

本学では、様々な教育方法に対応できるように「教育用コンピュータ」、「プロジェクタ」、「書画カメラ」、「タブレット」等の ICT 機器を整備している。特に情報処理実習室、マルチメディア教室、パソコン室等 6 室には学生用コンピュータ 206 台を整備して、情報に関する授業をはじめ、様々な授業で利用できるようになっている。この内、情報処理実習室にはタブレット PC や電子黒板、可動式ミーティングテーブルを導入し、発表や議論、協働での意見整理などができる環境を整備している。また、語学実習室（LL 教室）を 4 室有し、語学の学修に利用している。

さらに、アクティブ・ラーニングの環境として、クリッカーを導入し、多人数授業（100 ユーザー）における双方向型授業を行うことができるほか、学生の自主的な学修環境として、「ラーニングコモンズ」を整備している。この内「PC ワークルーム」は、「個別ワークエリア」、「グループワークエリア」、「PC ワークエリア」の 3 つのエリアを設け、ICT

を活用し、学生が自ら調べ、協議し、まとめ上げていくことができる環境を整えている。図書館では、タブレット PC や iPad の貸し出しも行っている。

また、授業支援システムとして「シラバス」、「授業支援」、「掲示板」などの機能を備えたアイアシスタントを整備しているほか、「Microsoft Office 365 Education」を全学で利用しており、電子メールや予定表、ドキュメントに対し、様々なデバイスから、いつでも、どこからでも安全にアクセスできる環境に加え「Microsoft Teams」を利用した遠隔授業（オンライン授業）の環境も整っている。

ICT 機器は、常に時代のニーズに合ったものを整備する必要があるため、定期的に見直しを行っている。平成 30(2018)年度に基幹サーバを更新し、令和元(2019)年度には、学生用コンピュータ（ソフトウエア等を含む）の更新を行った。また、昨今のスマートフォンやタブレット等の普及により、学内に Wi-Fi（無線 LAN）の接続環境を導入し、学生が教室以外でも情報機器の活用ができるように環境整備に取組んでいる。

（ⅱ）図書館

教育目的の達成のため大学図書館で約 21 万点の資料（図書、視聴覚資料）を整備し、授業等での活用を図っている。平成 28(2016)年度に設置したラーニングコモンズは多くの授業で活用されている。なお、図書館内でのタブレット及びノート PC の貸出しを行い、利用が増加している。このことから教育目的達成のための十分な学修環境の整備及び学術資料提供が図られている。

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設設備の利便性については、「特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づいて、バリアフリー化を図っている。特に 6 号館の施設は、障がい者のための「エレベーター」「トイレ」、「スロープ」等が整備されており、スポーツセンターの施設についても、スロープを設けて、身障者の出入りに対応できるようにしている。

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

学部の教員数は 38 人、教員 1 人当たりの学生数は 20.6 人である。また、授業を行う学生数については、一部の講義科目に多人数授業が存在する。しかし「受講学生数別授業科目クラス数分布」によると、受講学生数が 151 人以上の多人数授業は、9 クラス（全体の 1.9%）のみで、そのうち受講学生数が 201 人を超える科目は 1 クラスある。一方で、50 人以下の授業が 372 クラス（全体の 80.8%）、51 人～100 人の授業が 61 クラス（全体の 13.2%）、両者を合わせて 433 クラス（全体の 94.1%）であることを考慮すれば、本学の授業を行う学生数は適正規模であるといえる。なお、受講学生が多い講義科目では、原則として、クラスを分けるなど、受講生が 100 人以下になるよう工夫がなされており、少人数授業を維持しているといえる。なお、大学院については、研究指導教員及び研究指導補助教員が 15 人、学生数が 15 人であるので、教員 1 人当たりの学生数は 1.0 人であり、きめ細かな支援ができる体制となっている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-5-10】令和 2 年度初年次セミナーワークブック（pp.34-37）
【資料 2-5-11】2020 年度受講学生数別授業科目クラス数分布

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

(ⅰ) 施設・設備については、安全性を確保し、学生からの要望や意見を把握し、整備・充実に努める。

(ⅱ) 今後も時代や学生のニーズに合わせ、ICT 環境の充実を図っていく。各種フォーラムや研究会に参加し、最新機器等の ICT 教育環境や ICT 教育実践事例に関する情報を収集し、環境の拡充を進めるとともに、経年による老朽化した機器の更新や修繕を行っていく。具体的には、普通教室における ICT 機器の整備を拡充すると共に、老朽化した PC を計画的に更新していく。併せて、情報セキュリティ対策を強化し、システム的なセキュリティ対策のほか、学内での情報セキュリティに関する意識向上や情報共有を推進していく。

(ⅲ) 今後、書籍等の従来の情報資源に加えて電子書籍、電子ジャーナル、外部データベースの積極的な導入と活用を行い、十分な学術資料の提供に努める。

(ⅳ) 科目毎の適切な受講学生数を維持するように、クラス分け、受講者数の調整などを管理、実行していく。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

「基準項目 2－6 を満たしている。」

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR センターが実施した「学修・生活に関するアンケート」集計結果のうち、教務部に関するデータの提供を受け、教務委員会で学生の意見・要望の把握と検討を行っている。

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR センターが毎年実施する全学的な「学修・生活に関するアンケート調査」の中に「学生生活全般」という項目を設け調査している。その分析結果と学生の意見（自由記述）に基づき、学生部・学生委員会が改善策を検討している。

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR センターが毎年 10 月に実施する全学的な「学修・生活に関するアンケート調査」の中に「学修（研究）環境」という項目を設け調査している。その分析結果と学生の意見（自

由記述）に基づき、図書館長、メディア教育委員長、総務・統括部長、経営方針企画立案・連絡調整委員長（総合企画部長）が改善策を検討している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-6-1】2019 年度学修・生活に関するアンケート調査結果を受けて（令和 2(2020)年 3 月教務委員会資料）

【資料 2-6-2】2019 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料）

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

(ⅰ) アンケート調査の結果をもとに、教務部として改善・向上させるべき項目を精査し、可能なものについては実行していく。

(ⅱ) 寮務委員会に参加する寮監（職員）、寮長（学生）、関係部活動の指導者との話し合いを定例化することで、学生からの意見を踏まえた学生寮の運営を行う。

(ⅲ) 施設・設備については、安全性を確保し、学生からの要望や意見を把握し、整備・充実に努める。以下を計画中。

・記念体育館改修（屋根・外壁・2 階フロア）

・ウォシュレット便座増設（5、6 号館トイレ）

［基準 2 の自己評価］

(ⅰ) 学生の受入れ

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定して周知している。アドミッション・ポリシーに基づき入学前教育を実施している。経済学部として入学定員を充足している。また、令和 3(2021)年度から始まる新しい入試制度に向けて準備を進めている。しかし、経済学科の入学定員が充足できていないので、改善の努力が必要である。

(ⅱ) 学修支援

学修・生活に関するアンケート調査の結果を受けて改善が図られている。

(ⅲ) キャリア支援

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制（イーハトーブ・キャリアプラン）が整い、「就職に強い大学」を実現している。

(ⅳ) 学生サービス

学生生活を安定させるため、様々な支援がなされている。

(ⅴ) 学修環境の整備

概ね良好に整備、運営・管理がなされている。しかし、施設・設備の老朽化が目立つ。学修環境に関する学生からの要望に応えていくため、確実に計画を実行していかなければならない。

基準 3. 教育課程

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

「基準項目 3－1 を満たしている。」

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

（経済学部）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年文部科学省令第 16 号）に基づき、経済学部、経済学科、経営法学科、教養教育科、キャリア教育の教育目的及び「学士力」を踏まえ、「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を参照しながら、平成 28(2016)年度中に各学科（学位プログラム）のディプロマ・ポリシーを新たに策定した。

その後、令和元(2019)年度にディプロマ・ポリシーを一部変更し、カリキュラム（教養教育科目）の修正（改善）を行った。

なお、ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、『履修登録の手引』、『Fuji University Campus Guide』等で周知している。

（大学院）

大学院の教育目的は学術理論およびその応用を教授研究し、深奥を究め文化の進展に寄与することである。加えて、「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」の養成を掲げている。その教育目的を達成するためのディプロマ・ポリシーとして、ⓐ修業年限を満たし修了に必要な所定の単位を修得していること、ⓑ授業の受講および修士論文の作成を通じて専門知識を深め、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと、ⓒ修士論文（または、認められた特定課題についての研究成果）の審査及び最終試験に合格したこと――の 3 点を掲げ、履修要項や大学院案内等で広く周知している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-1-1】卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【資料 3-1-2】富士大学ホームページ（教育理念）

【資料 3-1-3】2020 年度履修登録の手引

【資料 3-1-4】Fuji University Campus Guide 2021

【資料 3-1-5】富士大学学位規程
【資料 3-1-6】2020 年度富士大学大学院履修要項
【資料 3-1-7】グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

（経済学部）

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準と卒業認定基準を定めている。

単位認定基準はエビデンス集（データ編）【表 3-2】「成績評価基準」に示すとおりで、「富士大学履修規程」第 18 条に「成績評価および単位認定」の基準を定めている。

卒業認定基準については、学則第 17 条に「本学に 4 年以上（転入学生・編入学生については、本学に入学前の他大学等の在学期間を含む。）在学し、所定の単位を修得した者を卒業者とし、卒業証書・学位記を授与する。」と定めている。また、「富士大学学位規程」第 3 条には、「学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して授与するものとする。」と定めている。ディプロマ・ポリシーにも「修業年限を満たし、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。」と記している。具体的な単位数は学則別表(1)に明記している。学則別表(1)及び履修規程第 10 条には、学科別の卒業要件単位数も示している。

GPA(Grade Point Average)については、成績通知表に記載し、ゼミ担当教員がゼミ生の総合的な成績状況を把握し、学修指導等を行う際に利用している。教職課程においては、「富士大学教職課程履修規程」第 2 条第 2 項に「1 年次終了時点の GPA が 2.0 未満の学生は、原則として、2 年次以降の教職課程の受講資格を失うものとする。」と定め、運用している。また、GPA を学修成果の一指標と位置付け、学年別の GPA 平均の推移を毎年、教授会で報告している。その他、「富士大学特待生規程」及び「富士大学特待生選考要領」に基づく特待生の選考、「富士大学「職業会計人・商業科教員養成特待生」規程」「富士大学学力優秀者特待生規程」「富士大学資格取得者特待生規程」及び「富士大学地域・高大連携協定校特別入学試験合格者奨学金規程」に基づく、特待生／奨学生の 2 年次以降の奨学金給付条件に利用している。

（大学院）

大学院ではディプロマ・ポリシーを踏まえた成績の評価・単位認定に関する基準と修士課程の修了要件を設けている。成績の評価・単位認定基準と修士課程の修了要件は、大学院学則、「富士大学大学院履修規程」及び学位規程に明示している。これらの基準については、毎年 4 月にガイダンスを実施し、全ての新入生と在院生に対して履修要項を以て周知している。成績の評価・単位認定は、大学院学則第 12 条第 2 項及び大学院履修規程第 11 条で規定している。修士課程の修了要件については、大学院学則第 10 条及び学位規程第 4 条に定めている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-1-8】富士大学学則

【資料 3-1-9】富士大学学位規程
【資料 3-1-10】富士大学履修規程
【資料 3-1-11】2019 年度後期の成績分布について（令和 2(2020)年 7 月定例教授会資料）
【資料 3-1-12】富士大学 GPA に関する規則
【資料 3-1-13】平成 28 年度以降の GPA の分布について（令和 2(2020)年 7 月定例教授会資料）
【資料 3-1-14】富士大学大学院学則
【資料 3-1-15】富士大学大学院履修規程

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（経済学部）

教員は、それぞれの授業科目がディプロマ・ポリシーのどの学修目標の達成に寄与するのか、シラバスの中に◎（特に重要な目標）と○（重要な目標）で示し、その学修目標をもとに具体的な到達目標を定め、教育活動を行い、単位認定基準及び各授業科目の成績評価方法に基づき、学修への取組と到達目標の達成度を評価し、単位を認定している。

卒業認定については、3 月上旬の定例教授会（卒業判定会議）で、学則と履修規程の当該規定に基づき 4 年生一人一人について卒業判定を行っている。

（大学院）

大学院では単位認定基準と修士課程の修了要件を厳正に適用すべく、以下 2 点を実施している。

(ⅰ) 授業科目の単位認定に関して

成績評価の実施者は 3-1-②に示した基準に従った成績評価と単位認定を行うとともに、履修要項に記載されるシラバスにおいて具体的な「成績評価方法」を示すことで、成績評価を厳正に実施している。

(ⅱ) 修士論文の提出と審査及び最終試験に関して

修士論文の提出は「富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項」及び「富士大学学位規程」に規定している。修士論文を提出しようとする者は「研究計画書を作成し、2 年次の初めに、研究指導教員を通じて研究科委員会の承認を得なければならない。」と定め、院生の研究テーマの妥当性は研究科委員会で審議され決定されるという手続を踏むことになっている。同第 3 条により、修士論文を提出する者には修士論文の提出に先立って、5 月と 10 月に行われる論文発表会で 2 回発表することが求められる。院生が論文発表会で発表を行うには、事前に、研究の進捗状況や単位修得状況が研究科委員会で審議され、論文等発表会での発表の妥当性が認められることが要件となっている。

修士論文又は研究の成果の提出については、学位規程第 5 条に定めがある。修士論文又は研究の成果（以下「論文等」という。）を提出しようとする者は、修士課程 2 年次の初めにおいて、修士論文又は特定の課題の題目及び研究計画を、研究指導教員を通じて研究科委員会に提出し、承認されることが必要となる。

提出された修士論文は同第 6 条により、主査 1 人、副査 2 人から構成される審査委員会

において修士論文の内容に関する審査が行われる。その後、審査委員会は最終試験として、提出された修士論文と研究テーマに関連する専門分野の知識がディプロマ・ポリシーの基準を十分に満たしているかどうか評価するために、口頭試問を実施する。審査委員会は最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会で合否に関して厳正に審議を行った後、学位授与の可否が決定される。

以上より、大学院では単位認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-1-16】2019 年度卒業判定について（令和 2(2020)年 3 月定例教授会（卒業判定会議）議事録(写)）

【資料 3-1-17】2020 年度富士大学大学院履修要項（講義概要；シラバス）

【資料 3-1-18】富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項

【資料 3-1-19】経済・経営システム研究科委員会議事録（論文等発表会の会次第について）（論文等最終試験のスケジュール）

【資料 3-1-20】富士大学学位規程

(3) 3－1 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

今後も、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用していく。

（大学院）

単位の認定、修士の学位授与の要件は適正に策定され、周知及び適用は厳正に行っているが、成績評価状況に関する情報共有を研究科委員会で行い、研究計画書作成や修士論文執筆の早い段階から複数の教員が研究指導にあたることで、ディプロマ・ポリシーに掲げた要件をより高次に達成できるような仕組みづくりを行う。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3－2 の自己判定

「基準項目 3－2 を満たしている。」

(2) 3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

（経済学部）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年文部科学省令第 16 号）に基づき、「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方

針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を参照しながら、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に注意を払い、平成 28(2016)年度中に各学科（学位プログラム）のカリキュラム・ポリシーを新たに策定した。その後、平成 30(2018)年度の自己点検・評価の結果に基づき、カリキュラム・ポリシーを一部変更した。また、令和元(2019)年度に 2020 年度以降の入学生のためのカリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラム（教養教育科目）の修正（改善）を行った。

カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、『Fuji University Campus Guide』等で周知している。

（大学院）

大学院では、経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目及び専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置して、専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身に付けることを教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と定めている。カリキュラム・ポリシーはホームページ及び大学院案内等で周知している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-2-1】教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
【資料 3-2-2】富士大学ホームページ（教育理念）
【資料 3-2-3】Fuji University Campus Guide 2021
【資料 3-2-4】2020 年度大学院履修要項

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

（経済学部）

カリキュラム・ポリシー（CP と表記する。）はディプロマ・ポリシー（DP と表記する。）に掲げた学修成果の目標との一貫性の確保に注意しながら策定した。経済学科（2020 年度以降の入学生）の CP を例にとって説明する。

【経済学科】

【知識】

DP1　文化、社会、自然に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）

CP1　教育課程を「教養教育科目」「専門科目」の 2 つの科目群に分けて体系的に編成します。

CP5　「教養教育科目」の「知識系科目」として「文化の受容と伝達」「現代社会の基本構造」「現代の科学」「環境」の 4 つの区分に授業科目を開設し、人類の文化、社会、自然、環境、地域に関する知識の理解を図ります。

CP7「教養教育科目」の「教養演習」（1 年次必修の少人数ゼミ）で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。

DP2　経済のしくみ、政策、歴史に関する専門知識を体系的に理解している。また、今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律等に関する幅広い知識を理解している。(地域・環境に関する知識を含む。)

CP8　「理論経済」「経済史」「経済政策」「財政・金融」「統計学」「社会政策」「経営学」「経営法学」「法学」「情報学」「地域研究」「キャリア系」「特論」「演習」の科目群によって構成される「専門科目」を必修科目、選択必修科目、選択科目に分けて各年次に配当し、体系的に教育課程を編成します。

CP9　2 年次から「国際経済コース」「総合政策コース」「地域貢献コース」に分けて履修モデルを提示し、基礎から応用へと段階的・体系的に学修を進められるようにします。

CP10　「専門科目」の「演習」(ゼミ)の「専門基礎演習」(2 年次)、「専門演習Ⅰ」(3 年次)、「専門演習Ⅱ」(4 年次)を必修とし、「専門演習Ⅱ」では卒業論文の作成を必須とします。

CP12　主体的な学びを促進するため、全授業科目にアクティブ・ラーニングを導入します。また、ICT 等の効果的な活用を図ります。

【技能】

DP3　他者の立場や考えを理解し、自分の考えを正確な日本語で論理的にわかりやすく説明できる。

CP2　「教養教育科目」の「技能系科目」-「日本語の世界」を 1 年次必修とし、全員が日本語検定 3 級以上の合格を目指します。

CP7　「教養教育科目」の「教養演習」(1 年次必修の少人数ゼミ)で行う初年次教育を通して基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得､地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図ります。

CP13　ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。

DP4　日常的なことを話題にした英語または他の外国語の文章等を読み／聞き、その言語で自分の考えを書く／話すことができる。また、英語または他の外国語で書かれた経済、異文化、地域、環境等に関する文章を読むことができる。

CP3　「教養教育科目」の「技能系科目」-「外国語」の英語については、習熟度別にクラス編成を行い、定期的に実力テストや外部テスト（TOEIC）を実施し到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図ります。

DP5　コンピュータ、情報通信ネットワーク、各種ソフトウェアを利用し、情報の収集・分析、データの作成・整理を行うことができる。

CP4　「教養教育科目」の「技能系科目」-「情報処理」の 2 科目を 1 年次必修とし、情報リテラシーの育成を図ります。

DP6　学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

CP8　「理論経済」「経済史」「経済政策」「財政・金融」「統計学」「社会政策」「経営学」「経営法学」「法学」「情報学」「地域研究」「キャリア系」「特論」「演習」の科目群によって構成される「専門科目」を必修科目、選択必修科目、選択科目に分け

て各年次に配当し、体系的に教育課程を編成します。

CP10　「専門科目」の「専門演習」（ゼミ）の「専門基礎演習」（2 年次）、「専門演習Ⅰ」（3 年次）、「専門演習Ⅱ」（4 年次）を必修とし、「専門演習Ⅱ」では卒業論文の作成を必須とします。

CP13　ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。

【態度】

DP7　自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等を身につけ、多様な組織の中で多くの人々と協働できる。自らを律し、社会を正しく生き抜くことができる。また、社会の一員であるという自覚を持ち、地域／社会に貢献できる。

CP6　「教養教育科目」の「スポーツ実技Ⅰ・Ⅱ」を１年次必修とし、チームワークやフェアプレーの精神を涵養します。

CP11　「専門科目」の「キャリア系」科目により、全員参加のインターンシップを含むキャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成します。

CP14　学修ポートフォリオによる学びの振り返りを通して、自律的な学修を促します。

CP15　ゼミ担当教員が、面談等を通して学生の学修・生活指導を行います。

CP16　自己管理力、チームワーク、倫理観、責任感、自発的・奉仕的精神等の涵養を目的に、ボランティア活動や課外活動（部活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励します。

また、以下のとおり学修成果の評価方法を提示している。

CP17　学修行動調査等の学生調査を定期的に実施し、学修成果を点検・評価します。

CP18　卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置づけ、全学科共通の評価基準に基づき一人ひとりの卒業論文について総括的評価を行います。

【経営法学科】

専門分野が異なるため、DP2 と DP6 について、CP8 と CP9 が異なっているほかは経済学科と同じである。

DP2　企業・団体の円滑な経営管理に必要な経営学（スポーツ経営学を含む）、会計学、企業関連法規に関する専門知識を体系的に理解している。また、経済、法律等に関する幅広い知識を理解している。（地域・環境に関する知識を含む。）

CP8　「経営学系」「会計学系」「経営法学系」「法学系」「経済学系」「情報学系」「スポーツ経営系」「キャリア系」等の科目群によって構成される「専門科目」を「基礎科目」（必修）、「基幹科目」、「展開科目」、「専門演習」（必修）に分けて各年次に配当し、体系的に教育課程を編成します。

CP9　2 年次から「経営・商学コース」「法学コース」「スポーツ経営コース」に分けて履修モデルを提示し、基礎から応用へと段階的・体系的に学修を進められるようにします。

DP6　学んだ知識・技能・態度を活用し、専門分野について、問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決できる。

CP8　「経営学系」「会計学系」「経営法学系」「法学系」「経済学系」「情報学系」「スポーツ経営系」「キャリア系」等の科目群によって構成される「専門科目」を「基礎科目」（必修）、「基幹科目」、「展開科目」、「専門演習」（必修）に分けて各年次に配当し、体系的に教育課程を編成します。

CP10　「専門科目」の「専門演習」（ゼミ）の「専門基礎演習」（2 年次）、「専門演習Ⅰ」（3 年次）、「専門演習Ⅱ」（4 年次）を必修とし、「専門演習Ⅱ」では卒業論文の作成を必須とします。

CP13　ゼミ内で研究成果を発表する機会を設けるほか、毎年、全学的な教養演習発表会・専門演習発表会を実施します。

（大学院）

大学院のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の目標との一貫性に留意し策定した。大学院学則第 1 条に則り策定した教育目的を達成するためのディプロマ・ポリシーを下表に示す 3 点に落とし込み、対応するカリキュラム・ポリシーとして講義科目の授業と、学位論文等の作成に対する研究指導を行う演習科目の区分を採ることで、2 つのポリシーの一貫性を担保している。

到達すべきディプロマ・ポリシー	ディプロマ・ポリシーに対応するカリキュラム・ポリシー
授業の受講および修士論文の作成を通じて専門知識を深め、論理的思考力を磨くこと	経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目および専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置する
自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと	
修士論文（または認められた特定課題についての研究成果）の審査および試験に合格したこと	

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-2-5】富士大学のホームページ（教育理念、大学院案内-大学院について）

【資料 3-2-6】2020 年度大学院履修要項

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

（経済学部）

「学則別表(1)授業科目及び単位数」、カリキュラム表（コース別の履修モデル）に示すとおり、経済学科、経営法学科とも、教育課程は CP1～CP11 に沿って編成されている。教育内容・方法については、アクティブ・ラーニング、予習・復習等の内容・時間も含め、各授業科目のシラバスに記載している。CP12 の ICT の活用については、FD 研修会を通して、その活用を推進する努力をしている。CP13 については、実際に、毎年、発表会を実施し、その内容を『富士大学教養演習報告』『富士大学専門演習合同発表論文集』として

発行している。また、CP14・15 については、両学科とも全学年少人数ゼミ制度を採用し、担当教員が一人一人の学生にきめ細かな指導を行っている。

なお、履修登録単位数の上限は、履修規程第 11 条に 48 単位と定めている。

（大学院）

大学院のカリキュラム・ポリシーを（ⅰ）経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目を設置する（ⅱ）専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置する（ⅲ）専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨く（ⅳ）自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身につける――の 4 つに分け、各々の目標を達成させるための計画を大学院の教育課程とし、以下に体系を示す。

（ⅰ）経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目を設置する

教育課程：大学院学則・別表（カリキュラム一覧）に定めるように、経済学系（26 科目）、経営学・会計学系（24 科目）、情報学系（3 科目）、法学系（5 科目）を配置し、開講する。経済学と経営学を主軸に、情報学と法学がそれを支える科目配置とする。

（ⅱ）専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置する

教育課程：必修科目として、研究指導を行う演習（演習Ⅰ-①、②、演習Ⅱ-①、②）を設置する。現在、6 人の研究指導教員が経済学専攻又は経営学専攻の院生に対して研究指導を行う体制になっている。

（ⅲ）専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨く

教育課程：研究指導教員から研究指導を受けたうえで、修士論文又は特定課題研究の成果を提出することを必修とする。修士論文の執筆又は特定課題研究に取りかかる前に、研究計画書の提出を求める。5 月と 10 月の年 2 回、論文等発表会を実施し、研究の進捗状況に関して報告を行う場を設ける。論文等発表会で発表する研究題目は、その研究の質を維持、保証することを目的に、あらかじめ研究科委員会で審議を行い、発表を承認された者のみ行うことができる。論文等発表会は公開で行われ、研究指導教員のみならず、研究指導補助教員も交えた質疑応答がなされることで、論理的思考力を育む場を提供する。

（ⅳ）自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身につける

教育課程：必修となっている修士論文の執筆又は特定課題研究を行う過程で、問題の発見（研究テーマの設定）、情報収集・分析能力を身に付ける。修士論文や特定課題における考察部分を執筆することで問題解決能力を涵養する。修士論文の主査及び副査による口頭試問を実施し、学修成果とディプロマ・ポリシーの到達度を定性的に確認し評価する。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-2-7】学則別表（1)授業科目及び単位数

【資料 3-2-8】経済学科カリキュラム表

【資料 3-2-9】経営法学科カリキュラム表

【資料 3-2-10】研究計画書
【資料 3-2-11】論文等発表会スケジュール「研究科委員会議事録」
【資料 3-2-12】最終試験日程「研究科委員会議事録」
【資料 3-2-13】大学院学則・別表（カリキュラム一覧）

3-2-④　教養教育の実施

（経済学部）

本学は、「深い教養と総合的な判断力を具えた豊かな人間性を養う」という教育理念のもと、教養教育を重視している。したがって、経済学部 2 学科のほかに、教養教育科目担当教員を「教養教育科」として横断的に組織し、「学問の共通的な基盤となる知識・技能等の修得を図るとともに、進展する国際化社会において信頼される、豊かな人間性と、広い視野から物事を考えようとする態度を育てる」という目的のもと教養教育を行っている。

教養教育科の運営については、教養教育科長が責任を持ち、教養教育科長補佐が科長を補佐している。年に数回、会議を行って教育内容、教育方法等について話し合い、教養教育における諸課題の共有化とその改善・解決に努めている。

また、教養教育科は少人数ゼミ「教養演習」を中心に、初年次教育を行い、基本的な学習スキルとコミュニケーションスキルの習得、地域に関する理解、主体的に学ぶ態度の育成を図っている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 3-2-14】2020 年度副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等 名簿
【資料 3-2-15】令和 2(2020)年度教養教育科運営計画（令和 2 年度(2020)年 4 月定例教授会資料
【資料 3-2-16】令和 2 年度新入生学外オリエンテーション実施要項（案）
【資料 3-2-17】令和 2 年度初年次セミナーワークブック
【資料 3-2-18】令和元年度富士大学教養演習報告（第 42 集）

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（経済学部）

経済学部では、教育方法開発室を置き、ICT 等の効果的な利用を促進している。令和元(2019)年度は、教養教育科の公開授業において、情報処理実習室の書画カメラ、小型ホワイトボードを活用した、学生が積極的に自分の考えをプレゼンする AL 型授業を実施した。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染防止のためオンライン授業体制を組む必要に迫られ、メディア教育委員会と協同して Microsoft Teams によるオンラインシステムを構築し、全教員に対して 90 分間の講習会を実施した。また、学生に対しては活用マニュアルをメール配信した。

経済学科と経営法学科では、毎学期、公開授業・授業研究会を実施している。その際に、参加専任教員が、板書における工夫、小テストの実施、小レポートの実施、空欄のある資料の配付など、参考になる授業方法について学び、各自の授業に採入れるようにしている。さらに、学科会議において、IR センターのアンケート調査結果の検討を通じて、予習・復

習をやらざるを得ない状況をつくるなど、学生の主体的学修を促進するための具体的方策を検討している。また、各専任教員は、FD 委員会が実施している「学生による授業評価アンケート」の評価結果をもとに、授業内容・方法等の改善のために「授業改善報告書」を作成し、FD 委員会に提出している。

（大学院）

大学院では教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために、平成 29(2018)年度から研究指導教員について主担当者と副担当者の配置を行った。院生が修士論文を執筆していく過程で主担当者と意見が相違し、研究の遂行に支障が生じた際には、副担当者からセカンドオピニオンを求めることができる制度である。本大学院では、研究指導教員として主担当者と副担当者を配置し複数の研究指導教員が院生の研究を指導できる体制をとることで、院生は多様な視点から研究テーマへのアプローチが可能となっている。

大学院授業アンケートを実施し、その結果を研究科委員会で議論し次年度の授業改善を行う取組を続けている。「公開授業」、「授業研究会」を開催し、授業内容・方法等の改善について大学院担当教員間で意見の交換を行っている。

◇エビデンス集　資料編

エビデンス

【資料 3-2-19】オンライン授業（概念図）
【資料 3-2-20】令和 2 年度　FD 全員研修会「オンライン研修会」（マニュアル）
【資料 3-2-21】富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）PC 編
【資料 3-2-22】富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）スマートフォン編
【資料 3-2-23】令和 2 年度経済学科運営計画（令和 2(2020)年 4 月定例教授会資料）
【資料 3-2-24】経済学科公開授業・授業研究会報告書（令和元(2019)年 8 月定例教授会資料）
【資料 3-2-25】令和元(2019)年度 FD 全員研修会議事録(写)
【資料 3-2-26】令和元(2019)年度経営法学科「公開授業」・「授業研究会」議事録(写)
【資料 3-2-27】公開授業指導案・授業研究会記録
【資料 3-2-28】研究指導の副担当者（研究科委員会議事録）
【資料 3-2-29】大学院前期授業アンケートの集計結果（研究科委員会議事録）

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

（ⅰ）カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成して実施しているか、今後も継続的に点検する。

（ⅱ）教養教育科が中心となり、以下のとおり教養教育の更なる充実を目指す。

A. 幅広く豊かな人間性を育み、変化する現代社会や学生のニーズを適切に捉えると共に、国内外の文化と社会、地域、環境など、基礎的で広範囲な理解を図るために、今後とも適切な教育課程の編成・実施に努める。

B.「教養演習」に係る小論文指導やレポート作成の充実を図ると共に、自ら課題を選び、調査・分析し、まとめていくことを通して、思考力や主体的で深い学びの伸長を図れるような指導のあり方を積重ねていく。

C. 公開授業や授業研究会及び各種研修会への参加を通して、アクティブ・ラーニング型授業のあり方等を研修し、授業の工夫・改善に役立てていく。

(iii) 新型コロナウイルス感染者数の増加が今後も見込まれることから、タイムリーにオンライン授業体制を組むことはもちろんであるが、長期になることも予想されることから、リアルタイム配信型の更なる研修やオンデマンド動画配信型のためのビデオ編集の仕方などの研修を計画する。

(iv) 学期毎に実施している公開授業・授業研究会への教員出席数が低迷しており、今後その増加を図る。アクティブ・ラーニング型授業も含めて、公開授業や授業研究会において参考となる事例については、学科会議において積極的に検討し、専任教員の授業の工夫・改善に役立てる。

（大学院）

大学院としてのアクティブ・ラーニング手法について研究を行い、講義科目に反映させる。演習科目での研究指導については、大学院担当教員が不断の努力により自身の研究力向上を図り、研究指導にフィードバックさせると共に、研究指導の主担当者と副担当者を配置する仕組みをより高度に機能させていく。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

「基準項目 3－3 を満たしている。」

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

（経済学部）

アセスメント・ポリシーに従い、修得単位及び GPA により学修成果を点検しているほか、IR センターが中心となり、以下の方法で定期的に学修成果を点検・評価している。

(ⅰ) 間接評価

A. 学修成果に関する意識調査

毎年、学修成果に関する意識調査（1 年次、2 年次、3 年次終了時点）を実施している。調査項目はディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標 1～7 である。なお、学生個人の調査結果については、学修指導に役立てるため、ゼミ担当教員に提供している。

B. 学修行動調査

毎年、学生の学修時間、読書量を調査している。

C. 学修・生活に関するアンケート調査

毎年、「学修・生活に関するアンケート」の中で「授業・学修」に関する調査（学修意欲等を含む。）を実施している。その結果に基づき、現在、経済学科と経営法学科が改善に取組んでいる。また、学生個人の調査結果については、学修指導に役立てるため、ゼミ担当教員に提供している。

D. 学修成果に関する 4 年生の意識調査

毎年 2 月、卒業論文を作成した学生に、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の達成状況に関する意識調査を実施し、一人一人の調査結果と集計結果を定例教授会（卒業判定会議）で報告している。

E. 就職先への企業アンケート

就職状況は、エビデンス集（データ編）【表 2-5】「就職の状況（過去 3 年間）」及び【表 2-6】「卒業後の進路先の状況（前年度実績）」に示すとおりである。キャリアセンターが把握し、適宜、教授会で「就職内定状況」を報告している。また、キャリア教育の成果を検証し、教育内容の改善を図ることを目的に、本学卒業生が勤務する事業所を対象にアンケート調査を行っている。

（ⅱ）直接評価

A. 卒業論文

経済学科・経営法学科共通の評価基準を用い、学生全員の卒業論文を評価している。一人一人の卒業論文の評価結果と集計結果は、定例教授会（卒業判定会議）で報告している。また、集計結果に基づき、各学科が卒業論文の指導等について改善を図っている。

なお、質保証のための最低ラインを 60 点（100 点満点中）とし、各評価規準とも 70 点（100 点満点中）を目標としている。

B. PROG テスト

1 年生（4 月）に PROG テストを受験させ、入学直後／学修のスタート地点でのディプロマ・ポリシーの「技能」の中の問題解決力と「態度」の目標の達成度を測定している。これは、アドミッション・ポリシーに掲げた、「入学前に身につけておく必要がある」能力、態度の達成状況の再点検でもある。その結果については「キャリア形成論Ⅰ」の授業でフィードバックしている。令和 2(2020)年度より、3 年生にも PROG テストを受験させ、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定する予定である。

C. 日本語検定と TOEIC L&R 等

1 年生全員が 3 級以上の合格を目指し、日本語検定を受験している。

英語については、4 月、7 月、12 月に実力テスト（経済、異文化、地域、環境等に関する Reading、Listening、Reading & Writing）を実施し、到達目標の達成状況を確認しながら、コミュニケーション能力の育成を図っている。また、TOEIC(L&R)の結果（2、3 年生の一部）をもとに授業改善を図っている。

D. 基礎学力テスト（英語・数学・国語）

毎年 4 月、新入生全員に基礎学力テスト（英語・数学・国語）を受験させ、入学直後、学修のスタート地点での 3 教科の基礎的知識・技能の獲得状況を確認している。

（大学院）

学修成果の点検・評価に関する大学院の取組として、修得単位数、大学院 3 つのアンケート調査結果（大学院授業評価アンケート、大学院修了者に対する教育研究環境アンケート、大学院生に対するアンケート）、税理士試験合格者数、税理士登録者数、その他の就職状況の把握を行っている。大学院授業アンケートの結果は学内 LAN を通じて全ての大学院担当教員が結果を把握することができる。大学院修了者に対する教育研究環境アンケート（満足度調査）の結果は、研究科委員会で報告され、議論がなされる。学修成果については、10 月に開催される論文等発表会の会場において在学者に行う「大学院生に対するアンケート」により、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標の達成度の指標として、修士論文の執筆状況及び専門知識、論理的思考力、問題発見力の修得状況について、大学院として把握している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-3-1】アセスメント・ポリシー
【資料 3-3-2】2019 年度学修行動調査結果について（令和 2(2020)年 3 月度定例教授会資料）
【資料 3-3-3】2019 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料・議事録（写））
【資料 3-3-4】学修成果に関する学生（新 2 年生・新 3 年生・新 4 年生）の意識調査について（令和 2 年(2020)年 6 月定例教授会資料・議事録（写））
【資料 3-3-5】卒業論文評価（教員による評価・学生の自己評価）等について（令和 2(2020)年 3 月定例教授会（卒業判定会議）資料・議事録（写））
【資料 3-3-6】「2019 年度キャリア教育に関するアンケート」の概要報告（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）
【資料 3-3-7】卒業論文評価基準
【資料 3-3-8】TOEIC の実施結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料）
【資料 3-3-9】2019 年度 PROG テストの結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料・議事録（写））
【資料 3-3-10】日本語検定試験の結果について（令和 2(2020)年 2 月定例教授会資料）
【資料 3-3-11】大学院 3 種類のアンケート
【資料 3-3-12】大学院授業アンケートの結果（研究科委員会資料）
【資料 3-3-13】大学院修了者に対する教育研究環境アンケートの結果（研究科委員会資料）

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（経済学部）

学修成果の点検・評価結果を受け、各学科、教務委員会、FD 委員会、各教員が学修指導、教育内容・方法の改善に取組んでいる。

ゼミ担当教員は、成績通知表・長期欠席者調査結果・学修成果に関する意識調査結果（学修目標の達成状況）・学修行動調査結果（学修時間）等を利用して学生一人一人の学修状況を点検し、個別に指導と助言を行っている。

経済学部では、複数の方法で学修成果を点検・評価することにより、ディプロマ・ポリシー(DP)2 専門知識と DP6 問題解決力に関する学生の学修成果が不十分であると認識している。その改善を図るため、以下の取組を行っている。

(ⅰ) 学生による授業評価アンケートの集計結果に基づき、各専任教員が「授業改善報告書」を作成し、授業内容・方法を改善している。

(ⅱ) 公開授業と授業研究会を実施し、授業内容・方法の改善を図っている。

(ⅲ) 各学科・教務委員会が各授業科目のシラバスを点検し、教育内容・方法の適切性、ディプロマ・ポリシー（特に DP6）と到達目標、到達目標と成績評価方法の整合性を検証し、教育の改善を図っている。

（大学院）

大学院の授業科目は 1 科目あたりの受講者数が少人数であることを活かし、授業科目担当教員は毎時、受講生との対話形式の教授方法を取入れコミュニケーションを密に行うことで学修成果を点検している。授業科目担当教員は受講生の習熟レベルを正確に把握したうえで、次回の授業計画を立案する等、受講生の学修成果を短期的視点から授業経営（教育内容や教育方法）にフィードバックさせている。一方、前述の大学院授業アンケートの結果は研究科委員会を介して教員にフィードバックされ、次年度の教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。本大学院では短期的視点及び長期的視点の両側面から学修成果の点検・評価を実施している。

修士論文の指導に関しては、学内での論文等発表会や学外の学会発表で他研究者より指摘された事項に検討を加え、研究方法や論理的考察の指導にフィードバックさせている。主査 1 人、副査 2 人から構成される審査会が修了予定の学生全員に対して共通の評価基準で評価する最終試験を実施している。この最終試験の結果は次年度の研究指導に役立てられている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 3-3-14】令和 2 年度経済学科運営計画（令和 2(2020)年 4 月定例教授会資料）
【資料 3-3-15】2019 年度部門別運営実績報告（経営法学科）
【資料 3-3-16】大学院授業アンケート結果（研究科委員会資料）
【資料 3-3-17】最終試験スケジュール（研究科委員会資料）
【資料 3-3-18】最終試験判定結果（研究科委員会資料）

(3) 3－3 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

現在実施している様々な取組を継続し、更に教育内容・方法及び学修指導等の改善を図る。PROG テストについては、3 年生を対象に実施し、入学直後との比較により、ディプロマ・ポリシー(DP)3、6、7 の達成状況を点検する。

（大学院）

大学院の教育研究活動に対して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修

成果の点検は行っているものの、対象の性質から定量的な評価方法の確立には至っていない。「大学院授業アンケート」「大学院修了者に対する大学院教育・研究環境アンケート」「大学院生に対するアンケート」を継続的に実施することに加え、定量的に学修成果を点検・評価する方法を研究し、アンケート結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックさせる仕組みづくりを行う。

［基準 3 の自己評価］

定期的に学修成果の点検・評価を行い、教育の改善に取組んでいることは評価できる。特に、経済学部はアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価を、間接評価と直接評価を組合わせながら行っている。

その学修成果の点検・評価により、経済学部の学生は、DP2 専門知識、DP6 問題解決力が弱い傾向にある、ということがわかっている。また、授業時間外の学修時間も少ない。経済学科、経営法学科、教養教育科、教務委員会において、授業時間外の学修時間を増やすよう、また、学生の専門知識と問題解決力を向上させるよう、更に取組を強化する必要がある。

基準 4　教員・職員

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定については、平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の改正学校教育法により、教授会は意思決定機関ではなく、学長が意思決定を行うにあたり、審議し、意見を述べる機関であると明確化された。この改正を受け、本学では、学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」(第 38 条の 2) と明記するとともに、関連規則等の改正を行い、それまで教授会を審議機関・意思決定機関であるとしていた点を改めた。理事会との関係でいえば、寄附行為第 17 条及び「理事会業務委任規則」により、「あらかじめ評議員会に付議しなければならない事項その他重要事項」以外の事項の決定については、一旦、理事長に委任され、そのうち本学の教育研究に関する事項の決定について、学長に復委任されされている。また、「学校法人富士大学・富士大学組織規程」第 7 条に、「教育研究事項についての決定権限は、学長に属する」旨明記している。

このような学長権限を行使し、リーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を次のとおり採っている。Ⓐ学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を置いている (学則第 38 条の 2 第 2 項)。副学長は、その主な職務として、教育改革担当、研究・社会貢献担当という担当を持ち、また、各自、附属機関や委員会等の統括を任されている。なお、学則上、役職名の明記はないが、学則第 38 条第 2 項「前項の他、副学長、・・・、研究所長その他必要な職員を置くことができる。」に従い、学長職務の補佐役として、学長補佐を置き、学長の特命事項を遂行している。Ⓑ教育研究事項についての決定権限の行使を補佐する学長直轄組織を置いている。これは、教務委員会、学生委員会、キャリア委員会、入試委員会、広報・ホームページ委員会など 15 の委員会等である。(これらの委員会は、教授会が決定機関と位置付けられていたときは、教授会の下の専門委員会であった。) Ⓒこれらの直轄組織のうち、教務委員会、学生員会、キャリア委員会、入試委員会、広報委員会の委員長は、教務部、学生部、キャリアセンター、入試部、広報部の部長を兼ねており、事務組織が、学長のリーダーシップの発揮を補佐している。(また、他の委員会についても、教務部等の事務組織が事務局となっているケースがある。) Ⓓ当然のことながら、学長のリーダーシップを発揮するためには、事務組織の補佐は、欠かせないものである。Ⓔその他、法人・管理部門と教学部門に跨る全学組織も、学長のリーダーシップを発揮する有力な補佐体制を担っている。全学組織としては、経営方針企画立案・連絡調整委員会、IR センター、地域連携推進センター、スポーツ振興アカデミー、異文化交流センター、自己点検・

評価委員会、教員評価委員会、外部資金獲得委員会、コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント防止委員会と様々な問題に対応するために、組織されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

富士大学は、その使命・目的及び教育目的達成のため、学部・学科・大学院研究科を置き、学部・学科・大学院研究科がその役割を果たせるように、全学組織、学長直轄組織、事務組織などを置いて､それらの組織が機能するように教学マネジメントを構築している。具体的には、学長のリーダーシップの下、学長の指示に従い、調査・研究を行い、各種改革の実施、問題への対応・解決等を図っている。これらの過程では、学長からの指示によるもののみではなく、幹部教職員のほか一般の教職員からの進言によるものも含まれる。そして、その意思決定過程においては、事務組織での調査・検討・原案作成、委員会等での論議・修正案の作成、運営委員会での意見聴取、教授会での審議・意見聴取等を経て、学長の意思決定に至る。この過程が、教学マネジメントである。

富士大学の教育研究に関する意思決定の権限は、全て学長にある。意思決定は教授会等の意見を聴き（事項によっては聴かないこともある。)、学長が決定を行っているため、学内での権限の分散は行っていない。(本学が小規模大学である点も、権限の分散を行っていない一つの要因である。）したがって、教育研究事項に関する責任は全て学長が負うことになる。ただし、資金の収支を伴う業務については、理事長にその権限が留保されており（理事会業務委任規則第 4 条但書)、また、理事会が決定すべき事項について、学長に権限がないことは、言うまでもない。

副学長の組織上の位置付け及び役割については、4-1-①で述べたとおり明確であり、機能している。

教授会の組織上の位置付け及び役割については、学則に「教授会は、教育研究に関する事項を審議する。なお、「審議する。」とは、論議・検討することであり、富士大学としての決定を行うものではない。」と明記されており（第 39 条第 2 項)、この位置付け及び役割のとおり機能している。また、教授会に意見を聴くことを必要とする事項については、改正学校教育法に明記されている入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学則第 39 条第 3 項に定め、その他の事項については、平成 27(2015)年 11 月 4 日付「教授会の意見を聴くことが必要な事項（学長決定)」により、あらかじめ定め、規程集に載せて周知している。教授会開催の事務担当は、常にこの決定に従い、教授会の意見聴取の必要性を判断している。(大学院研究科委員会の位置付けも教授会と同様であり、大学院学則の規定及び平成 27 年 11 月 4 日付学長決定に拠っている。）

以上に述べたとおり、大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの適切な遂行のために、職員の役割は、組織規程に明確に定められており、また、その役割を果たす職員については、適材適所で各組織に配置している。ただし、本学は小規模組織であり、また、昨今の大学の業務の多様化のため、兼務とせざるを得ない面がある。

本学では､全学組織及び学長直轄組織への職員の配置を行っており､その専門性により、機能を発揮している。なお、教授会の下にある唯一の専門委員会である「入学者選抜委員会」(学校教育法施行規則第 143 条第 2 項に定める「専門委員会の議決をもって教授会の議決とする」場合に置くもの｡）のメンバーは基本的に教員であるが、職員がアドミッション・オフィサーに任命され、入学者選抜委員会に出席し、その選抜方法・過程について評価し、意見を述べる権限が与えられている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-1-1】富士大学学則
【資料 4-1-2】学校法人富士大学寄附行為
【資料 4-1-3】理事会業務委任規則
【資料 4-1-4】学校法人富士大学・富士大学組織規程
【資料 4-1-5】学長直轄組織である委員会等の規程
【資料 4-1-6】全学組織である委員会等の規程
【資料 4-1-7】平成 27 年 11 月 4 日付「教授会の意見を聴くことが必要な事項（学長決定）
【資料 4-1-8】富士大学組織図
【資料 4-1-9】職員配置図
【資料 4-1-10】2020 年度　副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等　名簿
【資料 4-1-11】職員が教職協同組織で機能している例（2019 年度第 2 回経営方針企画立案・連絡調整委員会議事録(令和元年 7 月 17 日))
【資料 4-1-12】アドミッション・オフィサー規程

(2) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制、組織、権限と責任等教学マネジメントを構築してはいるが、昨今の大学業務の多様化と業務量の増大に対して、完全に対応しきれていない面がある。人員の増加を期待できない、むしろ人員削減の要請がある中で、教職員の SD 活動の活発化により、教職員一人一人の能力を高め、教学マネジメントを強化し、その機能を最大限発揮できるようにしていく。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置（経済学部）

(ⅰ) 教員の確保と配置

エビデンス集（データ編）【共通基礎様式 1】「教員組織 学士課程」に示すとおり、経済学部の専任教員数は 38 人で、大学設置基準上の必要専任教員数 32 人を上回っている。本学は、その 38 人の教員を、経済学部及び各学科の教育目的に基づき、主要科目に専任教員を配置する形で、経済学科、経営法学科に分属させている。教養教育担当の教員については、学生数も考慮しながら、各学科に分属させると同時に、学科横断的な教養教育科にも所属させている。

平成 26(2014)年度の認証評価の評価報告書では、「経済学部においては専任教員の年齢構成に偏りが見られるため、専任教員の年齢別構成に配慮した採用人事等の工夫が望まれる。」という参考意見をいただいた。令和 2(2020)年 5 月 1 日時点の専任教員の平均年齢は 56.9 歳で、前回の認証評価時（61.2 歳）から改善されている。

（ⅱ）教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任については、「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」で、その方針を示し、「採用・昇任の実際については、富士大学教育職員採用規則および富士大学教育職員昇任規則に定めるところに従うものとする。」としている。

A. 教員の採用

教員の採用については、「富士大学就業規則」第 4 条と「富士大学教育職員採用規則」に従って行っている。まず、候補者を公募または推薦によって決定する。次に学長が資格審査委員 3 人を選び、候補者の資格審査に当たらせる。資格審査委員は審査結果を文書で学長に報告する。学長は審査結果を教授会（教授のみで構成される教授会。富士大学教授会規則第 3 条第 3 項。以下同じ。）に提示し、意見を聴いて、採用可としたときは理事長に内申する。理事長は、その内申に基づき採用の可否を決定する。

なお、「富士大学における教員の任期に関する規程」により、1 年～3 年の任期を定めて教員を任用することもできる。

B. 教員の昇任

教員の昇任については「富士大学教育職員昇任規則」に基づき、学長が資格審査員 3 人を選定し、審査に当たらせる。資格審査員は同規則第 3 条に定めるとおり、当該教員の「教職歴」、「学会および社会における活動」「賞罰」「教育研究業績」「教育研究上の指導能力および人物評価」について審査する。資格審査員は審査結果を文書で学長に報告する。学長は資格審査員による審査結果を教授会に提示し、意見を聴いて昇任可と判断したときは、理事長に内申する。理事長は、その内申に基づき昇任の可否を決定する。

なお、昇任基準は「教育職員昇任規則」第 4 条に次のように定めている。

(1) 准教授については、本学において専任講師として 3 年以上の教歴を有し、その間著書、研究論文、学会発表等 3 件以上あり、教育研究上の指導能力があると認められる者
(2) 教授については、本学において専任准教授（助教授を含む）として 5 年以上の教歴を有し、その間著書、研究論文、学会発表等 3 件以上あり、教育研究上の指導能力があると認められる者
(3) 体育については、上記の教歴に加え、社会体育に相当な貢献があり教育能力があ

ると認められる者

（大学院）

（ⅰ）教員の確保と配置

エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】に示すとおり、大学院経済・経営システム研究科の教員は、研究指導教員 6 人、研究指導補助教員 9 人、合計 15 人が確保されており、大学院設置基準上必要な研究指導教員数 5 人、研究指導教員及び研究導補助教員の合計数 9 人を満たしている。大学院の教員は、厳格な資格審査を経て選任されて研究科に配置されており、それぞれの専攻に応じて、研究指導又はその補助を行うとともに、講義科目を担当している。なお、15 人の教員の専任兼任の別は、全て兼担である。

（ⅱ）教員の採用・昇任等

A. 大学院の教員の採用については、次のとおり行っており、適切に運用している。

（a）大学院専任教員の採用は、次の区分で行われる。

Ⓐ 本大学院設置に際し、大学院設置審議会において「○合」又は「合」の資格判定を得た者（経済学部専任教員の中から選任）

Ⓑ 研究科委員会の資格審査を経て選任された者（経済学部専任教員の中から選任）

Ⓒ 客員教授（「富士大学客員教授規程」に基づく選任）

（b）研究指導教員の選任は、次のとおり行われる。

Ⓐ（a）のⒶのうち「○合」の判定を受けた者

Ⓑ（a）のⒷの者のうち「富士大学大学院 研究指導教員の資格および認定に関する規程」に基づき研究指導教員の資格があることを認定された者

Ⓒ 客員教授（「富士大学客員教授規程」に基づき、研究指導に当たることが適当であると認定されている。）

B. 教員の昇任

大学院担当の専任准教授以下の昇任については、学部での昇任に従う。専任教授及び客員教授についての昇任はない。

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-2-1】富士大学客員教授規程
【資料 4-2-2】富士大学教授会規則
【資料 4-2-3】富士大学における教員の任期に関する規程
【資料 4-2-4】富士大学教育職員昇任規則
【資料 4-2-5】富士大学大学院専任教員の選任に関する内規
【資料 4-2-6】富士大学大学院研究指導教員の資格および認定に関する規程
【資料 4-2-7】富士大学大学院客員教授規程

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（経済学部）

（ｉ）FD 活動

富士大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会（以下「FD 委員会」という。）は、FD を授業改善と教員資質の向上と理解し、組織的な FD に取組んでいる。

令和元(2019)年度は、アクティブ・ラーニング型授業への転換及びその深化を図り、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標の達成に貢献できるように、「富士大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規則」に基づき、「教育方法開発室」等と連携し、次の 6 事業（A～F）を実施した。

A. 学生による「授業評価アンケート」の実施及び「授業改善報告書」の作成

平成 17(2005)年度前期実施以来、30 期連続で、学生による「授業評価アンケート」を対象教員・対象授業科目 100%実施できた。また、その集計結果をアイアシスタント上で学生向けに公表している。各教員が、「授業評価アンケート」の結果を踏まえ、PDCA サイクルを基に、「授業評価アンケート」（個人集計分と全体集計分）を作成した。

B. 「公開授業」及び「授業研究会」の実施

前・後期ごとに、2 学科および教養教育科の各 1 教員が 1 回ずつ実施した。

C.「FD 全員研修会」の実施

令和元(2019)年度に 2 回実施した。

・第 1 回（8 月 21 日実施）
「内部質保証について～2021 年度の認証評価受審に向けて本学が取組むべきこと」（講師；副学長・IR センター長　筑後勝彦教授）

・第 2 回（11 月 20 日実施）
「ICT 活用の重要性」（講師；学長補佐・教育方法開発室長　藤原　忠雄教授）
「ICT 活用の重要性と双方向性授業（クリッカーの活用を中心として）について」（講師；教養教育科長　高橋榮幸教授）

令和 2（2020）年度における「FD 全員研修会」は、新型コロナ感染拡大防止対策のために「オンライン（遠隔）授業」を実施するため、急遽、本学専任教員を対象として学科別に 2 回にわたって FD 全員研修会を実施した。

・第 1 回（4 月 28 日実施）経営法学科所属教員対象
「オンライン授業の進め方～意義と操作方法」（発表者；教育方法開発室長　藤原忠雄教授、メディア教育委員長　柳田久弥教授）

・第 2 回（4 月 30 日実施）経済学科所属教員対象
「オンライン授業の進め方～意義と操作方法」（発表者；教育方法開発室長　藤原忠雄教授、メディア教育委員長　柳田久弥教授）
※ 非常勤講師の先生方を対象に 5 月 15 日（金）実施済み。

D.「新任教員研修会」の実施

4 月 24 日に実施した。令和元年(2019)年度は、新任教員 1 人を対象に実施した。研修内容は、「本学の教育方針について」、「授業改善の取り組みについて」、「初年次教育の在り方について」、「学修支援について」、「服務規律等」、「その他」であった。

E.「教員個人研究業績等報告書」の作成

専任教員全員が作成・提出した。原則として 9 月末と 3 月末の二期、教員が作成・提出し、それを FD 委員会がまとめ、ホームページで公開している。

F.「いわて高等教育コンソーシアム FD・SD 連携推進委員会主催の研修会」への参加
当該研修会は、実施されなかったため、参加できず（取組不能）。

なお、数値目標の達成状況は以下のとおりである。

・目標 1；上記①の A～F までの 100%実施（ただし、F は実施されなかったので、項目から除外）。上記のとおり、100%実施した。

・目標 2；「授業評価アンケート」の授業評価に関する 13 の設問の 5 点満点評価の総平均値が前年同期を上回るか、13 の設問のうち過半数項目（7 項目以上）の評価平均値が前年同期を上回るかの何れかの達成

（総平均値）　2019 年度前期；4.29(前年同期；4.20) ≪達成≫
2019 年度後期；4.41(前年同期；4.30) ≪達成≫

（上回った項目数）2019 年度前期；12 項目 ＞7 項目　≪達成≫
2019 年度後期；13 項目 ＞7 項目　≪達成≫

（ⅱ）教員評価

平成 30(2018)年度より、本学の教育研究の質の向上、活性化を図るとともに、その使命・目的の達成に資するため、教員の教育研究等の活動に係る評価を実施している。

（大学院）

大学院では教育内容・方法等を改善し工夫し開発するために、FD 活動を積極的に進めている。一つ目は、毎年度 1 人の大学院担当教員が公開授業および授業研究会を行い、教育内容・方法について大学院担当教員で議論する場を設け、授業の改善に役立てている。二つ目は、FD 活動の理解を深めることを目的として、FD に関係する学術論文を大学院担当教員で講読し、報告書を執筆・提出する取組を行っている。三つ目は、大学認証評価に関わった経験を有する教員が大学院における FD をテーマに大学院担当教員を対象に講演会を実施している。四つ目は、大学院授業科目に関して授業アンケートを実施し、その結果を研究科委員会で議論し次年度の授業改善を行う取組を続けている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-2-8】2019 年度新任教員研修会の実施結果について（令和元(2019)年 5 月定例教授会資料）

【資料 4-2-9】2019 年度前期公開授業・授業研究会の実施報告について（令和元(2019)年 7 月定例教授会資料）

【資料 4-2-10】前期授業改善報告書の作成・提出依頼について（令和元(2019)年 8 月定例教授会資料）

【資料 4-2-11】2019 年度 FD 全員研修会の実施―内部質保証について～2021 年度の認証評価受審に向けて本学が取組むべきことについて（令和元(2019)年 8 月定例教授会資料）

【資料 4-2-12】2019 年度前期「学生による授業評価アンケート」実施結果の総評について（令和元(2019)年 9 月定例教授会資料）

【資料 4-2-13】2019 年度前期授業改善報告書の模範例の選定について（令和元(2019)年 9

月定例教授会資料）
【資料 4-2-14】2019 年度第 2 回全員研修会―ICT 教育の重要性と双方向授業（クリッカーの活用を中心として）について（令和元(2019)年 11 月定例教授会資料）
【資料 4-2-15】2019 年度後期公開授業・授業研究会の実施報告について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料）
【資料 4-2-16】令和 2 年度 FD 全員研修会の実施について（令和元(2020)年 5 月定例教授会資料）
【資料 4-2-17】富士大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規則
【資料 4-2-18】2019 年度後期「学生による授業評価アンケート」集計結果に対する講評・分析について（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）
【資料 4-2-19】令和 2 年度新任教員研修会の実施結果について（令和 2(2020)年 5 月定例教授会資料）
【資料 4-2-20】令和 2 年度前期「学生による授業評価アンケート」実施について（学生による授業評価アンケート実施要項）（令和 2(2020)年 7 定例教授会資料）
【資料 4-2-21】令和元(2019)年度 FD 委員会開催議事録
【資料 4-2-22】藤原忠雄教授：ICT 活用の重要性　高橋栄幸教授：ICT 教育と双方向授業（令和元年年 11 月 20 日、発表者 2 人、25 分間）
【資料 4-2-23】オンライン授業（概念図）
【資料 4-2-24】令和 2 年度　FD 全員研修会「オンライン研修会」（マニュアル）
【資料 4-2-25】富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）PC 編
【資料 4-2-26】富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）スマートフォン編
【資料 4-2-27】富士大学教員評価委員会規程
【資料 4-2-28】教員評価実施基準
【資料 4-2-29】大学院 FD 資料
【資料 4-2-30】「平成 30 年 7 月 17 日」（平成 30(2018)年度大学院 FD 実施の資料）
【資料 4-2-31】大学院前期授業アンケートの集計結果「研究科委員会議事録」

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

（ⅰ）教育目的を達成するため、大学の将来を展望し、今後も専門分野、年齢等を考慮しながら、「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」、「富士大学教育職員採用規則」、「富士大学における教員の任期に関する規程」に従って教員を採用し配置するとともに、「富士大学教育職員昇任規則」に則り適切な昇任を行う。

（ⅱ）本学の FD の取組を内部質保証を高めるため、FD 委員会が連携諸機関と一層緊密に協働し、教育方法の改善、とりわけ、アクティブ・ラーニングにおける学生の主体性・能動性を高め、学修成果の向上に繋がる「グループ学習」の方策の研究を促進する。

（ⅲ）新型コロナウイルス感染者数の増加が今後も見込まれることから、タイムリーにオンライン授業体制を組むことはもちろんであるが、長期になることも予想されることから、リアルタイム配信型の更なる研修やオンデマンド動画配信型のためのビデを編集の仕方などの研修を計画する。

（大学院）

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発は、これまで実施したところであるが、今後も継続させることで、効果を上げていく。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は従来から SD(Staff Development)に取組んできたが、平成 29(2017)年 4 月の大学設置基準の改正により、「その職員（事務職員のほか、教員、学長等執行部を含む）が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修の機会を設ける」ことになったことを受け、更なる充実を図るべく下記Ⓐ～Ⓖの取組を実施してきた。

また、文科省からの指摘もあり、(ⅰ)～(ⅶ)の従来の研修会に加え、学内の研究者を対象に毎年「研究活動上の不正防止に関する研修会」を実施している。

(ⅰ)「学校法人決算説明・研修会」（全員研修会）
(ⅱ)「学校法人の決算書の読み方・財務分析」（全員研修会）
(ⅲ) 日本私立大学協会の各種協議会・研究会・研修会への参加（協議等の内容に関係する業務に従事する教職員）
(ⅳ) 日本私立大学協会東北支部事務研修会への参加（初任・中堅事務職員）
(ⅴ) その他の機関による各種研修会への参加（当該業務に関連する教員、管理職、中堅事務職員）
(ⅵ)(ⅲ)～(ⅴ)の研修を受けた者による伝達講習会
(ⅶ) その他下記のテーマを取上げた学内研修会
A. 教学マネジメント（質の向上を図る組織的な取組）
B. 大学改革に関するもの
C. 業務領域の知見獲得に関するもの

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-3-1】令和元年度 SD 研修実施一覧

（2）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

上記の取組を更に充実させていくが、特にⒺついては、次期管理職候補の中堅事務職員を外部の研修に積極的に参加させ、研鑽を積ませる。また、教職員を問わず、学外に本学の SD に相応しいテーマがあれば、積極的に参加させていく。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

（1）4－4 の自己判定

「基準項目 4－4 を満たしている。」

（2）4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

（ⅰ）ネットワーク環境、ICT 機器の充実

研究活動を支援するため、安全性、利便性に配慮したネットワーク環境を構築し、学内すべての教員研究室、大学院共同研究室、ラーニングコモンズにネットワークを敷設し、コンピュータを設置している。教室への ICT 機器導入も進めており、多人数教室から少人数教室まで様々な規模の教室にプロジェクタや大型ディスプレイ等の機器を整備し、学会や研究会を開催できる環境を整えている。インターネットへの接続は、「SINET」経路と「民間プロバイダー」経路の 2 経路とし、ネットワークトラブルのリスク軽減に努めている。また、UTM やウイルス対策サーバの設置をはじめとするハードウェアの整備に加え、全教職員への配信メールや定例教授会での連絡でセキュリティ強化の周知を図るなど、ネットワークの安全性に配慮した運営を行っている。さらに、クラウドサービスとして「Microsoft Office 365 Education」を利用しており電子メールや予定表、ドキュメントに対し、PC、タブレット、スマートフォンなど様々なデバイスから、いつでも、どこからでも安全にアクセスできる環境を整備し研究活動を支援している。

（ⅱ）図書館

大学図書館において約 21 万点の蔵書のほか、日経バリューサーチをはじめとする各種データベースを提供し教員等への研究支援を行っている。また、総合目録データベース（NACSIS- CAT）、図書館間相互貸借サービス（NACSIS-ILL）による学術情報の提供に努めている。

（ⅲ）研究時間

「教育職員授業担当内規」の第 2 条に、教育職員が担当する授業の責任担当時間を 1 週間当たり 6 コマ（外国語、情報処理、体育を担当する教育職員は 7 コマ）と定め、研究時間を確保している。

（ⅳ）研究室

専任の教員に研究室を貸与している。

（ⅴ）大学院共同研究室

大学院では大学院開設当初より大学院生が研究を自主的に進めるために大学院共同研究

室を設けている。この部屋については教育研究機器としてコンピュータ 12 台、プリンター3 台、プロジェクタを 1 台、スクリーン 1 脚が用意されている。院生はこうした備品を利用しながら、日々の授業の準備、修士論文の作成を行っている。また、この研究室における教育研究機器については毎年度、大学院研究科委員会の中で設備計画を立案し設備更新を実施している。

(vi) 会計学スタディー・ルーム

富士大学は学部学生、特に職業会計人を目指す学生、会計学や税法を学ぼうとする学生に、コンピュータとプリンターを設置した会計学スタディー・ルームを提供し、学修を支援している。教員が日商簿記検定や全経簿記検定等の受験指導をする際にもこの部屋を利用している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-4-1】教育職員授業担当内規
【資料 4-4-2】研究室の使用基準
【資料 4-4-3】大学院共同研究室の利用について（2020 年度富士大学大学院履修要項）
【資料 4-4-4】「会計学スタディー・ルーム」専用教室の利用について
【資料 4-4-5】2019 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（令和 2(2020) 年 1 月定例教授会資料）
【資料 4-4-6】2019 年度大学院生に対するアンケート・集計結果

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

(ⅰ) 研究倫理

研究倫理を遵守した適切な研究活動が行われるよう、「富士大学研究倫理規程」、「富士大学研究者行動規範」及び「富士大学研究費管理運営規程」を定めている。また、研究活動の不正行為等に関する学内外からの通報に対しては、最高管理責任者（学長）の指揮のもと、「富士大学 研究活動の不正行為及び不正使用に係る通報処理に関する規程」に従い対処することになっている。

(ⅱ) 研究倫理研修会

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（2014 年 2 月）に則り、組織としての管理責任を明確化すべく、全ての教育職員を対象として年度毎に研究倫理教育の受講義務化と受講管理の徹底を図っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料4-4-7】富士大学研究倫理規程
【資料4-4-8】富士大学研究者行動規範
【資料4-4-9】富士大学研究費管理運営規程
【資料4-4-10】富士大学研究活動の不正行為及び不正使用に係る通報処理に関する規程
【資料4-4-11】2019年度富士大学研究倫理教育研修資料

4-4-③　研究活動への資源の配分

(ⅰ) 研究助成費

「富士大学研究助成費取扱規則」、「富士大学研究助成費内規」により、教員の教育研究活動のための研究助成費について定めている。研究助成費は、「表 4-4-1 研究助成費」に示すとおりである。ただし、過去 3 年間、研究業績がない教員については、研究助成費のうち図書費の額を 100,000 円としている。なお、図書費のうち 5 万円を供出して個人研究費では購入できない高額図書、高額資料等の購入に充て、教育研究活動を支援している。

表 4-4-1　研究助成費

A. 図書費	年額　350,000円（うち供出分50,000円）
B. 備品費	年額　100,000円
C. 消耗品費	年額　50,000円
D. 旅費	年額　100,000円

(ⅱ) 科研費とその他の研究支援（研究支援室、教務部等の人的支援を含む）

快適な研究環境を整備するために、研究支援室では科学研究費補助金の導入を奨励している。教務部、経理課の協力の下、研究計画書の作成や提出方法に関するガイダンス（科学研究費補助金申請説明会）を毎年 10 月に実施している。科学研究費補助金が不採択だった研究課題に対しては「富士大学研究支援・特別研究費助成規則」により研究費を支援することで教員の研究活動が継続的に行える環境を提供し、科学研究費補助金の申請及び採択率の向上を図っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-4-12】富士大学研究助成費取扱規則
【資料 4-4-13】富士大学研究助成費内規
【資料 4-4-14】科学研究費補助金申請説明会資料
【資料 4-4-15】富士大学研究支援・特別研究費助成規則

(3) 4－4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境に関する満足度調査については、大学院で実施しているほか、学部生に対しては、学修（研究）環境の満足度調査を実施している。教員の満足度調査についても早急に実施し、研究環境の改善・向上を図る。

[基準 4 の自己評価]

(ⅰ) 教学マネジメント

「評価基準」の「本基準の趣旨」に基づく教学マネジメントについては、概ね構築されている。

(ⅱ) 教員の配置・職能開発、職員の研修

教員の採用・昇任等を規則に従って行い、必要な専任教員を確保している。FD・SD を

組織的に実施している。

(ⅲ) 研究支援

適切に行われている。

基準 5　経営・管理と財務

5－1 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

「基準項目 5－1 を満たしている。」

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

学校法人富士大学は、もとより、教育基本法、学校教育法、私立学校法その他の法令及び寄附行為を遵守して、規律を守り誠実に経営を行ってきたところであるが、平成 26(2014)年 4 月改正の私立学校法に、「理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。」と明記されたことを契機に、学校法人富士大学理事会は、経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した。また、学校法人と役員とは委任関係にあるとされているため、各理事は、善良な管理者としての注意義務を尽くして職務を執行している（委任関係については、令和 2(2020)年 4 月 1 日施行の改正私立学校法第 35 条の 2 に明記された)。さらに、令和元(2019)年 11 月には、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を範にした「学校法人富士大学ガバナンス・コード」を制定し、運営の透明性及び適切なガバナンスの確保に努めている。

組織倫理・規律に関する規定については、寄附行為、学則、大学院学則が最上位規定として定められている。そして、最終意思決定機関である理事会関係については、「理事会業務委任規則」「学校法人富士大学常勤理事会内規」が定められ、理事会の下にある組織に関しては、法人・管理部門と教学部門との意思疎通・連携を図るための「富士大学運営委員会規程」が定められているほか、「学校法人富士大学・富士大学組織規程」には、法人・管理部門と教学に跨る“全学組織”、教学組織としての“学長直轄組織（委員会等)”・“教授会とその下にある専門委員会”及び事務組織である“法人部”・“大学事務局”に関する規定が置かれ、組織運営の基本事項を定めている。これらの規程・規則に基づき、適切に大学運営が行われている。

また、組織運営を担う教職員の行動倫理については、「富士大学倫理要綱」「富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程」に「法令・学内諸規則等を遵守する」旨が規定され、「就業規則」においても「諸規則遵守」の旨が定められており、誠実に実行されている。

法令遵守については、コンプライアンス・内部監査室を設置して推進を図っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 5-1-1】学校法人富士大学 経営の基本方針

【資料 5-1-2】学校法人富士大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-3】学校法人富士大学寄附行為

【資料 5-1-4】富士大学学則
【資料 5-1-5】富士大学大学院学則
【資料 5-1-6】理事会業務委任規則
【資料 5-1-7】学校法人富士大学常勤理事会内規
【資料 5-1-8】富士大学運営委員会規程
【資料 5-1-9】学校法人富士大学・富士大学組織規程
【資料 5-1-10】全学組織の「規程・規則」
【資料 5-1-11】学長直轄組織（委員会等）の「規程・規則」
【資料 5-1-12】教授会規則
【資料 5-1-13】入学者選抜委員会規則（教授会の下にある委員会）
【資料 5-1-14】富士大学倫理要綱
【資料 5-1-15】富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、“使命・目的である教育・研究・地域社会への貢献等”に関する「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」と“使命・目的の実現のために必要な財務基盤の充実”に関する「財務中期計画」を、平成27(2015)年度に統合し「学校法人富士大学 経営改善計画 平成27年度～32年度（6ヵ年）」を策定した。（これは、地方の中小規模学校法人の経営基盤強化を図る「私立大学等経営強化集中支援事業」に対応したものである。）

教育・研究等に係る「中期目標・中期計画」の内容は、ⓐ教育に関する目標、ⓑ研究に関する目標、ⓒ地域社会への貢献に関する目標、ⓓ自己点検・評価に関する目標について具体的目標を中期目標として設定し、「目標を達成するためにとるべき措置」を項目ごとに中期計画として設定するものであり、計画に従いほぼ実行に移している状況である。

財務に関する中期計画に関しては、外部環境の変化等に合わせて、毎年度修正を加えつつ、実行を図り、計画を達成してきた。しかしながら、経営強化集中支援事業は、平成29(2017)年度で前半の 3 年間を終え、規模が縮小されたこともあり、それ以降の財務状況の改善は、前年度対比着実に良化してはいるものの、そのスピードは鈍っているという状況である。

年度毎には、経営改善計画に従い、事業計画を策定し、当年度の計画として、使命・目的を実現するための施策を挙げてきた。また、毎年度の事業報告書においては、法人の概要の冒頭に、建学の精神、大学の使命、大学・大学院の目的、教育目的、3 つのポリシー等を掲載するとともに、事業の概要において、使命・目的実現のための施策の実施状況を記載してきた。

さらに、各委員会・各部局等においては、年度初めに、部門別運営計画を立て、その実行を図り、年度の終わりに、部門別運営実績報告を行うことで、使命・目的の実現への継続的努力を行ってきている。

以上のとおり継続的努力を十分に行っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-1-16】「学校法人富士大学 経営改善計画 平成27年度～32年度（6ヵ年）」及び「毎年の進捗状況の確認」
【資料 5-1-17】事業計画書（最新のもの）（令和 2(2020)年度）
【資料 3-1-18】事業報告書（最新のもの）（令和元(2019)年度）
【資料 3-1-19】部門別運営計画（令和 2(2020)年度）
【資料 3-1-20】部門別運営実績（令和元(2019)年度）

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（ⅰ）環境保全への配慮について

環境保全への配慮として、CO_2削減や省エネルギー対策に取組んでいる。省エネルギー対策として、ⓐ使用しない部屋等の消灯励行、ⓑ教室使用時の点灯の工夫、ⓒ室温を 28 度以上に設定、ⓓ気温の状況に応じた集中冷房のボイラー稼働時間の調節（短縮）、ⓔ教職員のクールビズを実施している。また、本学は寒冷地にあるため、冬場の暖房は欠かせないものであるが、ボイラー（ガス・灯油）による集中暖房時間を短縮し（稼働は電気によるため節電にもなる）、時間外は必要な部屋の個別暖房に切り替えることにより、省エネルギーを図っている。

また、本学では、平成 28(2016)年 12 月に、森林資源を燃料としたバイオマス発電の電力供給に切替え経費の節減に努めている。

さらに、健康増進法の定めにより受動喫煙対策として、特定屋外喫煙場所以外は、敷地内禁煙としており良好な環境が保たれている。

（ⅱ）人権への配慮について

倫理要綱の「3. 人権の尊重」において「本学教職員は、研究・教育、その他すべての活動の実践に際し、個人の人権を尊重し、プライバシーを侵害することのないよう十分配慮しなければならない。」と規定し、人権の尊重を義務付けている。具体的問題としては、個人情報の保護や各種のハラスメント行為の問題がある。個人情報保護の問題については、「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護方針」「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程」「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程運用規則」「個人情報保護に関する外部委託管理規則」「富士大学個人情報保護委員会規則」などを定めて対応している。また、各種のハラスメント行為については、「富士大学ハラスメント防止規則」を定めて、ハラスメント行為の防止に取組んでいる。また、個人情報保護、ハラスメント行為の防止のいずれについても、「富士大学就業規則」の服務規定で、諸規則の遵守事項に定め、抑止を図っている。

その他、公益通報者（学内の法令違反行為について相談・通報をしてきた者）を保護する制度については、「学校法人富士大学及び富士大学公益通報者保護規程」を定め、対応している。

（ⅲ）安全への配慮について

大学が遭遇する主な危機としては、火災、地震などの災害が想定される。したがって、災害対策こそが、危機管理であると考えている。特に、大地震を想定して行うべき事前の

備えと、災害発生時に実践できるように、技術と知識を習得しておくことが重要である。また、どんな時期や時間帯に発生するのか予測できないことから、寮生の避難や応急措置について、十分な対策と訓練が必要である。そこで、消防法に基づき、火災、大規模地震、その他の災害に対する人命の安全、被害の軽減などを図るために、「富士大学防火・防災管理規程」及び「富士大学自衛消防活動運営規則」を定め「防火・防災対策委員会」を組織して対応している。また、防火・防災の取組では、より機動性を高めるために、学内に自衛消防組織を編成し、災害発生時における通報連絡、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護、搬出等が確実に実行できるように体制を整えている。日常的な防火・防災対策としては、施設ごとに防火・防災担当（正・副）責任者及び火元責任者等を配置し、防火・防災に係る業務の執行を通じて防止に努めている。万一、重大な災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、速やかに被害の想定及び被害の規模・程度等の把握に努め、災害対策を発令して事態の対応に当たることにしている。 防火・防災対策委員会では、大規模災害の発生に備えて、学生及び全教職員が参加する防火・防災訓練を、毎年実施している。また、本学施設は、大規模災害時における地域住民の安全確保と地域防災機能の強化を図るために、花巻市との間に「災害時における避難場所に関する協定」を締結し、安全で安心な「まちづくり」に向けて取組むことになっている。

また、学生や教職員に対する危険や健康障害を防止することも、危機管理である。そこで、学生や教職員の安全確保と健康の維持増進を図るために、「富士大学安全衛生管理規程」及び「富士大学安全衛生委員会規則」を定め、安全衛生に係る管理体制を明確にし、危険や健康障害の防止に努めている。具体的活動としては、毎月１回「安全衛生委員会」を開催し、委員持回りによる巡回点検の報告や学生と教職員の安全確保及び健康の維持増進に必要な事項の審議を行い、その内容を理事長に上申している。また、安全衛生委員会では、安全衛生に関する事項（危険個所の洗出し、新型インフルエンザ対策など）について把握し、改善に努めている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 5-1-21】学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護方針
【資料 5-1-22】学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程
【資料 5-1-23】学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程運用規則
【資料 5-1-24】個人情報保護に関する外部委託管理規則
【資料 5-1-25】富士大学個人情報保護委員会規則
【資料 5-1-26】富士大学ハラスメント防止規則
【資料 5-1-27】学校法人富士大学及び富士大学公益通報者保護規程
【資料 5-1-28】富士大学防火・防災管理規程
【資料 5-1-29】富士大学自衛消防活動運営規則
【資料 5-1-30】災害時における避難場所に関する協定
【資料 5-1-31】富士大学安全衛生管理規程
【資料 5-1-32】富士大学安全衛生委員会規則

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

(ⅰ) 経営の規律と誠実性については十分に維持されているので、今後も継続していく。
(ⅱ) 使命・目的の実現へ向けての継続的な努力をしているが、実現すれば更に高いレベルの実現を目指して努力していく。
(ⅲ) 環境保全、人権、安全の配慮については、経費の節減に配慮しつつ、教職員の意識を更に高めていく。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5－2 の自己判定

「基準項目 5－2 を満たしている。」

(2) 5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(ⅰ) 理事会の体制・運営

理事会は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、常勤（内部）理事 6 人（理事長、学長、教授 3 人、事務職員 1 人)、非常勤（外部）理事 7 人の 13 人で構成されている。特に、理事会の機能を強化する目的と大学の使命・目的である教育研究を推進するために、教学部門の意向を適切に反映させ、管理部門と教学部門の連携強化を図るために、教授 4 人（学長を含む）を入れている。なお、常勤理事には、担当職務が与えられており、非常勤理事には、その知識・経験に応じた提言が期待されている。

学校法人の業務は、理事会で決定し、理事会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがない限り、出席理事の過半数で決定される（寄附行為第 16 条第 1 項)。理事会の運営については、招集、定足数、議長、審議、決議等が、寄附行為第 16 条の定めに従って、適切に行われている。

定例理事会は、原則として、毎年度 5 月と 3 月の年 2 回開催（あらかじめ評議員会の意見を聴く事項がある場合は、同日に複数回開催）されるほか、必要に応じて臨時理事会が、年 1 回以上開催される。3 月の定例理事会では、翌年度の事業計画、予算等が、あらかじめ評議員会の意見を聴いて付議される。5 月の定例理事会では、決算、事業報告等が付議される。

理事会の出席状況は、【資料 5-2-2】に示すとおりで、実出席率（＝実出席者／理事数）は、平成 29(2017)年 5 月まではあまり良くなかったが、直近 3 年間は概ね 8 割以上を維持している。しかし、外部理事が 7 人（現員 13 人の過半数）いるために、稀に、複数の外部理事の所用による欠席が重なり、実出席率が低下する場合がある。

この実出席率が低いときでも、議事内容を十分に検討のうえ議決権の行使ができるように、「議決権行使書」による議決権の行使を制度化している。これは、理事が理事会を欠席するときにおいては、寄附行為第 16 条第 10 号の「前号の場合（欠席の場合）において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」という規定に従って取扱うもので、欠席通知があった理事には、意思決定を行うために必要な参考書類を付して、それを検討のうえ、議決権行使を行ってもらっており、理事会審議の実質化が図られている。

（ⅱ）理事の選任

理事の選任は、寄附行為第 6 条の規定に基づき行われている。第 1 項第 1 号の「富士大学学長」は、「富士大学学長選考規程」に従って選考された者が理事となる。第 2 号の「評議員のうちから評議員会において選任した者」については、評議員会を開催して選任する。第 3 号の「前二号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選選任した者」については、第 1 号及び第 2 号理事の理事会を開催して選任する。なお、第 2 号理事と第 3 号理事の定員には、それぞれ 3 人以上 4 人以内、6 人以上 9 人以内という幅があるが、理事全体の定数 11 人以上 13 人以内に収まるよう適切に選任されている。（理事数の範囲については【資料 5-2-4】で説明している。）

（ⅲ）事業計画の執行

事業計画の執行については、理事会で承認された事業計画及び予算に従い、理事長以下常勤理事において確実な執行を図っている。事業計画の執行の最終確認は事業報告によりなされるが、日常的には、監事が、年6回の監査法人の監査に同席して、業務監査・会計監査を行う際に、事業計画の進捗状況を監査して、事業計画の確実な執行を担保している。また、内部監査においても、事業計画の実施状況の監査を行っている。

（ⅳ）機動的意思決定のための仕組み

法人が機動的意思決定を行うために、以下の仕組み（制度）を設けている。

A. 理事会業務の委任

寄附行為第17条（業務の決定の委任）の規定によると、「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。」とされている。この規定に基き、理事会は、「理事会業務委任規則」を制定している。「理事会業務委任規則」では、理事会が決定する事項を明記し、それ以外の業務については、理事長に委任することとし、理事長に委任された業務のうちの教育・研究に関する業務を、学長に復委任することとしている。これにより、理事会の開催回数が少ないことを補い、「常勤理事会」や「運営委員会」の機能を利用して機動的・戦略的意思決定が可能になっている。

B. 常勤理事会

大学業務の円滑な運営を図るため、「学校法人富士大学常勤理事会内規」により常勤理事会を設置している。常勤理事会は、大学に勤務する常勤の理事をもって構成し、原則として、毎月1回定例会議を開催しているほか、必要ある場合は臨時に開催している。審議事項は、ⓐ理事会及び評議員会に提案する議題に関する事項、ⓑ大学の事業計画に関する事項、ⓒ大学の組織及び管理運営に関する事項、ⓓその他あらかじめ理事会が委任した事項であり、出席者の全員一致をもって可決としている。また、この常勤理事会は、「理事会業務委任規則」により、理事長に委任された業務の決定を補佐する機能も有しており、機動的・戦略的意思決定の一助となっている。

C. 運営委員会

運営委員会には複数の機能があるが、その第1は、大学全体の企画・運営・管理に関し、理事長の諮問に応じまたは理事長に意見を具申する機能である。運営委員会は、この機能に基づき、「理事会業務委任規則」により理事長に委任された業務の決定を補佐する機能があり、機動的・戦略的意思決定の一助となっている。また、運営委員会は、法人・管理部門と教学部門との意思疎通・連携を図る機能も有しており、大学の使命・目的の達成に向けて、機動的・戦略的意思決定と施策の実行がスムーズにできる体制となっている。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-2-1】学校法人富士大学寄附行為
【資料5-2-2】学校法人富士大学理事名簿
【資料5-2-3】学校法人富士大学理事会 理事の出席状況
【資料5-2-4】富士大学学長選考規程
【資料5-2-5】第1号～第3号理事の各最小・最大人数の合計が理事数の最小・最大人数と合わない理由についての説明
【資料5-2-6】理事会業務委任規則
【資料5-2-7】学校法人富士大学常勤理事会内規
【資料5-2-8】富士大学運営委員会規程

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の出席状況は、外部理事が半数を占めているため、各理事が自分の所用により出席できない状況が重なった場合、実出席率が悪くなる場合があるが、実質的な審議参加ができない点を補うため、書面による議決権の行使制度を導入している。この制度により実質的審議参加を図りつつ、実出席率の向上を図っていく。

また、理事会業務の委任、常勤理事会、運営委員会の機能を更に活用し、戦略的・機動的意思決定を図っていく。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

「基準項目 5－3 を満たしている。」

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

（ｉ）法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携

法人及び大学各管理運営機関は、以下のとおりの意思疎通と連携をとり、意思決定の円滑化を果たしている。本学の各組織は、教職協働が図られているといえる。

A. 運営委員会は、理事長、常勤理事、大学事務部局の長（法人・管理部門）と、学長、副学長、各学科・附属機関の長、各委員会の委員長（教学部門）が構成員となっており、「富士大学運営委員会規程」第 2 条第 2 号に定める「法人・管理部門と教学部門の意思

疎通を図る機能」を果たしている。

B.「学校法人富士大学・富士大学 組織規程」第22条に定める全学組織は、法人と大学又は教学組織と事務組織にまたがる組織であり、教員と職員がそのメンバーになっており、全学に関係する事項についての意思疎通と連携を図っている。

C. 大学事務部局の長のうち、教務部長、学生部長、キャリアセンター長、入試部長、広報部長、図書館長を教学関係者（教授）としており（「学校法人富士大学・富士大学 組織規程」第11条）、教授が管理部門の長と教学部門の長を兼ねることによって、意思の相互伝達が可能となっている。

D. 各種委員会等は、学長の直轄組織となっており、そのメンバーには、教員のみならず関係部署の事務職員も加わっており、教学部門と事務部門の意思疎通が図られている。

F. 現在、唯一の「教授会の下にある専門委員会」である「入学者選抜委員会」（学校教育法施行規則第 143 条第 2 項に定める「専門委員会の議決をもって教授会の議決とする」場合に置くもの。）のメンバーは教員に限られるが、職員がアドミッション・オフィサーに任命され、入学者選抜委員会に出席し、その選抜方法・過程について評価し、意見を述べる権限が与えられている。ここでも、教学部門と管理部門の意思疎通が果たされている。

G. 教授会には、各事務部局の代表者がオブザーバーとして出席し、教授会での審議事項（学長の決定事項を含む。）、報告事項、連絡事項を把握し、各部局に伝達する体制を整えている。また、「事務局会議」を開催し、事務局で実施すべき事項についての徹底を図っている。

（ⅱ）理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備

理事長の職務は、法人を代表し、その業務を総理する（寄附行為第12条）ことである。理事長は、寄附行為第17条（業務の決定の委任）の規定に従い制定された「理事会業務委任規則」に基づき、重要事項以外の業務について、理事会から委任されており、この権限により業務を遂行している。（なお、理事長に委任された業務のうちの教育・研究に関する業務については、学長に復委任されている。）この権限に基づき、運営委員会の招集のほか、全学組織の統括や事務部局への指揮により、内部統制を図っている。稟議書類は、学長決裁案件であっても理事長に回覧され、事実上の承認を行っている。なお、学事案件であっても予算の執行を伴うものについては、全て理事長決裁である。また、教育関係事案については、教授会に出席を許可されており、適宜、アドバイスを行っている。

（ⅲ）教職員の提案などをくみ上げる仕組み

A. 稟議制度

所掌部の担当者が、理事長又は学長に対し発案し、決裁等を求める制度として稟議制度が定められている。これは、正に、担当者の提案をくみ上げる制度である。ただし、その提案の妥当性については、担当部署の上長の承認及び関係部署への合議を経て検証された上で、理事長又は学長の決裁に至る。稟議書の種類によって、理事長決裁又は学長決裁の別があるが、全ての稟議書は、理事長・学長に回覧されるので、理事長・学長の押印があれば、両者が承認していることになる。なお、教育・研究に係る事項や教員

に係る事項については、教員も起案することがある。

B. 教員からの提案は、所属する学科会議や各委員会等で発案することができる。提案が学科会議や各委員会等で採用されれば、運営委員会で審議され、教授会で審議され、教授会の賛成意見を聴いて、学長が決定することになる。職員も教職協働により、各委員会等のメンバーになっているので、同じように提案することができる。

また、職員からの提案は、事務局会議や各部署内の会議等の場で、発案されることがある。この場合、良い提案であれば、稟議起案や関係委員会への提案を通じて、実現化への道が開かれることになる。

C. 制度化はされていないが、教員及び職員からの提案は、理事長も学長も大歓迎であり、理事長室及び学長室の門戸は常に開かれている。理事長も学長も、教員、事務職員からの提案について、よく説明を聴き、良い提案であれば、その実現に向けて、手続を進めるように、関係部署に指示を出すことにしている。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-3-1】富士大学組織図（学校法人富士大学を含む）
【資料5-3-2】富士大学運営委員会規程
【資料5-3-3】学校法人富士大学・富士大学 組織規程
【資料5-3-4】アドミッション・オフィサー規程
【資料5-3-5】富士大学事務局会議運営規則

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（ｉ）法人内の相互チェック

A. 理事会には、理事 13 人中、非常勤（外部）理事が 7 人いるため、外部（富士大学の教職員以外の者）からのチェックが働いている。

B. 理事会には、教員理事が4人（学長を含む）いるため、大学の教学部門からのチェックが働いている。

C. 監事は、寄附行為第8条に基づき、「この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」している。監事は、寄附行為第15条により、法人の業務の監査、財産の状況の監査及び理事の業務執行の状況の監査を行い、監査報告書を理事会及び評議員会に報告している。

なお、監事の理事会・評議員会への出席状況については、【資料5-3-8】のとおりで、特別な事情があった場合以外の出席率は100％である。また、監事は、監査法人による会計監査に同席し、財産の状況の監査の職務を遂行するとともに、法人及び大学の業務監査も行っており、監査実施報告書を理事長宛に提出している。また、監事は、平成29(2017)年後期（10月）より、教授会に出席して、教学事項に関する業務監査を遂行している。なお、監事の監査業務を明文化した「学校法人富士大学監事監査規程」を、令和2(2020)年3月20日に制定した。

監事の職務執行の支援については、コンプライアンス・内部監査室が、内部監査を行っており、支援組織となっている。その他、監事は、監査において各担当部署に直接聴

取することができるように運用しており、監査執行を支援している。

D. 評議員会は、学校法人に置かれている合議制の諮問機関であり、寄附行為第19条に基づいて適切に運営されている。評議員会は、寄附行為第21条の各号に掲げる事項について、理事長にあらかじめ意見を述べるほか、寄附行為第22条に基づき「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する」など、チェック機能を果たしている。評議員の選任については、ⓐ富士大学の学長、ⓑこの法人の職員（学長を除く）で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者10人、ⓒ富士大学（奥州大学を含む）を卒業した者（大学院修了者を含む）で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者5人、ⓓ学識経験者のうちから、理事会において選任した者11人、合計27人で構成され、その選任は所定の手続に従い適切に行われている。
なお、評議員の評議員会への出席状況は、【資料5-3-13】のとおり良好である。また、評議員が評議員会を欠席した場合は、前述した理事会と同様に「議決権行使書」による議決権の行使ができるようになっている。

（ⅱ）大学内の相互チェック

A. 前記 5-3-①で述べた部門間の意思疎通が、相互チェックの機能を果たしている。

B. 業務執行における稟議書が、関係各部局に合議され、総務・統括部長、総合企画部長及び事務局長を経由することにより、チェック機能が働いている。また、稟議書は、コンプライアンス・内部監査室長にも回覧され、コンプライアンス及び内部監査の点からチェックされている。

C. 平成 25(2013)年度からコンプライアンス・監査担当部長、平成 30(2018)年度からはコンプライアンス・内部監査室を置いており（「学校法人富士大学・富士大学 組織規程」第 5 条第 2 項、第 11 条第 6 項）、法人・管理部門及び教学部門全体のチェック機能を果たしている。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-3-6】学校法人富士大学寄附行為
【資料5-3-7】令和元年度監査報告書
【資料5-3-8】監事の理事会、評議員会 出席状況
【資料5-3-9】監査法人（公認会計士）監査実施状況及び監事の同席状況
【資料5-3-10】令和元年度監査実施報告書
【資料5-3-11】監事の教授会出席状況
【資料5-3-12】学校法人監事監査規程
【資料5-3-13】評議員の評議員会への出席状況
【資料5-3-14】稟議書用紙

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

円滑な意思決定を図る体制が整備され、機関相互チェック体制も整っているが、各教職員が、自分の担当や所属部署の立場でのみ行動し発言している傾向があるので、より広い

視野に立って業務を遂行し、意思決定の円滑化及び相互チェックの機能性を高めていく。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

「基準項目 5－4 を満たしている。」

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の中長期計画は、平成24(2012)年度以降5年間の財務中期計画と、平成25(2013)年度からの使命・目的を達成するための「富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）」の2つが策定されていた。その後、平成27(2015)年度に至り、法人の財務運営と大学の使命・目的の達成や定員確保の相互の関連性に鑑み、大学（教学）を含む法人全体の中長期経営計画を6ヵ年の経営改善計画として策定し直した。（これは、地方の中小規模学校法人の経営基盤強化を図る「私立大学等経営強化集中支援事業」に対応したものである。）

平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度までの 3 年間は、勘定科目間の入り繰りはあるが、計画はほぼ着実に達成された。しかし、経営強化集中支援事業は、平成 29(2017)年度で前半の 3 年間を終え規模が縮小された。それ以降の財務状況は、資金収支関係では着実計画達成、前年度対比良化しているが、事業活動収支関係では、前年度対比では確実に良化しているものの、計画は未達となっている。この点を令和元(2019)年度決算の主要計数で見ると、資金収支計算書の翌年度繰越支払資金；(計画対比) 46,794 千円増加（前年度対比）115,017 千円増加、活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額；(計画対比) 60,923 千円増加（前年度対比）75,810 千円増加、事業活動収支計算書の教育活動収支差額；(計画対比) 18,100 千円悪化（前年度対比）13,179 千円良化、同計算書の経常収支差額；(計画対比) 18,063 千円悪化（前年度対比）13,831 千円良化、同計算書の事業活動収支差額；(計画対比) 27,308 千円悪化（前年度対比）10,748 千円良化となっている。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-4-1】学校法人富士大学 経営改善計画 平成27年度～32年度（6ヵ年）
平成27(2015)年9月19日理事会決定

【資料 5-4-2】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
（追加）平成 28(2016)年 3 月 19 日理事会決定

【資料 5-4-3】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
進捗状況の確認　平成 28(2016)年 5 月 21 日理事会承認

【資料 5-4-4】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 28(2016)年 9 月 17 日理事会決定

【資料 5-4-5】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
（追加）平成 29(2017)年 3 月 18 日理事会決定

【資料 5-4-6】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
進捗状況の確認　平成 29(2017)年 5 月 20 日理事会承認
【資料 5-4-7】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 29(2017)年 9 月 16 日理事会決定
【資料 5-4-8】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
（追加）平成 30(2018)年 3 月 21 日理事会決定
【資料 5-4-9】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
進捗状況の確認　平成 30(2018)年 5 月 26 日理事会承認
【資料 5-4-10】「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）」
の平成 30 年度～平成 32 年度計画の修正　平成 30(2018)年 7 月 21 日理事会承認
【資料 5-4-11】学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）
進捗状況の確認　令和元(2019)年 5 月 25 日理事会承認
【資料 5-4-12】「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）」
の令和元(平成 31)年度～令和 2(平成 32 年)度計画の修正
令和元(2019)年 7 月 22 日理事会承認

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（ⅰ）過去 5 ヵ年度の資金収支は、翌年度繰越支払資金が、平成 27(2015)年度の 726 百万円から毎年度確実に増加し、令和元(2019)年度には 996 百万円となり 10 億円の大台に迫っている。

（ⅱ）事業活動収支については、教育活動収支、経常収支、事業活動収支いずれも、支出超過が続いているが、年度を追う毎に、各収支のマイナス幅が減少している。

（ⅲ）日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」によると、経営状態は以下のとおりとなる。

A. 教育活動資金収支差額が 3 か年のうち 2 か年以上赤字である・・・いいえ（3 か年とも黒字）

B. 外部負債を約定年数又は 10 年以内に返済できない・・・いいえ（令和元(2019)年度の返済年数は、0.06 年であり、十分に返済可能である。）

C. 修正前受金保有率 100%未満・・・いいえ（令和元(2019)年度は、212.7%である。）

D. 経常収支差額が 3 か年のうち 2 か年以上赤字である・・・はい

以上の判定により、本学の経営状態は、イエローゾーン・レッドゾーン（B1～D3）に入らず、B0（ニュートラル状態）にある。

（ⅳ）財務基盤についてみると、資産の中で教育研究を継続するために必要な固定資産は、その全額が純資産（＝基本金+繰越収支差額）で賄われている。このことは、固定比率が 91.4%と、平成 30(2018)年度大学法人全体の平均値 100.3%に対し良好な数値を示していることからも判る。また、純資産構成比率は 81.4%であり、平成 30(2018)年度の大学法人全体の平均値 85.7%に対し 4.3 ポイント下回っているが、549 法人中 409 番～424 番の範囲に入っており、財務基盤の安定性に不安があるとはいえない状態である。

なお、財務基盤を見るうえでの目安になる財務比率については、エビデンス集（データ編）【表 5-2】「事業活動収支関係比率（法人全体のもの）及び【表 5-4】「貸借対照表

関係比率（法人全体のもの）に記載しているが、令和元(2019)年度決算の数値を『令和元年度版 今日の私学財政』に記載されている大学法人全体、東北ブロック及び同規模法人の平均値（平成 30(2018)年度数値。自己点検評価書作成日現在（令和元(2019)年度数値は未公表）と比較すると、以下のとおりである。

A. 事業活動収支計算書関係比率（優劣を付けられる 15 の比率を比較）

(a) 大学法人全体平均値と比較すると、優れている比率 8 項目、劣っている比率 7 項目である。

(b) 東北ブロック平均値と比較すると、優れている比率 7 項目、劣っている比率 7 項目、同一数値の比率 1 項目である。

(c) 同規模法人平均値と比較すると、優れている比率 10 項目、劣っている比率 5 項目、同等の比率 1 項目である。

B. 貸借対照表関係比率（優劣を付けられる 19 の比率を比較）

(a) 大学法人全体及び東北ブロックの平均値と比較すると、各々優れている比率 6 項目、劣っている比率 13 項目である。

(b) 同規模法人平均値と比較すると、優れている比率 7 項目、劣っている比率 12 項目である。

このことから、事業活動収支計算書関係比率は、東北ブロックと比較すると数的には優劣を付けがたく、大学法人全体及び同規模法人と比較すると、本学の方が数的には優れているといえる。しかし、貸借対照表関係比率については、本学は劣っているということになる。これは、前回の認証評価時（平成 26(2014)年）には、（比較した比率が 14 であったが）大学法人全体との比較で、優れている比率 9 項目、劣っている比率 5 項目であったことと比べると、貸借対照表関係に表れた財務状況は悪化しているといえる。この要因を見てみると、東日本大震災の直後は、入学者は減ったものの大きな減少ではなかったが、平成 26(2014)年度から 3 年間入学者数が 160 人前後と低迷したことが積り積もって、貸借対照表関係の財務比率を悪化させていったものと考えられる。令和 2(2020)年度には学部の収容定員充足を果たしたことから、貸借対照表関係財務比率は今後徐々に改善していくものと考えられる。

(ｖ) 外部資金の導入

A. 経常費補助金については、収容定員充足率の改善から一般補助は増加傾向にあるが、特別補助については、補助項目の変更等（特に、経営強化集中支援事業の規模縮小）の影響により、減少傾向にある。しかし、令和元(2019)年度の補助金比率は 17.4%、経常補助金比率は 17.4%と良好な状況にある。

B. 寄付金については、開学 50 周年事業に向けて、寄付金比率が 2%を超えることがあったが、現在は、1%台に落ちている。ホームページ上に、寄付金募集のページを設け、寄付金増大に努めているところであるが、何かきっかけがないと寄付金は集まらない傾向にある。

C. 資産運用収入については、現在の超低金利の下、リスクを取っても大した利息収入は見込めないため、殆どを預金で運用している。稀に、残存期間が短い債券が市場に出る場合があるが、この場合は、発行体の信用リスクを見つつ、利息収入と償還差額を勘案して、メリットがあれば購入するという運用を行っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-4-13】翌年度繰越支払資金、経常収支差額・同比率、事業活動収支差額・同比率
【資料5-4-14】定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）
【資料5-4-15】「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定資料
【資料5-4-16】財務比率の大学法人全体・東北ブロック・同規模法人平均との比較

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

（ⅰ）経営改善計画上の数値目標（キャッシュフローの確保及び経常収支・事業活動収支の収入超過化の達成に努める。
（ⅱ）財務比率の良化を図る。
（ⅲ）以上の達成のために、入学定員・収容定員の充足を継続するとともに、経費の節減を図る。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

「基準項目 5－5 を満たしている。」

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①　会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準（平成 27(2015)年度以降は、改正学校法人会計基準）及び寄附行為に従い適切に行われている。会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、公認会計士に随時、質問・相談し、回答・指導を受けて、適切な対応をしている。

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、辻・本郷監査法人（平成 28(2016)年度決算までは、本郷公認会計士事務所。法人化により業務引継。）に委嘱しており、年間 6 日間実施される（年間 6 日間の会計監査は、本学程度の小規模学校法人では、必要にして十分な日数である）。また、監査日以外でも、公認会計士に随時、質問・相談を行い、都度適切な指導・助言を受けているので、監査の適正化・効率化が図られている。なお、監査法人（公認会計士）の監査報告は、直近会計年度（令和元(2019)年度）まで、全て「適正」意見である。

監事による監査は、業務監査と会計監査が行われている。なお、本法人の監事 2 人は両名とも外部監事である。業務監査について、監事は、監査計画を立て、原則として会計監査の日程に合わせ、監査法人と同席して会計監査を行うとともに、業務監査を行っている。また、理事会、評議員会に出席し、随時来学して、理事や担当者と面談し、業務執行状況について説明を受けている。

内部監査については、平成 25(2013)年度から、コンプライアンス・監査担当部長を置き、内部監査業務を担当していたが、平成 30(2018)年度からは、同部長の退職により、コンプ

ライアンス・内部監査室を設置し、内部監査を実施している。

◇エビデンス集　資料編

【資料5-5-1】監査法人（公認会計士）の監査報告書
【資料5-5-2】監査法人（公認会計士）監査実施状況及び監事の同席状況（【資料5-3-9】）
【資料5-5-3】監事の令和元年度監査計画書
【資料5-5-4】監事の令和元年度監査報告書（【資料5-3-7】）
【資料5-5-5】監事の令和元年度監査実施報告書（【資料5-3-10】）

（3）5－5 の改善・向上方策（将来計画）

（ⅰ）現在の会計処理は（学校法人会計基準改正後においても）適切になされており、これを継続していく。
（ⅱ）公認会計士（監査法人）監査、監事監査とも、適切に行われており、これを継続していく。内部監査については、コンプライアンス・内部監査室により、適切に実施していく。

［基準 5 の自己評価］

（ⅰ）経営の規律と誠実性
　経営の規律と誠実性は維持されている。使命・目的の達成に向けた継続的努力がなされている。また、環境保全、人権、安全への配慮がなされている。
（ⅱ）理事会の機能
　使命・目的の達成に向けて意思決定ができている。
（ⅲ）管理運営の円滑化と相互チェック
　法人及び大学の管理運営は円滑に行われており、相互チェックの機能も働いている。
（ⅳ）財務基盤と収支
　中期計画に基づき、適切に財務運営がなされている。また、安定した財務基盤の確立と収支のバランスの確保に努めている。
（ⅴ）会計
　会計処理は適切になされている。また、公認会計士（監査法人）監査、監事監査とも、適切に行われている。

基準 6　内部質保証

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

「基準項目 6－1 を満たしている。」

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「内部質保証の方針」で内部質保証に関する全学的な方針を明示しいる。また、内部質保証を行うための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を置いている。同委員会は、理事長を委員長とし、学長、常勤理事、副学長、学長補佐、事務局長、研究科長、学科長など学内の主要な教職員が構成員である。その所管事項は、以下のとおり「富士大学自己点検・評価委員会規程」第 6 条に定めている。

(1) 自己点検・評価の基本方針の策定に関すること。
(2) 自己点検・評価の実施に関すること。
(3) 自己点検・評価の公表に関すること。
(4) 自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること。
(5) 中期的な計画の各年度の実績の評価に関すること。
(6) 認証評価の受審に関すること。
(7) その他委員長が必要と認めたこと。

◇エビデンス集　資料編

【資料6-1-1】内部質保証の方針
【資料6-1-2】富士大学 自己点検・評価委員会規程

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の方針に基づき、自己点検・評価委員会が中心となり内部質保証に取組む。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

「基準項目 6－2 を満たしている。」

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学則第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。本学では、内部質保証を実現するため、中期目標・中期計画

に従い、自己点検・評価委員会を中心に、エビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有すると共に、ホームページで公表している（平成 26(2014)年度の認証評価受審後の全学的な自己点検・評価は平成 30(2018)年度に実施）。また、中期目標・中期計画の各年度の計画の実績を自己評価し、毎年その結果を学内で共有している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 6-2-1】富士大学学則
【資料 6-2-2】平成 30 年度自己点検評価書
【資料 6-2-3】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）の 2019 年度自己点検・評価について（令和 2(2020)年 5 月理事会資料）

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育の改善、学生支援及び評価活動の支援のための情報提供を行う組織として、IR センターを設置している。その具体的な業務は、アセスメント・テストとしての PROG テスト実施と分析結果の報告、学修成果に関する意識調査の実施と集計・分析結果の報告、卒業論文の評価（一人一人の評価）の収集と集計・分析結果の報告、学修・生活に関するアンケート調査（学修支援、授業・学修、学生生活全般、学修（研究）環境についての満足度調査）の実施と集計・分析結果の報告、学修行動調査（学修時間等）の実施と集計・分析結果の報告、就職先の企業アンケート調査（卒業生の就業状況調査）の実施と集計・分析結果の報告、学生一人一人の学修状況に関する情報の収集とゼミ担当教員への情報提供である。

◇エビデンス集　資料編

【資料 6-2-4】富士大学 IR センター規則
【資料 6-2-5】2019 年度 IR センター運営実績（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）
【資料 6-2-6】令和 2 年度 IR センター運営計画（令和 2(2020)年 4 月定例教授会資料）

（2）6－2 の改善・向上方策（将来計画）

中期目標・中期計画の単年度の計画の実績に関する自己評価結果を学外に公表することについて検討する。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定

「基準項目 6－3 を満たしている。」

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

（ｉ）三つのポリシーを起点とする教育の質保証

「三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証システムを構築し、機能させる。」という中期目標の下、経済学部 経済学科・経営法学科、大学院 経済・経営システム研究科とも、「三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、教育の改善・向上を図る。」という計画を立て、教育の改善・向上に取組んでいる。

（経済学部）

三つのポリシーに則して行った教育活動が有効であったかどうか検証するため、アセスメント・ポリシーに基づき、毎年、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標の達成状況を点検・評価し、その結果を受けて、授業レベル及び学位プログラムレベルにおいて継続的に教育の改善・向上を図っている。

A. 授業レベル（FD 委員会、各学科）

学生による授業評価アンケートの実施、教員による授業改善報告書の作成、公開授業と授業研究会の実施、FD 全員研修会の開催等により、継続的に教育の改善・向上を図っている。

B. 学位プログラムレベル（教務委員会、カリキュラム編成推進委員会、各学科）

三つのポリシーに基づく教育活動の有効性の検証結果等を踏まえ、継続的にカリキュラムの点検とシラバスの点検・改善（授業内容・方法の適切性等、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標と到達目標の関係等）、指導方法（特に卒業論文）の改善を図っている。なお、「学則別表(1) 授業科目及び単位数」の変更については、カリキュラム編成推進委員会及び教務委員会、運営委員会で検討し、教授会で審議したあと、その意見を聴いて学長が理事会に提案し、理事会で決定する。

（大学院）

大学院では、教育研究活動の質的改善を図るため、定期的に開催される研究科委員会において研究科の単位において自律的に内部質保証の活動を行っている。毎年度、4 月期研究科委員会において､研究科長より前年度の運営実績を踏まえた運営計画の説明がなされ、三つのポリシーを起点とした内部質保証に対する大学院としての考え方が大学院担当教員で共有される。大学院に関する部門別運営計画、運営実績、富士大学中期目標・中期計画の立案においては、研究科委員会で審議を経た後、決定し、学長が承認する手続を経るというプロセスを踏むことで、大学院として組織的に内部質保証を実施している。自己点検評価書の作成においては、研究科長及び研究科長補佐がリーダーシップを取りながら進められ、進捗状況は数度にわたり研究科委員会で報告され、内容について議論される。自己点検評価書の作成状況は学内 LAN の大学院共有フォルダを介し、関連する資料も含め、逐次、教員及び事務局と共有される仕組みを構築している。

三つのポリシーによる内部質保証の具体的な取組は、以下のとおり。

A. 教育プログラムを単位とする内部質保証

大学院では設置の趣旨から学位プログラムの点検・改善を中心に内部質保証を進めている。平成 30(2018)年度にはカリキュラム改革を実施した。地域からの要請や現代的な教育研究課題に対応すべく、富士大学学則別表の経済学区分に新たに「環境・地域」を設け、6 つの講義科目を新設した。担当教員の配置において、主査 1 人、副査 2 人からなる審査

委員会を組織し、富士大学大学院専任教員の選任に関する内規を根拠に著作論文の執筆数と教育研究分野に関する研究業績により教員の教育研究能力の定量的な審査を実施し、大学院担当教員としての教育研究能力の質保証を行っている。

B. 学生が体系的に学修するための教育プログラムの提示

大学院では 6 つの履修モデル（経済学研究履修モデル、経営学研究履修モデル、会計学研究履修モデル、租税法研究履修モデル、地域経済・環境学研究履修モデル、国際経済研究履修モデル）を設置し、ホームページや大学院履修要項により、広く周知を図っている。それぞれの履修モデルには履修モデルの遂行に責任を持つ主任教員を配置し、開設されている授業科目と履修モデルごとの教育研究目標との整合性を継続的に点検する活動を行っている。毎年実施している「大学院修了者に対する大学院教育・研究環境アンケート」では、カリキュラムの体系化に関する具体的な質問項目を設定しており、アンケート結果は研究科委員会において報告、議論され、体系的な教育プログラムの質の向上を図っている。以上の取組により、大学院としての教育プログラムの質保証を行っている。

C. 教育研究活動の質の保証

大学院のシラバスはアイアシスタントにより公開され、履修モデル主任が中心となり内容のチェックを行っている。毎年持回りで公開授業を実施し、その後開催される授業研究会において教育方法を議論している。大学院授業アンケートの結果は学内 LAN を通じて研究科委員会のメンバーで情報共有される仕組みを構築し、アンケート結果に関して研究科委員会で議論を行い、次年度の授業運営に反映させる取組を行うことで教育の質的改善を図っている。一方、研究に関しては、科学研究費補助金の研究調書執筆を通じて研究活動の自己点検を行うと同時に、研究成果は学術雑誌に投稿することで研究の質的向上を図っている。以上の取組により、大学院では教育研究活動の質保証を行っている。

D. 学修成果の水準の保証

公開で行う年 2 回の論文等発表会で、修了予定の学生は研究指導教員以外の教員と広く議論を行うことで適正な研究指導の推進と学修成果の水準を保証している。3 月には修了予定者を対象に、主査 1 人、副査 2 人からなる審査会による口頭試問（最終試験）を実施し、定量的な成績評価により学位授与の判定を行う。学位授与の判定は、2 月期研究科委員会で審議され、研究科として自律的に修了を決定する仕組みを有する。

（ⅱ）中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

A. 平成 26(2014)年度の認証評価において「改善を要する点」として指摘された、経済学科と経営情報学科の収容定員充足率について、平成 28(2016)年度以降の経済学科の入学定員を変更すると共に、経営情報学科の学生募集を停止し、平成 31(2019)年 3 月、経営情報学科を廃止した。

B. 平成 30(2018)年度、公益財団法人 日本高等教育評価機構の 6 つの基準「使命・目的等」「学生」「教育課程」「教員・職員」「経営・管理と財務」「内部質保証」＋本学独自の基準「地域社会への貢献」をもとに全学的な自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善計画（中期目標・中期計画の修正、内部質保証の組織体制確立、カリキュラム・ポリシーの修正、学修環境の整備、学内の規定の整備等）を実行に移し、その進捗状況を定期的に点検している。

C. 毎年、中期目標・中期計画の単年度の計画の達成状況を自己点検・評価し、その結果に基づいて次年度の計画（部門別「運営計画」を含む。）を立て、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を目指している。
D. 毎年、中期目標・中期計画を踏まえた、大学全体の事業計画を作成（理事会で承認）し、その進捗状況を監事が監査計画に基づき定期的に監査している。また、毎年、事業の報告について理事会で審議している。
E. 学修支援、学生生活全般、学修（研究）環境について、毎年、学生の満足度調査を実施し、その結果を改善・向上に繋げる努力をしている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 6-3-1】アセスメント・ポリシー
【資料 6-3-2】2019 年度前期「学生による授業評価アンケート」実施結果の総評について（令和元年(2019)年 9 月定例教授会資料）
【資料 6-3-3】2019 年度後期公開授業・授業研究会の実施報告について（令和 2 年(2020)年 1 月定例教授会資料）
【資料 6-3-4】2020 年度経済学科会議議事録
【資料 6-3-5】2020 年度経営法学科会議議事録
【資料 6-3-6】富士大学学則および学則別表(1)の変更について（令和元年 11 月理事会資料）
【資料 6-3-7】富士大学大学院学則別表
【資料 6-3-8】2020 年度大学院履修要項
【資料 6-3-9】平成 30 年度自己点検評価書
【資料 6-3-10】学校法人富士大学寄附行為の変更（経営情報学科の廃止）について（平成 31(2019)年 3 月理事会資料）
【資料 6-3-11】平成 30 年度自己点検・評価に基づく改善計画の進捗状況について（令和 2 年(2020)年 8 月定例教授会資料）
【資料 6-3-12】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）の令和 2 年度の自己点検・評価について（令和 2 年(2020)年 4 月定例教授会資料）
【資料 6-3-13】2019 年度部門別「運営実績」
【資料 6-3-14】令和 2 年度部門別「運営計画」
【資料 6-3-15】2019 年度事業報告
【資料 6-3-16】令和 2 年度事業計画
【資料 6-3-17】学修・生活に関するアンケート調査の結果に基づく改善について（令和 2 年(2020)年 9 月定例教授会資料）

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

（ⅰ）経済学部

三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証の取組を今後も継続して行い、特にディプロマ・ポリシー2（専門知識）と 6（問題解決力）に関する学修成果の達成度を向上させる。

（ⅱ）大学院

今回実施した自己点検評価の結果は大学院担当教員間で共有し、大学院としての三つのポリシーを起点とする教育研究活動の質及び学生の学修成果の水準を保証する取組を今後も定期的に開催される研究科委員会において実施する。

(iii) 大学全体

中期目標・中期計画に基づき、全学的な自己点検・評価を実施する。また、経済学部、大学院とも、中期目標・中期計画の単年度の計画の達成状況を点検し、次年度の計画立案にフィードバックさせる取組を継続することで、PDCA サイクルを機能させる。

［基準 6 の自己評価］

内部質保証のための組織を整備し、中期目標・中期計画に従い自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善を図っている。また、中期目標・中期計画の単年度の計画の達成状況を自己点検・評価し、その結果を次年度の計画に反映させている。さらに、三つのポリシーに則した教育活動の有効性を検証し、各学科・研究科、FD 委員会、教務委員会、各教員が、教育の改善に取組んでいる。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

A－1　大学の使命・目的との整合性

A-1-①　大学の使命・目的に基づく地域社会貢献の取組

（1）A－1 の自己判定

「基準項目 A－1 を満たしている。」

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「2. 富士大学の使命・目的」で述べたとおり、本学は、建学の精神及び目的を踏まえ、使命（ミッション）を明確に示している。

(1) 地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域の人々に提供する。
(2) 建学の精神・教育目的に基づき、地域社会の発展を担う経済・経営人材を育成する。
(3) 生涯学習の機会を地域の人々に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、地域行政等への助言・協力、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興などを通じて地域社会に貢献する。

したがって、富士大学は「地域社会に貢献する大学」である。現在、本学は地域との連携を推進し、「知」・「地」・「治」の拠点として、地域と共にある大学を目指し活動している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-1-1】富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

中期目標・中期計画に基づき、地域連携推進センターを中心に、関係部署・委員会等が年度ごとの運営計画を立て、計画的・継続的に地位社会貢献の取組を行い、着実に成果を積重ねていく。

A－2　地域社会貢献の取組の継続性と有効性

A-2-①　生涯学習の機会提供

A-2-②　研究成果の地域還元

A-2-③　地域行政等への助言・協力

A-2-④　地域経済の振興・活性化支援

A-2-⑤　学生のボランティア活動

A-2-⑥　全国高校生童話大賞

A-2-⑦　その他、地域との連携・協力

（1）A－2 の自己判定

「基準項目 A－2 を満たしている。」

（2）事実の説明及び自己評価

A-2-① 生涯学習の機会提供

（ｉ）市民セミナー

富士大学附属地域経済文化研究所（以下「地域経済文化研究所」という。）は、花巻市、北上市において「市民セミナー」を開催し、継続的に生涯学習の機会を提供してきた。 花巻市では、昭和 59(1984)年度に第 1 回「花巻市民セミナー」（花巻市共催）を開催し、 令和元(2019)年度で 36 回目となった。北上市でも昭和 61(1986)年度に「北上市民セミナー」（北上市共催）を開催し、以降現在まで 34 回のセミナーを開催している。各年度とも花巻市では 6 回、北上市では 4 回の連続講義を行っている。毎年、両「市民セミナー」合わせて延べ 170～200 人前後の市民が参加し、継続的な参加者も多い。

花巻、北上両市ともに生涯学習に力を入れ、数多くの講座が開設されているが、学術的水準を保ちつつ平易に社会経済問題を解説していく本学「市民セミナー」は地域において確固たる地位を占め、地域の生涯学習の質の向上に大きく寄与している。

「市民セミナー」開催に当たっては､各年度の初めに研究所と各市の担当者が協議し、その年の「市民セミナー」の方向性や統一テーマを決定し、富士大学教授陣から講師陣を選任している。プログラム全体の企画立案、講師依頼、調整等は研究所が担当し、各「市民セミナー」の周知、参加者募集、パンフレットの作成、当日の運営等、事務的業務は各市の担当者が担うという形で役割分担をしている。

各年度のテーマ設定は、セミナー参加者のアンケート等をもとに、市民の知的関心に応えつつ、その時々の地域課題の理解に寄与するものとなるよう配慮している。平成 23(2011)年度には、「3.11 東日本大震災を経て考えたこと」、平成 24(2012)年度には、「震災復興の課題」を統一テーマとし、東日本大震災が地域の経済・社会に与えた影響と震災 復興の道筋について講演した。市民の関心も高く、例年を上回る参加者数となった。

平成 25(2013)年度には、花巻市市民セミナー30 回を記念し、「未来を開く『知』の力」を統一テーマとし、生涯学習の現代的な意義と方向性、大学が果たす役割について理解を深め、同年度末には、本学を会場として「花巻市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」を開催し、多くの市民の参加を得た。同様に、平成 27(2015)年度には、北上市民セミナー30 回を記念し、「人口減少と地方創生―豊かな文化創造と地域―」というテーマで年度末に本学を会場とした「富士大学北上市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」を開催し、学内外から多くの参加者を得ている。

また平成 28(2016)年 6 月には、中国駐札幌領事館総領事の孫振勇氏を講師に迎え、本学を会場に、「日中経済と観光」とのテーマで富士大学日中友好交流講演会を開催した。さらに平成 29(2017)年 5 月には、異文化交流センターと共催で、海外協定校である中国吉林農業大学一行を迎え「異文化交流の展望―地域・大学・学生―」とのテーマで富士大学学術交流セッションを本学で開催している。これらのシンポジウム等にも市民からの多くの参加を得た。

令和元(2019)年度の「市民セミナー」は「時代を照らす新たな知を求めて」という統一テーマで行われ、花巻市で 152 人、北上市で 38 人の市民が参加をした（延べ人数）。

（ⅱ）富士大学シニア・オープンカレッジ

人々が心豊かに生きる社会の醸成のため、また高齢化社会における大学の地域貢献活動の一環として、平成 27(2015)年度から富士大学の人的資源・教育環境を利用して特に高齢者のための公開講座を「富士大学シニア・オープンカレッジ」の名称のもと行うこととした。これは本学を会場に、10 月から 11 月にかけての金曜日 2 時限の時間を利用し、本学教員がシニア世代向けの講義（実技含む）を 4 回行うものである。当初は「健康づくり」と「人生を豊かにする図書館活用」をテーマとして、そして平成 30(2018)年度からは「健康づくり」と「心に音楽の喜びを」をテーマに、本学の体育学と図書館学、そして音楽教育の教員による授業を行ってきた。平成 30(2018)年度までに延べ 102 人の参加者があったが、令和元(2019)年度は申込者が少なく非開講とした。市民への周知の工夫が必要である。高齢化が進む地域社会に対応した地域への生涯学習の機会提供として本学の地域貢献活動の幅を広げるものである。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-1】富士大学市民セミナー年表
【資料 A-2-2】市民セミナー参加者数（2008-2019）
【資料 A-2-3】富士大学花巻市民セミナー第 30 回シンポジウム実施報告
【資料 A-2-4】富士大学北上市民セミナー第 30 回シンポジウム実施報告
【資料 A-2-5】2019 富士大学日中友好交流講演会チラシ
【資料 A-2-6】2017 学術交流セッションポスター
【資料 A-2-7】2019 年度市民セミナー終了報告
【資料 A-2-8】2016 富士大学シニア・オープンカレッジ（高齢者公開講座）開催要項
【資料 A-2-9】シニア・オープンカレッジ開催状況（H27 年度～）

A-2-②　研究成果の地域還元

（ⅰ）岩手中部地域の活性化に関する基礎研究（『研究年報』の刊行）

地域経済文化研究所は、岩手中部地域の活性化に関する基礎研究を所員が継続的に行い、その成果は機関誌『研究年報』に掲載されている。

『研究年報』には、所員の研究論文に加え、「市民セミナー」の概要や地域フォーラム等の研究所の活動記録も収録している。平成 24(2012)年度の『研究年報』第 21 号では、花巻市新総合計画策定支援に関連して研究所が行った「花巻市基礎調査研究」の主要内容が報告されており、平成 25(2013)年度の『研究年報』第 22 号には「花巻市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」の内容が特集として掲載されている。また、平成 29(2017)年度の『研究年報』第 23・24 合併号には、花巻市からの花巻市独自の地域課題の解決に向けた調査・研究の依頼を受け、「花巻市の地域人口の減少と地域創生に関する基礎的かつ多面的研究」として所員各自の調査・研究論文をまとめている。

なお、平成 30(2018)年度は、地域連携推進センターと共同で、地元花巻市内の民間事業者である株式会社山下組の委託を受け「アクティブ・シニアの移住促進と受入れ環境整備に関する研究―新たな花巻型移住モデルの構築―」とのテーマで、花巻型 CCRC 事業開発

研究を受託している。

平成 30(2018)年度の『研究年報』第 25 号には、花巻市「賢治フェスティバル開催事業」の平成 30(2018)年度における経済波及効果の分析、「富士大学北上市民セミナー第 30 回記念シンポジウム」の内容が掲載されている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-10】研究年報第 25 号

A-2-③　地域行政等への助言・協力

本学は、地元花巻市を中心とする近隣の市・町、岩手県、国等の行政機関が設置する各種委員会・審議会や（公益）財団・社団法人等へ、多くの教員を、委員や役員として派遣している。令和 2(2020)年度は、全教員 38 人中 19 人（全体の 50%）が各種の公的委員会・審議会、あるいは公的な事業活動に参加し、地域行政等への助言・協力活動を行っている。

また、本学の教員には社会科学系や教育・スポーツ指導の専門人材が多く、専門的かつ公正な見地からの助言・指導が期待されている。したがって、各種公的委員会・審議等の推進に多大の貢献をなしている。

特に、花巻市とは、大学が立地する地元でもあり、開学以来の有形無形の連携を保ってきた。平成 21(2009)年 12 月 2 日には花巻市と学校法人富士大学との間で相互友好協力協定を締結した。協力関係の内容は、ⓐまちづくりの推進に向けた仕組みづくり、ⓑスポーツ振興に関する連携・協力、ⓒ生涯学習社会における諸課題への対応、ⓓ教育文化及び観光・交流の推進に向けた仕組みづくり、の分野で相互に協力し合うこととなっている。

協定締結後は、毎年協定に基づく定期協議を開催し、連携・協力内容について確認し要望等について協議している。富士大学は、花巻市のまちづくり推進に全面的に協力し積極的に参画しており、並行して、まち・ひと・しごと創生有識者会議、都市計画審議会、行政評価委員会、男女共同参画審議会、介護保険運営協議会など各種の委員会・審議会に多数の教員が会長、委員として参画し、花巻市の活力ある行政の推進に多大の貢献を行っている。また、花巻市体育協会その他各種のスポーツ運営団体の運営にも本学教職員が主導的立場で参画し、花巻市のスポーツ振興に貢献している。

花巻市以外の市・町、岩手県、国等の行政機関や各種（公益）財団・社団法人等に関しても本学教員は主導的な立場で各種委員会、審議会に参画している。特に、スポーツ、教育行政、人権擁護等の分野で本学教員が有する専門的で高度な知識、識見が発揮されており、多面的かつ公的な形で本学教員は、地域行政等の推進に多くの貢献をなしている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-11】地域行政等への助言・協力（各種委員会、審議会の委員、役員等）

A-2-④　地域経済の振興・活性化支援

平成 25(2013)年度、本学と地域との連携を組織的に推進するため、その対外的窓口として富士大学地域連携推進センター（以下、「センター」という。）を設置した。

地域貢献を進めるにあたって、本学では、「知」（知識の「知」）と「地」（地理的な

「地」（自然・歴史・文化））と「治」（自治の「治」（自治体・住民の自治））の 3 つの「ち」の拠点となることを目指している。

平成 26(2014)年に、「東京一極集中」を是正し、若者の地方定住促進を目的として、「地方創生」が政府の重要な政策課題として掲げられた。この政策は、産（産業界）・官（国・地方公共団体）・学（大学等教育機関）・金（金融界）・言（マスコミ、言論界）・労（労働組合）・士（士業）が協力しなければ、成し遂げられないものであるとされており、本学も、学（大学）として協力をしてきた。

(ⅰ)「官」（地方公共団体等）との連携協定

A. 花巻市との「相互友好協力協定」の締結及び取組の推進

花巻市とは、地域連携が叫ばれる前の平成 21(2009)年度に、相互の発展及び市政運営の推進を図るため、「相互友好協力協定」を締結した。具体的協力項目としては、ⓐまちづくりの推進に向けた仕組みづくり、ⓑスポーツ振興に関する連携・協力、ⓒ生涯学習社会における諸課題への対応、ⓓ教育文化及び観光・交流の推進に向けた仕組みづくり、ⓔその他、が挙げられる。

この協定に基づき、様々な事業を行ってきたが、平成 27(2015)年 8 月には、「相互友好協力協定」の取組状況を相互に点検・確認する「定期協議」の開催について合意し、平成 28(2016)年 1 月から定期協議を開始した。

令和元(2019)年度の定期協議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、書面により実施した。花巻市からは、「リノベーションまちづくりの理解普及と構想の策定・実践にかかる協議」の要望があり、本学からは、前年度に引続き取組む計画の「地域内エコシステム構築調査事業」について花巻市農村林務課及び生活環境課の協力、並びに本学の研究事業の「花巻型 CCRC 事業サポート・プラットフォーム形成」への協力をお願いした。

B. 町村・高等学校との連携協定締結と活動

岩手県内の町村との包括連携協定を進めており、平成 28(2016)年には、岩泉町、西和賀町、矢巾町とも協定締結をした。さらに、令和元(2019)年 11 月には一戸町と地域創生を担う人材の育成と地域産業の発展を目指して、包括連携協定を締結した。地域諸課題の解決と地域経済社会の持続的発展を図ることを目的に、学術、文化、教育、人材育成等の各分野に係る連携及び協力を推進していく。同日、「ローカルがつくる世界と地域の未来」というテーマで、サテライト事業「包括連携協定締結キックオフ講演会」を開催した。

(ⅱ)「産」（経済団体等）・「金」との連携協定

A. 花巻商工会議所との包括連携協定

平成 27(2015)年度に包括連携協定を締結した。花巻商工会議所との間の協議は、事項の富士大学地域連携推進連絡協議会との間の協議に包含する。

B. 富士大学地域連携推進連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織化

センターが核となり、花巻市、花巻商工会議所、花巻農協、花巻工業クラブ、花巻観光協会、花巻信用金庫等地域関係機関、その他地域企業・NPO をメンバーとして組織化し、協議会を開催している。情報交換を行い、地域課題の解決を目的とした協議を進めている。

平成 30(2018)年度の協議会で、花巻観光協会等から継続要請があった「花巻空港での上海・台湾からの観光客歓迎ボランティア活動」について、令和元(2019)年度の関上准教授

「専門演習Ⅰ」（マーケティング論）の学生が、ゼミのボランティア活動として継続実施した。

令和元(2019)年度は、1月に協議会を開催し、「富士大学連携型 CCRC 事業へのサポート・プラットフォーム形成」への参加を呼びかけ、その記念シンポジウム開催への協力を募ったところ､花巻市と花巻信用金庫からパネリストを出していただけることになったが、3 月開催予定の記念シンポジウムは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

C. 花巻信用金庫との包括連携協定

平成 28(2016)年 5 月には花巻信用金庫との間で金融教育の実践を図ることを核とする包括連携協定を締結した。同年後期から、「地域金融論」を花巻信用金庫提供講座として開講している。令和元(2019)年度も、後期に「地域金融論」を開講し、地域金融の実務と実践に通じ、企業家精神を持った人材の育成を図ることができた。特に、「地域金融論」の授業の中で行われる「地域企業フィールドワーク」は、学生にとって地域企業の経営を身近に感じ、学ぶことができる有意義な授業が展開され評判であった。

(ⅲ)「学」との連携（大学間連携等）

A.「ふるさといわて創造プロジェクト」への参加

平成 27(2015)年 9 月に岩手大学（「COC＋」主幹大学）を中心に県内外 8 大学等、17 自治体、8 経済関係機関を事業協働機関とする「ふるさといわて創造プロジェクト」（COC＋）が文部科学省より認可された。「若者・女性地域定着」「新産業&雇用創出」「三陸復興&先導モデル創出」「起業家人材育成」の 4 つのプロジェクトを柱に、ⓐ地元（県内）就職率を、参加大学平均で 45%（平成 27(2015)年度）から 55%（平成 31(2019)年度）に増加、ⓑ新規雇用の創出（地元就職増加分の 1 割以上）、Ⓒ大学等以外の事業協働機関の満足度 100%の実現、という 3 つの具体的数値目標の達成を課題としている。

本学も「ふるさといわて創造プロジェクト」に「参加大学」として参画しており、他大学、他機関との連携のもと、ⓐ地元就職率の向上（30%から 40%）へ、ⓑ2 人の新規雇用創出の実現に取組んでいる。

令和元(2019)年度の取組としては、「ふるさと発見！大交流会 in Iwate 2019」（11 月開催）に前年度に続き参加した。岩手県内約 140 の企業、自治体、大学等が参加して、高校生や大学生の地域への理解を深め、地元定着率を向上させることを目的とした取組で出展されたブースは 151 に上り、総勢 1,500 人が参加した。本学もブースを構え、大学の紹介と「地域貢献人材育成プログラム」の紹介を行い、高校生等に理解を深めてもらうことができた。

また、起業家人材育成事業である「いわてキボウスター開拓塾」へは、令和元(2019)年度に第 6 期生として本学学生 1 人が参加し、その学生が所属するチームが最優秀賞を受賞することができた。

さらに、令和元(2019)年度も本学の「地域創生論」「女子学生のためのキャリア形成論」等の授業科目が COC+プロジェクトの一環として行った。なお、COC+事業は令和元(2019)年度に終了となった。

(ⅳ) その他の連携・地域貢献事業

A. 花南地区コミュニティ会議との包括連携協定

平成 28(2016)年 1 月に花南コミュニティ会議と包括連携協定を結び、以降、花南地区のまちづくりへの協力と地域交流の進展を図ってきた。

令和元(2019)年度は、6 月に開催された「ハートフル花南のまちづくりを話し合う会」（花南地区まちづくり基本計画の見直しに取組む会）に本学の教職員 4 人と学生 1 人が参加した。

平成 29(2017)年度・30(2018)年度に引続き令和元(2019)年度も、本学の大学祭（紫陵祭）にコミュニティ会議が参加する一方で、花南地区文化祭に本学も参加し、交流への充実を図った。

その他、韓国・中国留学生による語学教室や南城中学校との交流会を開催した。

B. 県立遠野高等学校 総合学習「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」への参加

この総合学習「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」は遠野高校の生徒が、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取組む態度を育て、自己のあり方生き方を考えることができるようにする。」という目標を掲げている。

本学はスポーツ振興アカデミーとセンターが連携して取組み、昨年度に引続き参加し、講座「東京 2020 パラリンピック 5 人制視覚障害者サッカー ブラジルチーム ホストタウン 遠野市の挑戦」（全 19 回）を実施した。

これにより、遠野高校の独立行政法人教職員支援機構が主催する「第 3 回 NITS」大賞の「地域とともにある学校実践部門」で優秀賞を受賞した。

C. 花巻市立南城小学校のキャリア教育「本気先生の熱血授業」への参加

南城小学校では、6 年生（61 人）を対象に“大学生の言葉に学ぶキャリア教育「本気先生の熱血授業」”を行った。令和元(2019)年度の 10 月開催には、本学の学生 6 人（硬式野球部、バトミントン部、女子バスケット部の部員各 2 人）が講師となり、学生が抱いている「夢や希望」について、自身の体験、今の思いを話し、生徒たちとディスカッションをして有意義な時間を過ごした。また、11 月の開催には、本学のダンス同好会の学生が「ダンス」の実演・指導を行った。

D.「花巻 CCRC（Continuing Care Retirement Community）事業」に関する受託研究

平成 30(2018)年 3 月、花巻市内の総合建設業者である（株）山下組との間で「アクティブ・シニアの移住促進と受け入れ環境整備に関する研究―新たな花巻型移住モデルの構築―」をテーマとする受託研究契約を締結した。この研究は、同社が所有する空き地に戸建て住宅を建て、「住まいと集いの場」を造り、人生 100 年時代を迎える中で新たなライフステージを健康で生き甲斐を持って過ごしたいと考える首都圏のシニア世代に、移住環境を提供するという「花巻型 CCRC 事業」を構想し、その実現を図るための研究である。

本学では、地域経済文化研究所とセンターが中心となって研究を進め、研究報告書「花巻における富士大学連携型 CCRC 事業―花巻型コンヴィヴィアル・ライフの提案」としてまとめ、平成 31(2019)年 3 月に提出した。（ここで“Convivial Life”とは、「生き甲斐をもった活き活きとした生活」という意味である。）

令和元(2019)年度は、受託研究内容を一般化する議論を行い、富士大学学術研究会報『星

辰』特別号（11 月発行）“「花巻型コンヴィヴィアル・ライフ」の提案―花巻における富士大学連携型 CCRC 事業モデルに関する将来展望―”を掲載した。

また、岩手県内、花巻市を中心に「移住・定住モデル事業をサポートするプラットフォーム形成」を呼びかけ、3 月 14 日には「CCRC 事業へのサポート・プラットフォーム・フォーラム」（テーマ「花巻型コンヴィヴィアル・ライフの形成と発展に向けて」）を開催する予定だった。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止となった。

E. 令和元(2019)年度林野庁補助事業「地域内エコシステム」構築事業への申請・採択

この補助事業に対し、「花巻市および周辺地域内エコシステム構築事業」として申請し採択された。この事業において、本学は、花巻市とともに「木質バイオマス」の熱利用に関する事業についての地域協議会を立ち上げて、そのコーディネーター（実施主体者）となり、地域のプラットフォーム機能を果たすこととなった。地域協議会は、本学、花巻市農林部、花巻・北上地域の木質バイオマス関係事業者 13 団体で構成され、地域での連携ネットワークによる燃料供給のシステムを構築するとともに、木質バイオマスの複数個所での熱利用の導入についての検討を行った。（令和元(2019)年度は、8 月、10 月、12 月の 3 回開催）

令和元(2019)年度 2 月に開催された、林野庁主催の「『地域内エコシステム』構築事業成果報告会」で、花巻地域協議会代表として「大規模チップ工場からの燃料調達」について、報告を行った。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-12】富士大学地域連携推進センター規則
【資料 A-2-13】「スクールトレーニング」取組要望書（平成 30(2018)年度・2019 年度）
【資料 A-2-14】令和元(2019)年度書面による花巻市との定期協議議事録
【資料 A-2-15】岩泉町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書
【資料 A-2-16】西和賀町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書
【資料 A-2-17】矢巾町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書
【資料 A-2-18】一戸町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書
【資料 A-2-19】サテライト事業「包括連携協定締結キックオフ講演会」次第他
【資料 A-2-20】富士大学地域連携推進連絡協議会 要綱
【資料 A-2-21】富士大学地域連携推進連絡協議会 議事録
【資料 A-2-22】「花巻空港での上海・台湾からの観光客歓迎ボランティア活動」の様子（ホームページ掲載記事）
【資料 A-2-23】「富士大学連携型 CCRC 事業へのサポート・プラットフォーム形成」記念シンポジウム開催案内
【資料 A-2-24】富士大学と花巻信用金庫との連携協力に関する包括連携協定書
【資料 A-2-25】「地域金融論」講義概要
【資料 A-2-26】「ふるさと発見！大交流会 in Iwate 2019」開催案内
【資料 A-2-27】「いわてキボウスター開拓塾 2019」開催案内
【資料 A-2-28】「地域貢献人材育成プログラム」のご案内
【資料 A-2-29】花南地区コミュニティ会議との連携協力に関する包括連携協定書

【資料 A-2-30】「ハートフル花南のまちづくりを話し合う会」実施要領
【資料 A-2-31】紫陵祭の様子（ホームページ掲載記事）
【資料 A-2-32】富士大学留学生・南城中学校生徒・交流会開催要領
【資料 A-2-33】県立遠野高等学校 総合学習「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」開催要領
【資料 A-2-34】花巻市立南城小学校　キャリア教育「本気先生の熱血授業」開催要項
【資料 A-2-35】「花巻 CCRC（Continuing Care Retirement Community）事業」に関する受託研究契約書
【資料 A-2-36】「花巻における富士大学連携型 CCRC 事業―花巻型コンヴィヴィアル・ライフの提案」報告書
【資料 A-2-37】令和元(2019)年度林野庁補助事業「『地域内エコシステム』構築事業成果報告会」報告書

A-2-⑤　学生のボランティア活動

（ⅰ）学生ボランティア活動の促進のための学内の環境整備

平成 28(2016)年度以降は東日本大震災の復興支援ニーズがほぼ終息した。そのため、学生のボランティア活動は復興支援から地域社会の課題に移行し、多様なニーズに応じた活動を行っている。平成 28(2016)年度からは在学生全員を学生ボランティア登録者としている。令和 2(2020)年 5 月現在、学生登録者 771 人。センター員は専任教員 5 人、非常勤教員 1 人、学生部職員 2 人の体制で調整業務を行っている。

令和元(2019)年度の実績は、「福祉ボランティア実習」の履修生にはその活動のコーディネートを行い、10 人に「福祉・ボランティア実践証明書」を作成・交付した。任意の活動でも科目履修相当の実績が認められた 2 人にも「同証明書」を作成・交付した。また、平成 23(2011)年度に構築したボランティアコーディネーター体制を維持・運用し、ボランティア活動の単位化を希望する者 10 人を支援した。

（ⅱ）学生ボランティア活動の実績

令和元(2019)年度の地域社会への学生の取組としては、7 月 31 日～8 月 2 日に開催された花巻市友好都市少年少女交流キャンプ活動に一般学生 4 人が参加し支援ボランティアを行った。部活動単位では、サッカー部が 7 月 27 日～28 日の小学生市内ウォーク交通安全指導員として 30 人、8 月 24 日の花巻市花火大会に 10 人、9 月 15 日の「鬼ッジョブ北上お仕事パーク 2019」に 31 人がそれぞれボランティア・スタッフとして参加した。また台風 19 号被害発生から 2 週間後の 10 月 27 日、柔道部員 15 人が釜石で災害ボランティ活動を行っている。ゼミ単位のボランティア活動としては、関上ゼミのマーケティング論観光グループの学生による花巻空港での上海・台湾旅行客歓迎出迎えボランティア活動が 2 月 27 日、4 月 27 日、5 月 18 日、6 月 15 日に行われている。

令和 2(2020)年度になってからは新型コロナウイルス問題により殆どの催事が中止という状態が続いており、活動は停滞を余儀なくされている。6 月 20 日に「人間社会とボランティア」受講生が補講授業終了後に 154 人の参加でキャンパス内外の環境整備ボランティ活動を実施した。こうした学生ボランティア活動は、学生と地域社会を結び付けるもので

あり、ディプロマ・ポリシーの「自発的・奉仕的精神を身につけ」た「地域／社会に貢献できる」人材の育成に寄与するものである。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-38】富士大学災害復興支援学生ボランティアコーディネート体制
【資料 A-2-39】学生ボランティア活動実績

A-2-⑥　全国高校生童話大賞

世界的にも著名な童話作家・詩人であり農業指導者・教育者でもある宮沢賢治は花巻市に生まれ、郷土花巻をこよなく愛した人物である。花巻に所在する本学が、教育機関として地域の偉人が残した文化を全国に発信することは、一つの使命であると考えている。そこで本学は、賢治の童話をシンボルとする事業を発案し、高校生の創作童話を募って優れた作品を表彰することとした。

この事業は、時代を担う全国の夢と想像力に富む多感な高校生に、文学の香りに触れる機会を提供するものであり、本学と地域の行政機関が連携して実施することにより、地域の活性化に貢献する取組とするものである。事業の名称は、童話作家宮沢賢治に親しみを込めて「～賢治のまちから～全国高校生童話大賞」とし、平成 13(2001)年に「第 1 回全国高校生童話大賞」を開催以来毎年実施し、令和元(2019)年には第 19 回目を開催した。（令和 2(2020)年の第 20 回は新型コロナウイルス感染防止のため次年度に延期）

本事業は、富士大学と花巻市・花巻市教育委員会の三者で実行委員会を組織し、本学に事務局を設置している。第 10 回からは NHK 盛岡放送局が共催し、表彰式では NHK アナウンサーが司会を担当している。他の岩手県教育委員会、全国高等学校文化連盟や県内に本社・支局を置く報道機関なども後援している全県的事業となっている。

作品の応募期間は、6 月から 9 月までであり、毎年応募される作品数は約 1,000 編を数える。2 回の学内選考を経て、10 月に 4 人の選考委員（童話作家等）によって、金賞（最優秀賞）1 人、銀賞（優秀賞）3 人、銅賞（佳作）7 人の入賞者を最終決定する。入賞作品は、毎年編集・刊行している作品集に収録されている。

表彰式は、毎年 12 月に花巻市「なはんプラザ」で開催され、金賞（最優秀賞）1 人、銀賞（優秀賞）3 人、銅賞（佳作）7 人を表彰している。なお、最優秀賞と優秀賞の受賞者には、図書カードや賞品のほか、保護者 1 人を表彰式（花巻）に招待している。

また、第 11 回の表彰式からは、アトラクションで地元高校による放送部員の最優秀賞作品の朗読や、鹿踊り部による若さ溢れる郷土芸能「鹿踊り」が披露され、高校生の清々しい躍動感が味わえるようになった。

「全国高校生童話大賞」への応募作品は、第 1 回（平成 13 年度）から第 19 回（令和元年度）までの 19 回で延べ約 20,000 編、一回の平均応募作品数では 1,000 編を超えている。回を重ねるごとに、高校生の思いがつまった数々の作品は、内容的にも非常に向上してきていると外部審査委員の方々から高い評価をいただいている。受賞者の中には、県教育委員会の表彰を受けた生徒や、文学の世界を目指して進学を果たした生徒が出ている。また、作品を脚本化して演劇発表するなどの活用例も報告されている。

毎年、地元市民は高校生が創る新鮮な童話に関心を寄せ、表彰式開催を待ち望んでおり、

本事業は花巻市の「賢治さんの香りあふれるまち」づくりに大きく貢献している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-40】全国高校生童話大賞受賞作品集
【資料 A-2-41】全国高校生童話大賞表彰式リーフレット
【資料 A-2-42】第 1 回～第 19 回全国高校生童話大賞応募状況

A-2-⑦　その他、地域との連携・協力

(ⅰ) 相互友好協力協定等に基づく大学施設の開放・貸出

本学と花巻市は、平成 21(2009)年に、相互の発展及び市政運営の推進を図る目的で「相互友好協力協定」を締結した。その中に「スポーツ振興に関する連携協定」があることから、本学のスポーツセンターの施設の一部を市民に無料開放している。令和元(2019)年度は、同施設内 300m トラック及びフィールドの一部を開放（年間 29 日間）しており、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供している。スポーツセンターは、一般にも開放・貸出をしており、スポーツ競技の練習のほか、地域の運動会や各競技団体等によるスポーツ指導会を行うなど、様々な形で利用されており、地域のスポーツ振興に役立っている。特に、平成 28(2016)年 10 月には、岩手国体のハンドボール会場にもなり、令和元(2019)年度の年間学外利用者数は、延べ 7 千人となっている。

また、「相互友好協力協定」中の「生涯学習社会」及び「教育文化の推進」の観点から、花巻市立図書館の利用者カードで富士大学図書館を利用できることになっている。

屋外スポーツ施設については、人工芝サッカー場の貸出を行っている。人工芝サッカー場は、県内でも希少な存在であることから、社会人・大学・高校の大会会場として利用されている。教室等の開放・貸出については、簿記検定試験、公務員試験（自衛官）、資格試験、各講習会及び研修会等の会場や期日前投票所として利用されているほか、スポーツセンターの利用に合わせ、スポーツリーダー養成講習や各種競技の審判講習などにも利用されている。

(ⅱ) 出前講義

富士大学は、高校生の進路意識啓発の一助となることを目的に、各高等学校の要望に応じて本学の教員を高等学校に派遣して講義を行う、いわゆる「出前講義」を実施してきた。年度初めに岩手県内の公・私立高校に対し、リーフレット「富士大学『出前講義』のご案内 2019」を送り、各高等学校からの要望に応えてきた。令和元(2019)年度の派遣数は、1 件であった。

今後、高等学校の生徒の進学意欲を高めさせ、この事業内容を一層充実させるためには、高等学校が大学に要望する事項を的確に把握することが大切である。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-43】令和元(2019)年度スポーツセンター開放状況
【資料 A-2-44】令和元(2019)年度サッカー場利用状況
【資料 A-2-45】令和元(2019)年度学外者施設利用状況

【資料 A-2-46】令和元(2019)年度各高等学校に対する案内文書
【資料 A-2-47】令和元(2019)年度出前講義開催状況

(ⅲ) 高大連携「ウィンターセッション」

高大連携ウィンターセッションは、平成 16(2004)年度から岩手県教育委員会と岩手県内 5 大学が連携し、岩手県内高校生の学力向上と進学意識の向上を図ることを目的として実施されてきた。この事業は、平成 21(2009)年度から岩手県内 5 大学の連携組織である「いわて高等教育コンソーシアム」に引き継がれ、「岩手県教育委員会」と「いわて高等教育コンソーシアム」の共催事業となって現在に至っている。本学においては、平成 16(2004)年度から実施しており、平成 30(2018)年度で 15 回目を迎えた。

令和元(2019)年度の高大連携「ウィンターセッション」は、令和元(2019)年 12 月 25 日（月）～12 月 27 日（水）の 3 日間開催された。第 1 日と第 2 日は 5 大学を会場として各大学のプログラムに従って実施され、最終日は会場を盛岡市の「盛岡市民文化ホール」に移して全体会が行われた。参加した高校生は 900 人に上り、充実した内容で終了した。富士大学は本事業の幹事校を務めており、今後も本事業に積極的に取組んで行く予定である。

なお、令和元(2019)年度の本学のプログラムは以下のとおりである。

12 月 25 日（月）
A. 全体講義「地方創生と新しい経済学」　岡田秀二 学長
B. 農家の人手不足を解決する農業経済学～農家雇用労働力の最前線　高畑裕樹 講師
12 月 26 日（火）
A. 企業のマーケティング戦略～人気製品・サービスの広告はココがすごい！～　相澤鈴之助　講師
B. スポーツで地域を豊かに―スポーツ経営学を踏まえて―　内城寛子　講師
C. コミュニティー・インテリジェンス・センター―公共図書館の新展開―　早川光彦　教授
D. 政策策定とゲーム理論　田中藍子　准教授
E. 超高齢社会を支える最先端技術～福祉ロボットの現状と未来～　金子賢一　教授

◇エビデンス集　資料編
【資料 A-2-48】令和元年度年度高大連携「ウィンターセッション」プログラム概要

(ⅳ) 異文化交流センターの取組

令和元(2019)年度には、例年同様地域住民、中学生・高校生を対象に「ダニエル先生の英語講座」を開催し、生きた英語が学べると大好評を得た。7月には、花巻市の姉妹都市であるホットスプリング市からの教員受入歓迎会に参加し、交流を深めた。

中国、韓国留学生と地域住民との交流という面では、次のような活動を行った。

A. 11 月に、花巻市国際交流協会の呼びかけに応じて、本学の韓国留学生が国際フェアに参加し、市民と交流した。
B. 12 月には、地元中学生と本学の韓国留学生がスポーツや食事会を通じて身近な形で異

文化交流を行った。

C. 地元の“FM はなまき”で、本学の韓国留学生が月に一度韓国語で生活情報を放送した。

D. 10 月には、第 20 回日本語スピーチコンテストに中国人留学生 4 人が参加し、大学院生の王詰さんが FM いわて賞を受賞した。

同年度には、本学学生の国際交流も活発に行われた。

A. 9 月には、中国政府招聘事業に応じて本学学生 4 人が岩手県大学生訪中団として大連、長春、北京の各都市を訪問し、大連理工大学、吉林大学、吉林農業大学、清華大学の学生と交流し、大いに友好を深めた。

B. 8 月には、「本学とアメリカの National Park College（NPC、ホットスプリング市）との学生交流プログラム」が「全米姉妹都市協会の小規模姉妹都市交流補助事業」に選定された。これにより 12 月に NPC 学生 Abby Hanks さんが本学を訪問し、講義や部活動を精力的に見学したほか、花巻ロータリクラブや住民対象にプレゼンテーションを実施し、市内温泉の見学、平泉訪問など様々な活動を行った。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-49】ダニエル先生の英語講座開催案内（令和元(2019)年度）

【資料 A-2-50】国際フェアへの参加報告（令和元(2019)年 12 月、富士大学ホームページ）

【資料 A-2-51】花南コミュニティ会議主催交流事業参加報告（令和元(2019)年 12 月、富士大学ホームページ）

【資料 A-2-52】日本岩手県大学訪中団報告（令和元(2019)年 9 月、富士大学ホームページ）

【資料 A-2-53】富士大学・ナショナルパークカレッジ学生交流プログラム報（令和元(2019)年 12 月、富士大学ホームページ）

（ｖ）スポーツ振興アカデミーの取組

平成 29(2017)年度 4 月、本学が有するスポーツ資源（人材、研究成果、施設・設備等）を活用して、地域貢献・地域振興を図ることを目的に設置した富士大学スポーツ振興アカデミーの組織運営の充実を図った。岩手県体育協会や大塚製薬株式会社、岩手県立遠野高校との包括連携協定を継続したほか、スポーツ振興及びスポーツコミッション関連事業を近隣市町村や体育協会、高等学校、民間企業、団体等と連携行っている。

具体的な取組は以下のとおり。

A. 大学を拠点としたスポーツ振興推進事業として、平成 30(2018)年 12 月に NHK 大学セミナー「私たちのインテリジェンスがスポーツを面白くする～スポーツの可能性を拓き続けるジャーナリストからの提言～」を開催した。地域住民、関係者と本学学生・教職員を含め約 300 人が参加した。

B. 地域スポーツの振興と推進を図るために平成 31(2019)年 1 月に岩手にゆかりのある J リーガーや社会人サッカー選手を指導者に迎え「新春　東北人魂　サッカーフェスタ in 富士大学」を開催。岩手県内小学生サッカー選手約 100 人とその保護者、指導者が参加した。また、平成 29(2017)年度から継続して平成 30(2018)年、令和元(2019)年もはなまきコンベンションビューローとの連携事業「はなまきサイクルツアーコース共同研究事業・宮沢賢治の世界をめぐるサイクルツアー」（自転車部協力）を実施。旅行パックとし

て首都圏の大学生等に周知した結果、令和元(2019)年には県内外より 12 人の参加があった。その他にも平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は「はなまきスポーツキッズ平塚交流事業」（8 月：剣道部学生 2 人協力）、遠野市じんぎすかんマラソン」（8 月）、「花巻市銀河学童主催冬休み体づくり教室」（1 月）等の地域事業に複数人の学生が運営及び指導ボランティアとして協力した。

また、平成 30(2018)年 10 月には高齢者対象の事業として「高齢者向けシニア・オープンカレッジ・健康づくり支援事業」を開催した。

さらに、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度の 2 年間で「岩手県障がい者スポーツ育成事業競技別研修（陸上・トレーニング）」を受託。本学スポーツセンターや各学校施設において特別支援学校の生徒やパラリンピック候補選手への指導を実施し、障がい者スポーツの普及や啓発に努めた。

C. 学生のスポーツと学業の両立を目指すデュアルキャリア実現支援として、キャリアセンターとの連携による就職支援、運動部指導者協議会の開催、運動部所属学生の GPA 及び卒業率、就職状況の把握に努めている。

D. スポーツ教育プログラムとしては、「富士大学学長杯柔道大会」を例年 11 月に実施。平成 30(2018)年度は高校団体戦男子 16 校、女子 12 校、個人戦男子 56 人、女子 27 人が参加、令和元(2019)年度は高校団体戦男子 25 校、女子 16 校、個人戦男子 55 人、女子 27 人の参加があった。さらに、小中学校、高等学校運動部への定期的指導者派遣がバスケットボール部、ソフトボール部、ハンドボール部、バトミントン部、剣道部、柔道部、サッカー部、テニス部、硬式野球部、陸上部等　各運動部で複数回実施され、各校において高評価をいただいている。

平成 30(2018)年 10 月、令和元(2019)年 10 月には、連携協定を締結している大塚製薬株式会社から講師を迎え、医科学セミナー「スポーツ栄養教室」を開催し、学生、教職員、一般市民、約 70 人の参加があった。また、同日「子どもの体づくり教室」及び「親子で楽しむ Jr.テニス教室」も開催し、盛況を得た。

E. 高大連携事業の一環として、岩手県立遠野高校が実施する探求型授業の新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」に参画。平成 30(2018)年度は「遠野市スポーツ資源を活用した人・まち・仕事創生事業『ブラインドサッカーをテーマに』」という課題で遠野高校 1、2 年生 29 人を対象に、令和元(2019)年度は「東京 2020 パラリンピックブラインドサッカーブラジルチームホストタウン遠野市の挑戦」という課題で遠野高校 1、2 年生 38 人を対象に実施した。さらに、本学のスポーツセンターの外部貸出を実施。年間、外部利用数として 10,000 人、500 団体を超える利用があり、各運動部において高校生以下年代との合同練習を合計 200 回程度実施した。

その他、富士大学は令和元(2019)年 3 月に発足した大学スポーツ協会（通称 UNIVAS）に設立時より加盟し、学生の運動部活動における課題解決策に取組んでいる。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-2-54】富士大学スポーツ振興アカデミー規則

【資料 A-2-55】平成 30 年度スポーツ振興委員会・スポーツ振興アカデミー運営実績書

【資料 A-2-56】令和元(2019)年度スポーツ振興委員会・スポーツ振興アカデミー運営実績

書

【資料 A-2-57】NHK 大学セミナー「私たちのインテリジェンスがスポーツを面白くする～スポーツの可能性を拓き続けるジャーナリストからの提言～」チラシ

【資料 A-2-58】宮沢賢治の世界をめぐるサイクルツアー　ポスター縮小版、アンケート調査報告書

【資料 A-2-59】「子どもの体作り教室」ポスター

【資料 A-2-60】平成 30 年度遠野高校「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト報告ポスター

【資料 A-2-61】令和元年度遠野高校「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト報告ポスター

（3）A－2 の改善・向上方策（将来計画）

（ⅰ）生涯学習の機会提供については、従来行われてきた市民セミナーや各種公開講座を今後も継続し、地域に開かれた大学として、本学建学の精神である「人類の築き上げつつある学術文化を研究教授し、これによって人類文化の向上、社会の福祉増進に寄与貢献すべき人材の育成」の理念を広く地域社会へと展開していく。同様に研究成果の地域への還元についても、『研究年報』の定期的発行、図書館との連携による学術情報の発信、各種シンポジウムの開催等を通じて地域に発信するとともに、学内はもとより岩手 5 大学をはじめ学外の学術機関との連携も図りながら地域の発展、文化の向上に寄与する研究活動を進めていく。

（ⅱ）本学の知的資産を活用し、地域行政等の推進に協力するとともに、花巻市のまちづくりに、学生の参加を積極的に促していく。

（ⅲ） 富士大学は高大連携「ウィンターセッション」の幹事校を務めており、今後も本事業に積極的に参加していく。

（ⅳ）地域連携のあり方及び連携する地域との関係性を研究し、地域連携推進センター員の役割分担を明確化するとともに、コーディネーターとしての役割を分担して推進する。また、学生による地域連携活動についてゼミなどの活動に組入れて活発化するなどの方策を進めていく。

（ⅴ）令和 3(2021)年度以降は、学生ボランティアコーディネート体制を維持し、自発的・奉仕的精神の育成と地域社会への貢献を目的として、地域社会のニーズに対応した学生ボランティア活動の支援を行う計画である。近年気候変動による自然災害（水害）が頻発している。災害ボランティア活動の実践サポートの方法を検討する。自発的・奉仕的精神の育成を重視し、 動員型ボランティアではなく、自発的なボランティア活動への参加を推奨する予定である。

（ⅵ）富士大学、花巻市、花巻市教育委員会の三者で組織する「全国高等学校童話大賞実行委員会」が毎年実施計画を作成し、計画的・継続的に取組み、高校生の文化活動の支援と地域社会の活性化に貢献する。

（ⅶ）今後とも引き続き、ⓐ国際的な学術交流・学生交換、ⓑ地域社会と連携した国際交流推進、Ⓒ語学講座開催に取組んでいく。より多くの住民や高校生が異文化交流の取組に参加できるよう地域の関係機関との連携を密にし、取組を進めていく。

(viii) 自治体や団体、他大学との連携を更に深めると共にスポーツや運動活動を通じた地域振興を充実させる。特に障がい者スポーツの普及やスポーツボランティア育成事業を通じて地域の新たなスポーツ価値の創造、そして被災地をはじめとする少子高齢化の著しい地域の高齢者の健康づくり支援に寄与する。また、それらの事業が学生の主体的学びにつなげられるよう新たなシステムを構築する。

［基準 A の自己評価］

本学の使命・目的に基づく地域社会への貢献は、生涯学習の機会提供、研究成果の地域還元、地域行政等への助言・協力、地域経済の振興・活性化支援、学生のボランティア活動、全国高校生童話大賞、相互友好協力協定等に基づく大学施設の開放・貸出、出前講義、高大連携「ウィンターセッション」、異文化交流、スポーツ振興など多岐にわたり、そのすべてが継続的に行われ、一定の成果を上げている。

Ⅴ．特記事項

1.「地域」「環境」をキーワードにした教育（地域貢献人材育成プログラム）

地域経済の後退、少子高齢化そして加速する人口減少など、地域を取巻く環境には厳しいものがある。しかし、一方では、農産物や木材が輸出産業として大きく伸び、地域資源を利活用する再生エネルギー産業が生まれ、ナノテクノロジーによる木材繊維製品の開発ラッシュと、森林空間が丸ごと機能性空間として所得源となる見通しが出るなど、地域は今後の日本を支えるフロンティアとして注目されている。地方創生が日本中で叫ばれるのは、こうした背景にある。

地域には未来型空間の実現が期待されている。

そのためには、地域の多様な人たちがネットワークし、新しい価値関係・新しい産業・新しい生活形態の構築に向け、新型エンジンを始動させなければない。

「地域貢献人材育成プログラム」は、こうした課題を担う人々を養成するもので、主に地元高校の卒業生を対象にしている。

受講生は、知と実践の融合、歴史的・地球的視野から地域把握、様々なセクターの尊重と補完関係の構築、制度政策理解の醸成、生産と消費における技術とシステムイノベーション、地域間の交流・連携の活発化など、今後の地域づくりに求められる基本的理論と方法を学んでいく。

2. 学び続ける教員育成プログラム

本学では、中学校･高等学校の教員を目指す学生に対して『学び続ける教員育成プログラム』Program for Educators to be Lifelong Leaners［略称：ELL］を実施している。

このプログラムは、教科指導はもとより、自ら学び続ける存在として生徒のモデルとなる教員の育成を目指している。教科指導、生徒指導、進路指導、部活動指導等、様々な場面において、自ら学び続ける指導者として活躍する指導者の育成を目指している。プログラムは課外学修として行われ、教職課程の授業で学んだ内容をさらに深める講義、教職専門に係る教員採用試験に向けた実力養成等を行っている。また、岩手県教育委員会との協定事業である「スクールトライアル事業」を活用し、学校における様々な活動支援を経験し、学校教育に対する理解を深め、教員を目指す学生の意識高揚を図っている。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）及び学則第 3 条の 2（教育研究上の目的）に規定し、運用に努めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条（学部および学科）に規定し、学部を置いている。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条（修業年限）に規定し、4 年としている。	3-1
第 88 条	○	転入学および編入学に関する規則第 4 条（修業年限および休学期間）に規定し、本学での修業年数を 2 年（修業年限の二分の一）以上としている。	3-1
第 89 条	○	学則第 17 条の 2（卒業の特例）に規定している。	3-1
第 90 条	○	学則第 20 条に明示している。	2-1
第 92 条	○	学則第 38 条（学長、教授、その他の職員）、同 38 条の 2（職務）に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	組織規程第 8 条（教授会）、学則第 39 条（教授会）に規定し、運用している。	4-1
第 104 条	○	学則第 18 条（学位授与）、大学院学則第 14 条（学位の授与）、学位規程第 3 条（学士の学位授与の要件）、同第 4 条（修士の学位授与の要件）に規定し、学位記を授与している。	3-1
第 105 条	―	本学では特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	―	短期大学の規定であるが、本学には短期大学はない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条（自己点検・評価、認証評価）及び自己点検・評価委員会規程により適切に、自己点検・評価が行われ、ホームページ上で公表している。また、認証評価機関の評価も受けている。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条第 1 項および富士大学研究者行動規範 4（研究活動の公開および説明）によりホームページ上で公開している他、紀要を刊行している。	3-2
第 114 条	○	学則第 38 条の 2 第 6 項において、事務職員の任務を表記している。技術職員は置いていない。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 26 条（編入学）に規定し、編入学できるようにしている。	2-1
第 132 条	○	学則第 26 条（編入学）に規定し、編入学できるようにしている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条から 13 条まで、第 17 条、第 19 条、第 25 条、第 29 条、第 33 条、第 36 条から第 38 条まで、第 43 条、第 46 条から第 48 条まで、それぞれに明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	組織規程第 15 条第 2 号⑤に規定し、学籍簿、成績原簿を作成している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 47 条（懲戒）、第 48 条（退学）に定めている。	4-1
第 28 条	○	担当部署ごとに備え置いている。	3-2

第 143 条	○	組織規程第 8 条の 2、教授会規則第 6 条に規定し運用している。	4-1
第 146 条	○	学則第 16 条の 4（入学前の既修得単位等の認定）に規定している。	3-1
第 147 条	○	学則第 17 条（卒業）及び 17 条の 2（卒業の特例）、履修規程第 11 条（最高履修単位）に規定し、運用している。なお、いずれもホームページ上で公表している。	3-1
第 148 条	―	本学には 4 年を超える学部は設置していない。	3-1
第 149 条	―	「富士大学における卒業の特例に関する規則」は、早期卒業の規則であるが、第 2 条において、転編入学生は本規則の対象外としている。	3-1
第 150 条	○	学則第 20 条各号に規定している。	2-1
第 151 条	―	本学では飛び入学を導入していない。	2-1
第 152 条	―	本学では飛び入学を導入していない。	2-1
第 153 条	―	本学では飛び入学を導入していない。	2-1
第 154 条	―	本学では飛び入学を導入していない。	2-1
第 161 条	○	学則第 26 条第 2 項第 2 号に規定している。	2-1
第 162 条	―	日本にある外国の大学等からの転学について規定していないことから、対象外である。（施行規則はできる規定である）	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条（学年）、第 19 条（入学の時期）に規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	履修規程第 19 条（成績通知表）、科目等履修生規程第 9 条第 2 項（単位修得証明書）に規定し、学修証明書を交付している。	3-1
第 164 条	―	本学では特別の課程の編成はしていない。	3-1
第 165 条の 2	○	「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）」を設け実践している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条（自己点検・評価、認証評価）、自己点検・評価委員会規程を整え、体制を整えている。	6-2
第 172 条の 2	○	ホームページ、ガイドブック等に掲載し、公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 17 条、学位規程第 12 条第 1 項に規定し、卒業証書を授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 26 条（編入学）第 2 項第 1 号、編入学生選抜試験規程第 8 条、転入学編入学に関する規則第 4 条（修業年限、休学期間）に規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 26 条第 2 項第 3 号において規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と心得、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条の 2（教育研究上の目的）に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜委員会規則及び入試委員会規則に規定し、適切な体制を構築している。	2-1
第 2 条の 3	○	組織規程により大学事務局を置き、組織体系を整えている。また、教学関連委員会等に置いても事務職員も参画し、教職協働を実現	2-2

		している。	
第 3 条	○	学則第 3 条に学部・学科・コースを設け、教育研究上適当な規模内容とし、教員も適当に配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学部・学科・コースを設け、教育研究上適当な規模内容とし、教員も適当に配置している。	1-2
第 5 条	―	本学は学科を置いている。 （学群、学類、学系、というスタイルをとっている大学もある）	1-2
第 6 条	―	本学は学部以外の組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	・組織規程第 3 章において、学長直轄組織を置き教育研究事項を推進している。また、必要教員数も配置している。 ・組織一覧を掲げ、適切な役割分担の元、連携体制を保つよう教員組織を編成している。 ・平均年齢が高いが偏った年齢構成にならないよう考慮している。 ・なお、本学は一の校地である。	3-2 4-2
第 10 条	○	前年度末までには時間割表及び授業科目担当一覧を確定し、授業を担当させている。 演習等について助手に補助させることについては、本学では助手を任用していないため、他の教員同士で補助している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	5 年以上の実務経験を有し、年間 6 単位以上の授業科目を担当する専任の教員（実務家教員）は、教授会に参加し教育課程の編成等について責任を担っている。	3-2
第 11 条	―	本学には授業を担当しない教員は置いていない。	3-2 4-2
第 12 条	○	就業規則第 1 条第 2 項で専任の教員を定義している。専任の教員を二の大学で兼ねている職員はいない。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員の数は法律上の教員数 28 人に対し、38 人である。その半数以上は教授である。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長選考規程により、人格が高潔で、学識が優れ、教育行政に識見を有している人物を選考している。常勤理事会、運営委員会、教授会、評議員会を経て理事会の決議事項となっている。	4-1
第 14 条	○	教育職員採用規則、教育職員の採用・昇任の方針に則り、大学設置基準本条を参考として選任している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員採用規則、教育職員の採用・昇任の方針に則り、大学設置基準本条を参考として選任している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教育職員採用規則、教育職員の採用・昇任の方針に則り、大学設置基準本条を参考として選任している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	―	助教は採用していない。	3-2 4-2
第 17 条	―	助手は採用していない。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条第 2 項により定員を定めている。また、夜間の開講はない。校舎等教育諸条件は定員に対し不足なく、適正に管理されている。	2-1
第 19 条	○	学則第 4 章及び第 5 章、履修規程により、体系的に教育課程を編成し、専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切な配慮に努めている。	3-2
第 20 条	○	学則別表において授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分けて各年次ごとに編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 13 条に明示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 8 条に明示している。	3-2
第 23 条	○	学則第 8 条の 2 に明示している。	3-2
第 24 条	○	受講学生が多い講義科目ではクラス分けをして、100 人以下となるよう適正に管理している。（自己点検評価書 2-5-④）	2-5
第 25 条	○	学則第 13 条の 2、履修規程第 7 条、第 7 条の 2 第 2 項及び 3 項、第 1 項にそれぞれ規定し、運用している。	2-2 3-2

第 25 条の 2	○	アイアシスタント（ポータルサイト）によりシラバスを明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会規則に則り、授業評価アンケート、全員研修会、新任研修会を計画的に実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	―	本学は昼間のみ開講している。	3-2
第 27 条	○	学則第 16 条、履修規程第 8 章に規定し、学修の成果を評価し、単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	富士大学履修規程第 11 条(最高履修単位)、富士大学履修規程に定める履修方法に関する特則（最高履修単位の緩和）に規定している。	3-2
第 28 条	○	学則第 16 条の 2（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）に規定し、運用している。	3-1
第 29 条	○	学則第 16 条の 3（大学以外の教育施設等における学修）に規定し、運用している。	3-1
第 30 条	○	学則第 16 条の 4（入学前の既修得単位の認定）に規定し、運用している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 5 条の 2（長期にわたる教育課程の履修)、長期にわたる教育課程の履修に関する規則に規定し、運用している。	3-2
第 31 条	○	学則第 44 条、科目等履修生規程により、科目等履修生には単位が与えられる。また、受け入れ人数・環境については、本学の態勢に合わせた受け入れとしており、教授会の意見を聴いて選考している。	3-1 3-2
第 32 条	○	富士大学履修規程第 10 条及び別表、同 7 条の 2 第 2 項及び第 4 項により、124 単位、60 単位としている。医学、歯学、薬学、獣医学は本学では設置していない。	3-1
第 33 条	―	本学では医学または歯学に関する学科は設置していない。	3-1
第 34 条	○	厚生施設は、食堂のほか、休息・談話・自習のできる学生ホール、レディースルーム（女子専用休憩室)、コミュニケーションルームがある。コミュニケーションルームには「ディスカッションエリア」「ボックスシートエリア」「リフレッシュエリア」を設けグループディスカッションや気軽にコミュニケーションを取りながら対話・学修を行うことができる環境を整備している。また、図書館やマルチメディア教室（パソコン 36 台併設）を開放している。（自己点検評価書 2―5）	2-5
第 35 条	○	大学敷地内に十分な広さを持ち設置している。	2-5
第 36 条	○	本条第 1 項から第 5 項までの校舎等施設は全て備えている。第 6 項の夜間学部は置いていない。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、収容定員算定面積 8,100 ㎡に対し、10 万㎡を超える面積を有す。また、夜間学部は設置していない。	2-5
第 37 条の 2	○	収容定員対応面積 3,338.05 ㎡に対し､本学の校舎面積は 22,760.91 ㎡有している。本学は一個の学部のみである。	2-5
第 38 条	○	資料、人員全て備えている。他大学視察や研修等の協力体制も構築している。（ホームページ、運営実績報告）	2-5
第 39 条	―	対象の学部学科を置いていない。	2-5
第 39 条の 2	―	対象の学部学科を置いていない。	2-5
第 40 条	○	教育用コンピュータ、プロジェクタ、書画カメラ、タブレット等、様々な指導方法に対応できるようにＩＣＴ設備を整えている。	2-5
第 40 条の 2	―	一キャンパスのみである。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度専任教員に教育研究費を予算化しているところである。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	寄附行為第 4 条、学則第 3 条に明記している。簡潔であり、教育研究上の目的に相応しい名称である。	1-1
第 41 条	○	学則第 38 条（学長、教授、その他の職員)、組織規程第 10 条（大学事務局の組織）に則り、事務組織を設置し、事務職員を置いて	4-1 4-3

		いる。	
第 42 条	○	組織規程 10 条（大学事務局の組織）の規定により、学生部を組織し、学生委員会、学生相談室を置き、学生の相談・支援をしている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	組織規程 10 条（大学事務局の組織）の規定により、教務部、学生部、キャリアセンターを置き連携を図りながらそれぞれの立場で学生を支援している。	2-3
第 42 条の 3	○	事務職員研修規程を配し、総合企画部において、人事政策の一つとした SD 研修会を計画的に実施している。また、私大協等の各種研修会にも積極的に派遣している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	―	本学は一学部の構成である。	3-2
第 43 条	―	共同教育課程を編成していない。	3-2
第 44 条	―	共同教育課程を編成していない。	3-1
第 45 条	―	共同教育課程を編成していない。	3-1
第 46 条	―	共同教育課程を編成していない。	3-2 4-2
第 47 条	―	共同教育課程を編成していない。	2-5
第 48 条	―	共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条	―	共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条の 2	―	工学に関する学部を設けていない。	3-2
第 49 条の 3	―	工学に関する学部を設けていない。	4-2
第 49 条の 4	―	工学に関する学部を設けていない。	4-2
第 57 条	―	外国に組織を持っていない。	1-2
第 58 条	―	学部を置いていることから本規程は対象外。（大学に学部を置かない大学院のこと）	2-5
第 60 条	―	新たな大学の設置予定はない。薬学履修課程もない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 3 条（学位授与）、学位規程に明記している。	3-1
第 10 条	○	学位規程第 2 条及び様式 1、様式 2 により専攻分野を付記している。	3-1
第 10 条の 2	―	共同教育課程は編成していない。	3-1
第 13 条	○	学則及び学位規程で定めており、学則は改正の都度文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	ガバナンス・コードを制定し、運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性に努めている。それを具現化する寄附行為を初めとする諸規程を整備し、運営している。	5-1
第 26 条の 2	○	ガバナンス・コードを制定し、公共性・信頼性を確保することをモ	5-1

		ットーに、善管注意義務をもって経営に当たっている。	
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条及び第 36 条に規定し、事務室に備え置いて閲覧に供する用意をしているとともに、ホームページでも公表している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に規定し、理事 13 人、監事 2 人を置き、理事のうち 1 名は理事長となっている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	善管注意義務をもって役員の職務を遂行している。 寄附行為第 11 条では職務上違反行為をした場合の規定を設けて対応している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に規定し、運用している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 12 条（理事長の職務）、第 14 条（理事長職務の代理等）、第 15 条（監事の職務）にそれぞれ規定し、運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条にそれぞれ規定し、適正に運用している。なお、本法人は一の学校設置である。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条（監事の選任）により、適正に選任している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条（役員の補充）により規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条（評議員会）に規定し、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条（諮問事項）に規定し、議決に付している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条（評議員会の意見具申等）に規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に規定し、適正に運用されている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為上具体的に規定していないが、私立学校法に基づく責任を負うものとして、役員には周知している。 併せて、一定の範囲内で損害賠償責任を軽減できる規定を設けた。（寄附行為第 44 条（責任の免除）、45 条（責任限度契約））	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為上具体的に規定していないが、私立学校法に基づく責任を負うものとして、役員には周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為上具体的に規定していないが、私立学校法に基づく責任を負うものとして、役員には周知している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条（寄附行為の変更）に規定し、適正に実行している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に規定し、毎年度予算及び事業計画を策定し理事会に諮っている。また、中期的計画についても同様に実施している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条（決算及び実績の報告）により、評議員会に報告し意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 25 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に規定し、備え置いている。併せて、ホームページにて公開している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条（役員の報酬）、学校法人富士大学役員の報酬等規程に規定し、評議員会、理事会の意見を聴いて適正に執行している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条（会計年度）、富士大学経理規程第 4 条（会計年度）に規定し運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為第 36 条（情報の公開）」及び「学校法人富士大学寄附行為および財産目録等の備置・閲覧に関する規則」に規定し、ホームページで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵 守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に明記している。なお、本大学院は専門職大学院ではない。	1-1
第 100 条	○	学則第 4 条に表記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条の 2（入学資格）に本法律の条項をもって定義している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵 守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 16 条の 2 の各号に明記している。	2-1
第 156 条	―	外国の学校の修士の学位相当の規程である。 できる規定なので、本大学院では制度化していない。	2-1
第 157 条	○	ホームページ上で公表している。	2-1
第 158 条	○	「自己点検・評価委員会規程」に明記し、運用している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 16 条の 2 第 10 号①に規定している。	2-1
第 160 条	○	大学院学則改正し、第 16 条の 2 第 10 号②～④として外国の学校等からの入学資格明記している。	2-1

大学院設置基準

	遵 守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条（目的）に定め、ガイドブック、履修要項、ホームページ上で明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院入学者選抜規程に基づき、研究科委員会で試験方法等を作成、ホームページ等で広く広報に努めている。公正かつ妥当で適切な体制に努めている。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院に大学院事務室長（事務職員）を置き、所管事務を掌理するとともに、総務統括部長（事務職員）等とともに会議に出席し意見を述べ、適切な役割分担の下、協働体制を構築している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条により修士課程を置いている。	1-2
第 2 条の 2	―	昼間のみの大学院である。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条、(課程の趣旨および人材養成目的)、第 2 条（課程および修業年限）第 2 項、第 2 条の 2（長期履修学生の修業年限）及び大学院長期履修学生規程に規定している。なお、特定の時間外での授業等は行っていない。	1-2
第 4 条	―	本大学院には博士課程を置いていない。	1-2
第 5 条	○	学則第 4 条に選考の種類及び数を示している。	1-2
第 6 条	○	学則第 4 条に明記し、一個の専攻のみを置いている。 ただし、博士課程は置いていない。	1-2
第 7 条	○	学部に基礎を置き適切な連携が図られている。	1-2
第 7 条の 2	―	共同教育課程を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	―	研究科以外の組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 34 条及び第 35 条、大学院専任教員の選任に関する内規第 2 条に規定し、適切に配置している。	3-2 4-2

第 9 条	○	本大学院は修士課程のみであるが、博士の学位を有している者、あるいは博士課程を修了して研究業績が博士に準ずる者が担当している。 大学院研究指導員の資格および認定に関する規程により審査委員会で審査後学長が認定を行っている。 教員数は法律上教員 5 名（研究補助教員と合わせて 9 名）が基準であるが、補助教員と合わせ 13 名を置いている。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院としての目標値を最大限にしており、今後とも収容定員充足に向けて努力するものである。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 3 章（教育方法等）及び第 4 章（課程の修了および学位の授与）に規定し、実行している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 3 章（教育方法等）及び第 4 章（課程の修了および学位の授与）に規定し、実行している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院履修規程第 7 条（研究指導員）に規定し、研究指導を行っている。なお、他の大学院での研究指導を受けることについては本学では認めていない。	2-2 3-2
第 14 条	―	本学では、夜間その他の時間時期で授業を行う方法はとっていない。	3-2
第 14 条の 2	○	研究指導の方法等は、科目ごとにシラバスを作成し、ポータルサイトで閲覧できるようにしている。また、評価や修了の認定等にあっては、大学院学則第 12 条（成績評価・単位認定）、大学院履修規程第 11 条（成績評価基準）に明記し、適切に行っている。（理事会資料（事業の概要（事業実績報告）））	3-1
第 14 条の 3	○	ＦＤ委員会規則に則り、教員の全員研修会を実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 4 条の 2（授業期間）、第 6 条から第 9 条の 2（教育方法、履修方法等、学部の授業科目の履修、単位の認定、入学前の既修得単位の認定）、第 28 条（科目等履修生）及び大学院履修規程に明記して、運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 10 条に明記している。	3-1
第 17 条	―	本大学院は博士課程を置いていない。	3-1
第 19 条	○	大学院として専用講義室等は設置していないが、大学の施設を使用することで、教育研究に支障がないものである。	2-5
第 20 条	○	必要な機器類は大学に備えてある機器類を利用することができ、教育研究に支障がないものである。	2-5
第 21 条	○	図書等系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障がないようすべての施設・設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	―	一の校地のみである。	2-5
第 22 条の 3	○	学部と共に毎年度教育研究経費を予算化し、環境整備に努めている。（令和 2 年度予算書）	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	学部と研究科が同分野の課程連携が図られており、目的に相応しい名称となっている。	1-1
第 23 条	―	独立大学院ではない。	1-1 1-2
第 24 条	―	独立大学院ではない。	2-5
第 25 条	―	通信教育を行っていない。	3-2
第 26 条	―	通信教育を行っていない。	3-2
第 27 条	―	夜間の授業も通信教育も行っていない。	3-2 4-2
第 28 条	―	通信教育を行っていない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	―	通信教育を行っていない。	2-5
第 30 条	―	通信教育を行っていない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	―	本大学院の研究科は一つである。	3-2
第 31 条	―	他大学との連携は行っていない。	3-2

第 32 条	―	共同教育課程を置いていない。	3-1
第 33 条	―	共同教育課程を置いていない。	3-1
第 34 条	―	共同教育課程を置いていない。	2-5
第 34 条の 2	―	工学を専攻する研究科を置いていない。	3-2
第 34 条の 3	―	工学を専攻する研究科を置いていない。	4-2
第 42 条	○	大学院学則第 34 条（教員組織）、組織規程第 10 条（大学事務局の組織）第 2 項、第 11 条（職制）第 1 項、第 12 条（職務）第 2 項により、大学院事務室を設け運営している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	―	本大学院は博士課程を置いていない。	2-3
第 42 条の 3	○	ホームページや入学案内冊子にて公表している。	2-4
第 43 条	○	事務職員研修規程第 2 条（研修）に則り、OJT や SD 研修の取組み、私大協や文科省研修会に積極的に参加している。	4-3
第 45 条	―	外国に組織を設けていない。	1-2
第 46 条	―	新たな大学院設置の予定はない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準　　該当なし

	遵 守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1

第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵 守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 14 条（学位の授与）、学位規程第 4 条（修士の学位授与の要件）に規定し、修士の学位を授与している。	3-1
第 4 条	―	博士課程を置いていない。	3-1
第 5 条	○	学位規程第 6 条（審査委員会）に規定し、他大学の教員を副査とすることができる。	3-1
第 12 条	―	博士課程を置いていない。	3-1

大学通信教育設置基準　　該当なし

	遵 守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。
※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。
※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2－3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人富士大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	Fuji University Campus Guide 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	富士大学学則、富士大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	富士大学入学者選抜実施要項・入学願書 2021、富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021、グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ	
【資料 F-5】	学生便覧	

	2020 学生生活案内	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 2 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元(2019)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	富士大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	①学校法人富士大学理事・監事名簿 ②学校法人富士大学評議員名簿 ③学校法人富士大学理事会の開催状況及び理事・監事の出席状況 ④学校法人富士大学評議員会の開催状況及び評議員の出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	①2020 年度履修ガイドブック ②2020 年度履修登録の手引 ③2020 年度大学院履修要項 ④シラバス（アイアシスタント）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	富士大学ホームページ（教育理念）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	富士大学認証評価結果に対する改善報告（平成29年7月19日）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	富士大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	
【資料 1-1-5】	2020 年度履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-6】	「5. 地域貢献」（令和 2 年度事業計画）	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-1-7】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-8】	大学院修了生の税理士等資格取得者一覧	
【資料 1-1-9】	学則改正について（平成 31 年 3 月理事会資料）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-2】	FUJI UNIV. 富士大学広報第 48 号	
【資料 1-2-3】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-4】	令和 2 年度履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ

【資料 1-2-5】	令和 2 年度履修ガイドブック	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-6】	令和 2 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-7】	研究科委員会議事録	
【資料 1-2-8】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-9】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 1-2-10】	令和 2 年度履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-11】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-12】	令和 2 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-13】	富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-14】	富士大学組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の制定（修正）について（平成 28(2016)年 3 月度理事会資料・議事録(写)）	
【資料 2-1-2】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	富士大学入学者選抜実施要項・入学願書 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2021 年度以降の富士大学入学者選抜について（令和元年(2019)7 月定例教授会議事録(写)）	
【資料 2-1-5】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 2-1-6】	2020 年度富士大学大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-1-7】	グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-10】	富士大学入学者選抜実施要項・入学願書 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-11】	2021 年度以降の富士大学入学者選抜について（令和元(2019)7 月定例教授会議事録(写)）	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 2-1-12】	グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-13】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 2-1-14】	富士大学大学院入学者選抜実施要項 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-15】	第Ⅱ期学生募集増員対策プロジェクトに関する答申書―大学の存続を懸け選ばれる大学を目指して―	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学修支援および授業支援に関する方針・計画・実施体制（案）（令和 2(2020)年 3 月教務委員会資料）	
【資料 2-2-2】	2020 年度度ガイダンス日程（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）	
【資料 2-2-3】	2019 年度水曜日 2 時限／3 時限教養演習図書館・小論文指導予定表	
【資料 2-2-4】	コース説明会資料	

【資料 2-2-5】	履修時間割確認表（2020 年度）	
【資料 2-2-6】	成績通知表	
【資料 2-2-7】	2019 年度後期第 2 回長期欠席者調査（入力のしかた）	
【資料 2-2-8】	長欠者面談指導票	
【資料 2-2-9】	2020 年度オフィスアワー	
【資料 2-2-10】	ティーチング・アシスタント等に関する取扱規程	
【資料 2-2-11】	2019 年度 TA・SA 一覧表	
【資料 2-2-12】	SA 研修会案内、SA 研修会議事録	
【資料 2-2-13】	大学院ガイダンス資料一式	
【資料 2-2-14】	2020 年度大学院オフィスアワー	
【資料 2-2-15】	2020 年度リーディングリスト	
【資料 2-2-16】	2020 年度富士大学大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-17】	2020 年度研究指導副担当者一覧	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	富士大学イーハトーブ・キャリアプラン	
【資料 2-3-2】	キャリア形成に係る「学び」の実践	
【資料 2-3-3】	2019 年度インターンシップ（就業体験学習講座）実施要領	
【資料 2-3-4】	インターンシップ体験報告書「インターンシップ日誌」	
【資料 2-3-5】	2019 INTERNSHIP GUIDANCE EVIDENCE	
【資料 2-3-6】	令和 2 年度キャリアセンター事務分掌	
【資料 2-3-7】	富士大学キャリア委員会規則	
【資料 2-3-8】	2019 年度キャリア委員会・キャリアセンター運営実績	
【資料 2-3-9】	学校基本調査「卒業後の状況調査票」（文部科学省）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和元年度実績報告　年度別学生相談室活動内容比較	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 2 年度緊急連絡網	
【資料 2-5-2】	富士大学防火・防災管理規程	
【資料 2-5-3】	富士大学自衛消防活動運営規則	
【資料 2-5-4】	令和元年度富士大学地震・火災総合訓練報告	
【資料 2-5-5】	災害時における避難場所に関する協定書	
【資料 2-5-6】	富士大学安全衛生管理規程	
【資料 2-5-7】	富士大学安全衛生委員会規則	
【資料 2-5-8】	令和元(2019)年度安全衛生委員会巡回記録	
【資料 2-5-9】	令和元(2019)年度安全衛生委員会議事録	
【資料 2-5-10】	令和 2 年度初年次セミナーワークブック（pp.34～37）	
【資料 2-5-11】	2020 年度受講学生数別授業科目クラス数分布	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度学修・生活に関するアンケート調査結果を受けて（令	

	和 2(2020)年 3 月教務委員会資料）	
【資料 2-6-2】	2019 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 3-1-3】	2020 年度履修登録の手引	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-4】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-5】	富士大学学位規程	
【資料 3-1-6】	2020 年度富士大学大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	グローバル社会に地域社会に開かれた大学院へ	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-1-8】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	富士大学学位規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-1-10】	富士大学履修規程	
【資料 3-1-11】	2019 年度後期の成績分布について（令和 2(2020)年 7 月定例教授会資料）	
【資料 3-1-12】	富士大学 GPA に関する規則	
【資料 3-1-13】	平成 28 年度以降の GPA の分布について（令和 2(2020)年 7 月定例教授会議事録・資料(写))	
【資料 3-1-14】	富士大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-15】	富士大学大学院履修規程	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-16】	2019 年度卒業判定について（令和 2(2020)年 3 月定例教授会（卒業判定会議）議事録(写))	
【資料 3-1-17】	2020 年度富士大学大学院履修要項（講義概要；シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-18】	富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項	
【資料 3-1-19】	経済・経営システム研究科委員会議事録（論文等発表会の会次第について）（論文等最終試験のスケジュール）	
【資料 3-1-20】	富士大学学位規程	【資料 3-1-5】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	
【資料 3-2-2】	富士大学ホームページ（教育理念）	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 3-2-3】	Fuji University Campus Guide 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-4】	2020 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	富士大学のホームページ（教育理念、大学院案内-大学院について）	
【資料 3-2-6】	2020 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-7】	学則別表(1) 授業科目および単位数	
【資料 3-2-8】	経済学科カリキュラム表	
【資料 3-2-9】	経営法学科カリキュラム表	
【資料 3-2-10】	研究計画書	
【資料 3-2-11】	論文等発表会スケジュール「研究科委員会議事録」	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-2-12】	最終試験日程「研究科委員会議事録」	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-2-13】	大学院学則・別表（カリキュラム一覧）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-14】	2020 年度副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等 名簿	
【資料 3-2-15】	令和 2(2020)年度教養教育科運営計画（令和 2 年度(2020)年 4 月定例教授会資料	
【資料 3-2-16】	令和 2 年度新入生学外オリエンテーション実施要項（案）	
【資料 3-2-17】	令和 2 年度初年次セミナーワークブック	【資料 2-5-10】と同じ
【資料 3-2-18】	令和元年度富士大学教養演習報告（第 42 集）	
【資料 3-2-19】	オンライン授業（概念図）	
【資料 3-2-20】	令和 2 年度　FD 全員研修会「オンライン研修会」(マニュアル)	
【資料 3-2-21】	富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）PC 編	
【資料 3-2-22】	富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）スマートフォン編	
【資料 3-2-23】	令和 2 年度経済学科運営計画（令和 2(2020)年 4 月定例教授会資料）	
【資料 3-2-24】	経済学科公開授業・授業研究会報告書（令和元(2019)年 8 月定例教授会資料）	
【資料 3-2-25】	令和元(2019)年度 FD 全員研修会議事録(写)	
【資料 3-2-26】	令和元(2019)年度経営法学科「公開授業」・「授業研究会」議事録(写)	
【資料 3-2-27】	授業公開授業指導案・授業研究会記録	
【資料 3-2-28】	研究指導の副担当者（研究科委員会議事録）	
【資料 3-2-29】	大学院前期授業アンケートの集計結果（研究科委員会議事録）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	2019 年度学修行動調査結果について（令和 2(2020)年 3 月度定例教授会資料）	
【資料 3-3-3】	2019 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料・議事録（写)）	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-4】	学修成果に関する学生（新 2 年生・新 3 年生・新 4 年生）の意識調査について（令和 2 年(2020)年 6 月定例教授会資料・議事録（写)）	

【資料 3-3-5】	卒業論文評価（教員による評価・学生の自己評価）等について（令和 2(2020)年 3 月定例教授会（卒業判定会議）資料・議事録（写))	
【資料 3-3-6】	「平成 29 年度キャリア教育に関するアンケート」の概要報告（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）	
【資料 3-3-7】	卒業論文評価基準	
【資料 3-3-8】	TOEIC の実施結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料）	
【資料 3-3-9】	2019 年度 PROG テストの結果について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料・議事録（写))	
【資料 3-3-10】	日本語検定試験の結果について（令和 2(2020)年 2 月定例教授会資料）	
【資料 3-3-11】	大学院 3 種類のアンケート	
【資料 3-3-12】	大学院授業アンケートの結果（研究科委員会資料）	
【資料 3-3-13】	大学院修了者に対する教育研究環境アンケートの結果（研究科委員会資料）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-3】	理事会業務委任規則	
【資料 4-1-4】	学校法人富士大学・富士大学組織規程	
【資料 4-1-5】	学長直轄組織である委員会等の規程	
【資料 4-1-6】	全学組織である委員会等の規程	
【資料 4-1-7】	平成 27 年 11 月 4 日付「教授会の意見を聴くことが必要な事項（学長決定）	
【資料 4-1-8】	富士大学組織図	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 4-1-9】	職員配置図	
【資料 4-1-10】	2020 年度　副学長、研究科・学科等、附属機関等、委員会等名簿	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 4-1-11】	職員が教職協同組織で機能している例（2019 年度第 2 回経営方針企画立案・連絡調整委員会議事録(令和元年 7 月 17 日))	
【資料 4-1-12】	アドミッション・オフィサー規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	富士大学客員教授規程	
【資料 4-2-2】	富士大学教授会規則	
【資料 4-2-3】	富士大学における教員の任期に関する規程	

【資料 4-2-4】	富士大学教育職員昇任規則	
【資料 4-2-5】	富士大学大学院専任教員の選任に関する内規	
【資料 4-2-6】	富士大学大学院研究指導教員の資格および認定に関する規程	
【資料 4-2-7】	富士大学大学院客員教授規程	【資料 4-2-1】と同じ
【資料 4-2-8】	2019 年度新任教員研修会の実施結果について（令和元(2019)年 5 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-9】	2019 年度前期公開授業・授業研究会の実施報告について（令和元(2019)年 7 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-10】	前期授業改善報告書の作成・提出依頼について（令和元(2019)年 8 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-11】	2019 年度 FD 全員研修会の実施―内部質保証について～2021 年度の認証評価受審に向けて本学が取組むべきことについて（令和元(2019)年 8 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-12】	2019 年度前期「学生による授業評価アンケート」実施結果の総評について（令和元(2019)年 9 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-13】	2019 年度前期授業改善報告書の模範例の選定について（令和元(2019)年 9 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-14】	2019 年度第 2 回全員研修会―ICT 教育の重要性と双方向授業（クリッカーの活用を中心として）について（令和元(2019)年 11 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-15】	2019 年度後期公開授業・授業研究会の実施報告について（令和 2(2020)年 1 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-16】	令和 2 年度 FD 全員研修会の実施について（令和 2(2020)年 5 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-17】	富士大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規則	
【資料 4-2-18】	「学生による授業評価アンケート」集計結果に対する講評・分析について（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-19】	令和 2 年度新任教員研修会の実施結果について（令和 2(2020)年 5 月定例教授会資料）	
【資料 4-2-20】	「令和 2 年度前期「学生による授業評価アンケート」実施について(学生による授業評価アンケート実施要項)」(令和 2(2020)年 7 定例教授会資料）	
【資料 4-2-21】	令和元(2019)年度 FD 委員会開催議事録	
【資料 4-2-22】	藤原忠雄教授：ICT 活用の重要性　高橋栄幸教授：ICT 教育と双方向授業（令和元年年 11 月 20 日、発表者 2 人、25 分間）	
【資料 4-2-23】	オンライン授業（概念図）	【資料 3-2-19】と同じ
【資料 4-2-24】	令和 2 年度　FD 全員研修会「オンライン研修会」(マニュアル)	【資料 3-2-20】と同じ
【資料 4-2-25】	富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）	【資料 3-2-21】と同じ

	PC 編	
【資料 4-2-26】	富士大学「オンライン授業」マニュアル（Microsoft Teams）スマートフォン編	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 4-2-27】	富士大学教員評価委員会規程	
【資料 4-2-28】	教員評価実施基準	
【資料 4-2-29】	大学院 FD 資料	
【資料 4-2-30】	「平成 30 年 7 月 17 日」（平成 30(2018)年度大学院 FD 実施の資料）	
【資料 4-2-31】	大学院前期授業アンケートの集計結果「研究科委員会議事録」	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和元年度 SD 研修実施一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	教育職員授業担当内規	
【資料 4-4-2】	研究室の使用基準	
【資料 4-4-3】	大学院共同研究室の利用について（2020 年度富士大学大学院履修要項）	【資料 F-12-】と同じ
【資料 4-4-4】	「会計学スタディー・ルーム」専用教室の利用について	
【資料 4-4-5】	2019 年度学修・生活に関するアンケート調査の結果について（令和元(2019)年度定例教授会(1 月)資料）	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-4-6】	令和元(2019)年度大学院生に対するアンケート・集計結果	
【資料 4-4-7】	富士大学研究倫理規程	
【資料 4-4-8】	富士大学研究者行動規範	
【資料 4-4-9】	富士大学研究費管理運営規程	
【資料 4-4-10】	富士大学研究活動の不正行為及び不正使用に係る通報処理に関する規程	
【資料 4-4-11】	2019 年度富士大学研究倫理教育研修資料	
【資料 4-4-12】	富士大学研究助成費取扱規則	
【資料 4-4-13】	富士大学研究助成費内規	
【資料 4-4-14】	科学研究費補助金申請説明会資料	
【資料 4-4-15】	富士大学研究支援・特別研究費助成規則	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人富士大学 経営の基本方針	
【資料 5-1-2】	学校法人富士大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-3】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-4】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-5】	富士大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-6】	理事会業務委任規則	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人富士大学常勤理事会内規	
【資料 5-1-8】	富士大学運営委員会規程	
【資料 5-1-9】	学校法人富士大学・富士大学組織規程	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 5-1-10】	全学組織の「規程・規則」	
【資料 5-1-11】	学長直轄組織（委員会等）規則	
【資料 5-1-12】	教授会規則	
【資料 5-1-13】	入学者選抜委員会規則（教授会の下にある委員会）	
【資料 5-1-14】	富士大学倫理要綱	
【資料 5-1-15】	富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程	
【資料 5-1-16】	「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6ヵ年）」及び「毎年の進捗状況の確認」	
【資料 5-1-17】	事業計画書（最新のもの）（令和 2 年度）	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-18】	事業報告書（最新のもの）（令和元(2019)年度）	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-19】	部門別運営計画（令和 2(2020)年度）	
【資料 5-1-20】	部門別運営実績（令和元(2019)年度）	
【資料 5-1-21】	学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護方針	
【資料 5-1-22】	学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-23】	学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程運用規則	
【資料 5-1-24】	個人情報保護に関する外部委託管理規則	
【資料 5-1-25】	富士大学個人情報保護委員会規則	
【資料 5-1-26】	富士大学ハラスメント防止規則	
【資料 5-1-27】	学校法人富士大学及び富士大学公益通報者保護規程	
【資料 5-1-28】	富士大学防火・防災管理規程	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-1-29】	富士大学自衛消防活動運営規則	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-1-30】	災害時における避難場所に関する協定	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 5-1-31】	富士大学安全衛生管理規程	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 5-1-32】	富士大学安全衛生委員会規則	【資料 2-5-7】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人富士大学理事名簿	
【資料 5-2-3】	学校法人富士大学理事会 理事の出席状況（過去 3 年間）	
【資料 5-2-4】	富士大学学長選考規程	
【資料 5-2-5】	第 1 号～第 3 号理事の各最小・最大人数の合計が理事数の最小・最大人数と合わない理由についての説明	
【資料 5-2-6】	理事会業務委任規則	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-2-7】	学校法人富士大学常勤理事会内規	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-2-8】	富士大学運営委員会規程	【資料 5-1-8】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		

【資料 5-3-1】	富士大学組織図（学校法人富士大学を含む）	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 5-3-2】	富士大学運営委員会規程	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人富士大学・富士大学 組織規程	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 5-3-4】	アドミッション・オフィサー規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-3-5】	富士大学事務局会議運営規則	
【資料 5-3-6】	学校法人富士大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-7】	令和元年度監査報告書	
【資料 5-3-8】	監事の理事会、評議員会 出席状況	
【資料 5-3-9】	監査法人（公認会計士）監査実施状況及び監事の同席状況	
【資料 5-3-10】	令和元年度監査実施告書	
【資料 5-3-11】	監事の教授会出席状況	
【資料 5-3-12】	学校法人監事監査規程	
【資料 5-3-13】	評議員の評議員会への出席状況（過去 3 年間）	
【資料 5-3-14】	稟議書用紙	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年） 平成 27(2015)年 9 月 19 日理事会決定	
【資料 5-4-2】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）（追加）平成 28(2016)年 3 月 19 日理事会決定	
【資料 5-4-3】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年） 進捗状況の確認 平成 28(2016)年 5 月 21 日理事会承認	
【資料 5-4-4】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 28(2016)年 9 月 17 日理事会決定	
【資料 5-4-5】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）（追加）平成 29(2017)年 3 月 18 日理事会決定	
【資料 5-4-6】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）進捗状況の確認 平成 29(2017)年 5 月 20 日理事会承認	
【資料 5-4-7】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）（一部修正）（中期財務計画の修正）平成 29(2017)年 9 月 16 日理事会決定	
【資料 5-4-8】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）（追加）平成 30(2018)年 3 月 21 日理事会決定	
【資料 5-4-9】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年） 進捗状況の確認 平成 30(2018)年 5 月 26 日理事会承認	
【資料 5-4-10】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）の平成 30 年度～平成 32 年度計画の修正 平成 30(2018)年 7 月 21 日理事会承認	
【資料 5-4-11】	学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ	

	年）進捗状況の確認　令和元(2019)年 5 月 25 日理事会承認	
【資料 5-4-12】	「学校法人富士大学 経営改善計画 平成 27 年度～32 年度（6 ヵ年）」の令和元(平成 31)年度～令和 2(平成 32 年)度計画の修正　令和元(2019)年 7 月 22 日理事会承認	
【資料 5-4-13】	翌年度繰越支払資金、経常収支差額・同比率、事業活動収支差額・同比率	
【資料 5-4-14】	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）	
【資料 5-4-15】	「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」判定資料	
【資料 5-4-16】	財務比率の大学法人全体・東北ブロック・同規模法人平均との比較	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	監査法人（公認会計士）の監査報告書	
【資料 5-5-2】	監査法人（公認会計士）監査実施状況及び監事の同席状況	【資料 5-3-9】と同じ
【資料 5-5-3】	監事の令和元年度監査計画書	
【資料 5-5-4】	監事の令和元年度監査報告書	【資料 5-3-7】と同じ
【資料 5-5-5】	監事の令和元年度監査実施報告書	【資料 5-3-10】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	富士大学 自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	富士大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-2】	平成 30 年度自己点検評価書	
【資料 6-2-3】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）の 2019 年度自己点検・評価について（令和 2(2020)年度理事会(5 月)資料）	
【資料 6-2-4】	富士大学 IR センター規則	
【資料 6-2-5】	2019 年度 IR センター運営実績（令和 2(2020)年 3 月定例教授会資料）	
【資料 6-2-6】	令和 2 年度 IR センター運営計画（令和 2(2020)年 4 月定例教授会資料）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-2】	2019 年度前期「学生による授業評価アンケート」実施結果の総評について（令和元年(2019)年 9 月定例教授会資料）	【資料 4-2-12】と同じ
【資料 6-3-3】	2019 年度後期公開授業・授業研究会の実施報告について（令和 2 年(2020)年 1 月定例教授会資料）	【資料 4-2-15】と同じ
【資料 6-3-4】	2020 年度経済学科会議議事録	

【資料 6-3-5】	2020 年度経営法学科会議議事録	
【資料 6-3-6】	富士大学学則および学則別表(1)の変更について（令和元年 11 月理事会資料）	
【資料 6-3-7】	富士大学大学院学則別表	【資料 F-2】と同じ
【資料 6-3-8】	2020 年度大学院履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 6-3-9】	平成 30 年度自己点検評価書	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-3-10】	学校法人富士大学寄附行為の変更（経営情報学科の廃止）について（平成 31 年 3 月理事会資料）	
【資料 6-3-11】	平成 30 年度自己点検・評価に基づく改善計画の進捗状況について（令和 2 年(2020)年 8 月定例教授会資料）	
【資料 6-3-12】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）の令和 2 年度の自己点検・評価について（令和 2 年(2020)年 4 月定例教授会資料）	
【資料 6-3-13】	2019 年度部門別「運営実績」	【資料 5-1-19】と同じ
【資料 6-3-14】	令和 2 年度部門別「運営計画」	【資料 5-1-20】と同じ
【資料 6-3-15】	2019 年度事業報告	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-16】	令和 2 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-17】	学修・生活に関するアンケート調査の結果に基づく改善について（令和 2 年(2020)年 9 月定例教授会資料）	

基準 A. 地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的との整合性		
【資料 A-1-1】	富士大学中期目標・中期計画（教育・研究・地域社会への貢献等）	【資料 1-1-4】と同じ
A-2. 地域社会貢献の取組みの継続性と有効性		
【資料 A-2-1】	富士大学市民セミナー年表	
【資料 A-2-2】	市民セミナー参加者数（2008-2019）	
【資料 A-2-3】	富士大学花巻市民セミナー第 30 回シンポジウム実施報告	
【資料 A-2-4】	富士大学北上市民セミナー第 30 回シンポジウム実施報告	
【資料 A-2-5】	2019 富士大学日中友好交流講演会チラシ	
【資料 A-2-6】	2017 学術交流セッションポスター	
【資料 A-2-7】	2019 年度市民セミナー終了報告	
【資料 A-2-8】	2016 富士大学シニア・オープンカレッジ（高齢者公開講座）開催要項	
【資料 A-2-9】	シニア・オープンカレッジ開催状況（H27 年度～）	
【資料 A-2-10】	研究年報第 25 号	
【資料 A-2-11】	地域行政等への助言・協力（各種委員会、審議会の委員、役員等）	

【資料 A-2-12】	富士大学地域連携推進センター規則	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 A-2-13】	「スクールトレーニング」取組要望書(平成 30(2018)年度・2019 年度)	
【資料 A-2-14】	令和元(2019)年度書面による花巻市との定期協議議事録	
【資料 A-2-15】	岩泉町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-16】	西和賀町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-17】	矢巾町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-18】	一戸町と富士大学との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-19】	サテライト事業「包括連携協定締結キックオフ講演会」次第他	
【資料 A-2-20】	富士大学地域連携推進連絡協議会 要綱	
【資料 A-2-21】	富士大学地域連携推進連絡協議会 議事録	
【資料 A-2-22】	「花巻空港での上海・台湾からの観光客歓迎ボランティア活動」の様子（ホームページ掲載記事）	
【資料 A-2-23】	「富士大学連携型 CCRC 事業へのサポート・プラットフォーム形成」記念シンポジウム開催案内	
【資料 A-2-24】	富士大学と花巻信用金庫との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-25】	「地域金融論」講義概要	
【資料 A-2-26】	「ふるさと発見！大交流会 in Iwate 2019」開催案内	
【資料 A-2-27】	「いわてキボウスター開拓塾 2019」開催案内	
【資料 A-2-28】	「地域貢献人材育成プログラム」のご案内	
【資料 A-2-29】	花南地区コミュニティ会議との連携協力に関する包括連携協定書	
【資料 A-2-30】	「ハートフル花南のまちづくりを話し合う会」実施要領	
【資料 A-2-31】	紫陵祭の様子（ホームページ掲載記事）	
【資料 A-2-32】	富士大学留学生・南城中学校生徒・交流会開催要領	
【資料 A-2-33】	県立遠野高等学校 総合学習「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」開催要領	
【資料 A-2-34】	花巻市立南城小学校　キャリア教育「本気先生の熱血授業」開催要項	
【資料 A-2-35】	「花巻 CCRC（Continuing Care Retirement Community）事業」に関する受託研究契約書	
【資料 A-2-36】	「花巻における富士大学連携型 CCRC 事業―花巻型コンヴィヴィアル・ライフの提案」報告書	
【資料 A-2-37】	令和元(2019)年度林野庁補助事業「『地域内エコシステム』構築事業成果報告会」報告書	
【資料 A-2-38】	富士大学災害復興支援学生ボランティアコーディネート体制	
【資料 A-2-39】	学生ボランティア活動実績	
【資料 A-2-40】	全国高校生童話大賞受賞作品集	

【資料 A-2-41】	全国高校生童話大賞表彰式リーフレット	
【資料 A-2-42】	第 1 回～第 19 回全国高校生童話大賞応募状況	
【資料 A-2-43】	令和元(2019)年度スポーツセンター開放状況	
【資料 A-2-44】	令和元(2019)年度サッカー場利用状況	
【資料 A-2-45】	令和元(2019)年度学外者施設利用状況	
【資料 A-2-46】	令和元(2019)年度各高等学校に対する案内文書	
【資料 A-2-47】	令和元(2019)年度出前講義開催状況	
【資料 A-2-48】	令和元年度年度高大連携「ウィンターセッション」プログラム概要	
【資料 A-2-49】	ダニエル先生の英語講座開催案内（令和元(2019)年度）	
【資料 A-2-50】	国際フェアへの参加報告（令和元(2019)年 12 月、富士大学ホームページ）	
【資料 A-2-51】	花南コミュニティ会議主催交流事業参加報告（令和元(2019)年 12 月、富士大学ホームページ）	
【資料 A-2-52】	日本岩手県大学訪中団報告（令和元(2019)年 9 月、富士大学ホームページ）	
【資料 A-2-53】	富士大学・ナショナルパークカレッジ学生交流プログラム報（令和元(2019)年 12 月、富士大学ホームページ）	
【資料 A-2-54】	富士大学スポーツ振興アカデミー規則	
【資料 A-2-55】	平成 30 年度スポーツ振興委員会・スポーツ振興アカデミー運営実績書	
【資料 A-2-56】	令和元(2019)年度スポーツ振興委員会・スポーツ振興アカデミー運営実績書	
【資料 A-2-57】	NHK 大学セミナー「私たちのインテリジェンスがスポーツを面白くする～スポーツの可能性を拓き続けるジャーナリストからの提言～」チラシ	
【資料 A-2-58】	宮沢賢治の世界をめぐるサイクルツアー　ポスター縮小版、アンケート調査報告書	
【資料 A-2-59】	「子どもの体作り教室」ポスター	
【資料 A-2-60】	平成 30 年度遠野高校「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト報告ポスター	
【資料 A-2-61】	令和元年度遠野高校「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト報告ポスター	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。